慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	群書治要とその現存本
Sub Title	
Author	尾崎, 康(Ozaki, Yasushi)
Publisher	慶應義塾大学附属研究所斯道文庫
Publication year	1990
Jtitle	斯道文庫論集 (Bulletin of the Shidô Bunko Institute). No.25 (1990.) ,p.121- 210
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00106199-00000025-0121

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

群書治要とその現存本

尾崎　康

一　群書治要について

群書治要五〇巻は、書名が示す通り、古来の群書から治政の要諦を論じる文章を抄出、輯録したものである。それは唐の太宗が自らのために、また後継の諸帝や王のために編ませたものであるから、成立後ただちに写本を何部か作って諸王に与え、玄宗もまた同じくした。奈良時代か平安時代初期に舶載されてから、わが国でも仁明以下の諸帝が講説を受けた記録がある。

鎌倉時代の後半になって、北条実時と孫の貞顕はことのほかこの書を尊重し、京から写本を求めて、さらに清原教隆らを遣してこれに加点させ、かれらについて少くとも経書を六ないし二回、子書の多くも一度は講読してその旨の記号を残している。この金沢文庫本が、三巻を欠くが、周知の通りほぼ完具された唯一の本として、江戸幕府に収められて伝えられ、宮内庁書陵部の現蔵するところである。

この本の大半の巻に存する奥書によれば、当時、京には数種の写本があったようで、群書治要がやはり尊重されていたことを窺わせる。それらは平安の写本かその伝鈔本であったであろうが、それらがすべて亡佚したと思われていたところ、第二次大戦後になって九条家伝襲の平安中期写の残一三巻が出現した。

徳川家康は元和二年（一六一六）、金沢文庫本をもとに銅活字による刊行を企てたが急逝し、その歿後まもなく完成した。

この印本や活字を引継いだ紀伊藩は、弘化三年（一八四六）にこの活字を用いて再刊した。しかしいずれも現存本は少く、普及度は低かったと思われる。

天明七年に尾張藩が、元和本を底本に金沢文庫本をもって校正して刊刻したものが、わが国の漢学者にも中国に対しても、大きな影響を与えた。この孝経の注が鄭玄のものであることが解明され、またその三部が長崎から清国に送られて翻刻され、話題を呼んだ。鄭注孝経もそうであったが、群書治要も宋代には逸していたからである。

これらの経過は、すでに右文故事巻三に概述されて以来、世の知るところとはなっていたが、広くはなかなか関心を寄せられなかったようである。金沢文庫本は一九四一年に宮内省図書寮（当時）から、五〇部に限って伝来の巻子本の形で、コロタイプ印刷に句点・ヲコト点を朱筆で加えて刊行され、さらに活字翻印本を作って詳細な解説を附し、広く頒布された。これによって、またそれより早く天明尾張本が四部叢刊に収められて、一般にはこの書の価値がようやく認識されるに至ったといえようか。しかし、元和銅活字本には誤字も少くなく、コロタイプ版も稀覯で、訓点の多い金沢文庫本の面目もよく伝えられてはいないと言ってよい。また群書治要については、本文・注文ともに佚書を多く含むなどの理由で、先学によってさまざまな形で報告や研究が報告されてはいるが、なかなか原本の利用が適わなかった場合が多いかに見受けられる。

また金沢文庫本、九条家本、元和銅活字本、天明尾張本のそれぞれについて、紹介、解題、研究の類はあるが、諸本がほとんど一本から出ているにもかかわらず、総合して述べられたものがない。このたび古典研究会創立二五年記念の古典研究会叢書漢籍之部に、この本の再影印（洋装七冊）が行われた。この機会に群書治要の現存本についていささか広く調査する機会を得たから、一部については先学の考究を尊重して重複を厭わず、その全般にわたって相互の関連も考慮して記述しようとするものである。

早く群書治要について述べ、またこの書を著録するものに、両唐書経籍・藝文志、新唐書蕭徳言伝、唐会要、中興館閣書目、玉海等がある。このうち、その書名、巻数、成立、目的、内容、編者をもっとも簡明に伝えるのが唐会要巻三六修撰で、次のようにいう。

貞観五年九月二十七日、秘書監魏徴、撰群書政要、上之。太宗欲覧前王得失、爰自六経訖于諸子、上始五帝、下尽晋年。徴与虞世南・諸葛・蕭徳言等、始成凡五十巻、上之。諸王各賜一本。

まず書名を「政要」というのは、旧唐書経籍志が「理要」とするのと同じく、高宗の避諱であるが、あるいは貞観政要との混同もあろうか。金沢文庫本の巻三の尾題にも「政要」とあり、わが国に齎された祖本が高宗ないし玄宗、つまり七世紀後半から八世紀ごろの写本で、その痕跡が「民」字の欠筆とともにわずかに残ったものであろう。

唐の太宗は、治政の規範とすべき記事を歴史、故事、古典などに求めるとともに、その理念を内外に示すために、内容と形式は多様ながら、同じ目的の著作を腹心に命じて頻りに編纂させた。帝王略論、帝範、貞観政要（呉競の上表は景竜三年・七〇九）などで、広義には律令、五経正義、晋書や南北朝五代史なども含まれようし、長孫皇后の女則、降って則天武后の臣軌などもこの系列に属しよう。

貞観五年（六三一）といえば、太宗の支配権力がようやく確立した時期である。初唐の一〇年、政局は多難であった。外的には隋末以来の兵乱はどうにか治ったものの、玄武門の変（六二六）に兄の太子建成と弟の元吉を殺し、父高祖を退けて即位したあと、内政でも飢饉や蝗害、洪水が続いて物価の高騰を招いていた。それが四年から安定に向ったもので、このころこの書の編纂が進められたのであろう。

南北朝五代史の修撰の命は貞観三年の詔勅により、帝王略論の成立もこの直前かと思われる（虞世南の帝王略論について斯道文庫論集第五輯一九六七年）。その帝王略論序には、「心を墳典に留めて、往代の興亡に鑒み、前修の得失を覧る」という。帝王略論は古来の王朝の興亡、帝王の得失を簡潔に述べているが、わずかに五巻で内容としてはかなり不十分とされたかと思われる。そこで歴史的に叙述するよりも、多数の古典の中から政治の目的、理念、理論、名言、実際などを論じた文章を体系的に抄出して、これを五〇巻の大冊に網羅し、万機に応用できるように計ったのが群書治要であろう。

太宗は諸王に各一本を賜ったというが、この時期においてはまだ強力な中央集権国家の確立には至っておらず、まずは太宗がこれを参考とし、局面を打開して将来的な展望の開示を計るという段階であった。前述の通り、形式や内容は異なるが、目的をほぼ同じくし、この系列に属する書は少くないが、その多くは太宗が後継の帝王のために編ませたもので、帝範の成立は貞観二二年、貞観政要は太宗一代の論議を収めるから、編者呉

競の上進の日付が太宗歿後半世紀を経た景竜三年になる。

唐会要では、秘書監魏徴が群書治要を撰してこれを上したほか、虞世南・褚亮・蕭徳言等がこれに協力したとされる。魏徴は本書の全巻首に銜名を連ねているが、両唐書の列伝には、いずれも各人の伝はあるものの、関係の記事を含むのは新唐書巻一九八儒学上の蕭徳言伝だけである。

蕭徳言、字文行、陳吏部郎引子也。……太宗欲知前世徳失、詔魏徴・虞世南・褚亮及徳言、哀次経史百氏帝王所以興衰者、上之。帝愛其書博而要、曰「使我稽古臨時不惑者、公等力也。」賚賜尤渥。

ここにも同じ名しかみえないから、この四人が中心になって事業を進めたのであろう。魏徴が総裁、蕭徳言が主編者と目されるのもこの記事があるためであろうが、魏徴の立場はともかく、他にそれほどの参加の程度の差があったかどうか。虞世南・褚亮・蕭徳言は陳朝以来の盟友であり、以下、唐会要によれば、唐へ入っても武徳四年の秦王（太宗）府下の文学館以来（蕭徳言は文学館学士であった形跡はない）、それぞれ一八学士の一人として称されていた。一方、同年に設けられた修文館が、同九年三月に弘文館と改められ、太宗の即位とともに、大いに文教を闡くために、群書二〇余万巻を聚め、天下の賢良文学の士を精選し、本官をもって学士を兼ねたというなかに、魏徴を除く、そして蕭徳言もの三人が入っている。群書治要編纂の開始はおそらくこのころで、弘文館がその舞台であったことは十分に想像される。その蔵書二〇余巻というのは、隋書経籍志序に武徳五年に約九万巻というのと較べて疑問はすでに出されているが（興膳宏『隋書経籍志序訳注（一）』中国文学報二五 一九七五年）、いずれにせよこの蔵書を大いに利用して、この書の編纂に尽力したのであろう。

群書治要五〇巻は、金沢文庫本の目録によれば、一〇巻ごとに一袠に分たれ、首の一袠一〇巻に経書、次の二袠二〇巻に史書、尾の二袠二〇巻に子書が、計六八種収められている。首一〇巻は五経と孝経、論語のほかに、逸周書、国語、韓詩外伝が含まれる。春秋は左氏伝であって、三巻を占めるのが特徴である。

史書は正史、すなわち四史に呉越春秋が添えられただけであるが、漢書顔師古注と唐修晋書が成立する前の編纂であるから、漢書注と晋書は現存しない本である。四史はいずれも二巻以上

ずつになるが、とりわけ漢書が八巻に及んでいる。史記の漢代の部分がすべて略されて漢書に委ねられているためもあるが、太宗や編者たちにとって漢帝国が治術の規範であったことを示唆する。一方、春秋左氏伝の三巻とともに、後漢書、三国志とも四巻ある。

子部は二〇巻に四八種をも収め、それらの成立は先秦から晋代に及んでいるが、配列はだいたいにおいてその順をもってしたらしく、子部の類別は不定である。すなわち兵家の六韜に始り、法・儒・道・墨・雑等の各家の書が入り交り、その種類も多い。また魏晋代の著書が、末五巻にわたって一〇種も収録されている。そして、実にその四分の一が佚書と思われる。このことについては次に述べる。

群書の数は唐書蕭徳言伝には経史百氏とあったが、目録で数えて計六八種、史の魏志・蜀志・呉志を三国志と纒めれば六六種となる。初唐に編纂されたのであるから、このように多数の書が、秘府に特に収蔵されたそれ以前の、おそらくは六朝後期の優れた写本を底本として、抄出されたものであろう。

わが国には奈良時代に将来されたといわれるから、現存の群書治要が平安中期あるいは鎌倉時代の写本にしても、初唐の善本の伝写本であることには疑いの余地がない。一一世紀以降の宋刊本に先行する経史子の写本はほとんど伝存しないから、七世紀以前の写本、それも勅命を奉じて秘府の蔵本から抄録されたこれら群書の本文・注文は、抜萃ではあるがかなり長文でもあり、それぞれの通行本と較べれば、校勘資料として高い価値を持つことは当然であろう。

群書治要を用いての校勘は夙に一部の経書等について行われているが、本文の字句の出入、異同ばかりでなく、たとえば巻三七の慎子は、わずかながら注を混えることとともに、知忠（本文三七六字、注文一一一字）、君臣（本文五五字、注文三九字）の二篇は今本にないもので、守山閣叢書や四部叢刊本はこの佚文を巻末に補入している。なお、王叔岷・群書治要節本慎子義証（文史哲学報三二一九八三年）がある。

さらに注目すべきは、唐宋以後に失われた書が一〇余も収載されていることである。晋書のほかに、子部で尸佼の尸子、申不害の申子、漢の桓譚の桓子新論、崔寔の政要論、仲長統の仲長子昌言、魏の文帝の典論、劉廙の政論別伝、蔣済の蔣子万機論、桓範の政要論、杜恕の体論、呉の陸景の典語、晋の楊偉の

時務論、傅玄の傅子、袁淮の袁子正書等である。

これらはまず孫星衍の平津館叢書(嘉慶一一年刊・一八〇六)や汪継培の湖海楼叢書(嘉慶一七年刊)に尸子が、厳可均の全上古三代秦漢三国六朝文(嘉慶二〇年跋)にこの大半が採録されるなど、唯一でありしかもかなり纏って伝えられた佚文として、大いに貴ばれている。同治中刊(一八六二〜七四)の榕園叢書内集には治要節鈔として五巻附録一巻が、尸子、申子、政論、昌言、典論、劉子別伝、(桓範)政要論、体論、典語、万機論、袁氏政書で構成されている。馬国翰(咸豊七年進士・一八五七)の玉函山房輯佚書は乾隆中の章宗源の稿本に基いたためか、未収であるが、王仁俊輯の同書続編に補入されている。

このなかで、たとえば平津館叢書の尸子は、封面や叙に尸子集本と題する二巻で、上巻は群書治要収載文を中心とし、その一部と下巻に爾雅、玉篇、史記、山海経、五行大義、長短経、意林、北堂書鈔、太平御覧、事物紀原等から採録した佚文を配したものである。上巻は篇名も明記されて文も纏っているのに対して、下巻は断句の集りで、群書治要のもつ意味の大きさを如実に伝えている。なお、尸子の群書治要以外の佚文は、諸子彙函(明天啓六年序刊・一六二六)から輯められていた。

また傅子は四庫全書に収められているが、隋書経籍志、両唐書経籍・藝文志にいう一二〇巻が、宋代には崇文総目では二三篇、宋志藝文志では五巻しか存せず、後についに散佚したという。四庫本は永楽大典から輯められたものであるが、量としては群書治要本の三分の二ほどしかない。すなわち文義の完具するもの一二篇、未全のものやはり一二篇あり、群書治要にも二四篇を収録する。しかし考仁、治正の二篇は永楽大典になく、その逆に官人、鏡総叙の二篇が群書治要にない。各篇の順序は全体に大きく違い、四庫全書が次の通りであるのに(縦へ)、群書治要はその下の数字の順にある。そして篇名も校工、信直が群書治要では核工、信道である。

正心	14	仁論	6	義信	7	通志	15
挙賢	2	重爵禄	10	礼楽	8	貴教	12
検商賈	5	校工	4	戒言	13	仮言	2
問政	19	治体	1	授職	3	官人	
曲制	16	信直	21	矯違	22	問刑	20
安民	17	法刑	9	平役賦	11	鏡総叙	
附録四八条							

このうち四庫全書が文義完具というのは前半の一二篇である

が、この大半は両本が同文である。まさに完具であるなら、群書治要は他の一二篇もそれに近いとみてよく、字数にしても四庫本未全の一二篇はほぼその倍ある。しかし、完具の方の仁論篇は、両者の文がほとんど異っている。

厳可均はこれらを四巻にして全晋文に収め、余嘉錫は嘉慶七年（一八一〇）に三国志裴松之注等から、また一二年に意林等から採録して四巻とし（四庫提要弁証巻一〇傅子）、さらに葉徳輝輯の観古堂所著書本三巻附訂誤一巻がある。

この群書に附された注にも佚文が多く、早くから注目された。注者は本文と違って判りにくいが、林秀一氏によれば、孝経の注が鄭玄のものであることは、明和二年（一七六五）に松平龍が推定し、さらに宇佐美恵が断定して、この刊行が同七年には片山世璠によって企てられ、寛政三年（一七九一）になって河村益根によって実現された（孝経学論集第一篇孝経鄭注に関する研究明治書院一九七六年）。また、論語の注の多くは何晏の集解であるが、一部に鄭玄の注を採用していること、尚書舜典に王粛注が含まれていることなどを、石浜純太郎氏が校証されている（群書治要の論語鄭注東亜研究五―六一九一五年・群書治要の尚書舜典同五―一〇、一一・支那学論攷所収全国書房一九四三年）。

氏には群書治要の史類という論攷もあって（同書所収）、史記に裴駰集解以外の帝王世紀のかなり長文の引用があること、顔師古注成立以前のこの書の漢書注は後漢の蔡謨の集解で、隋書経籍志に太山太守応劭集解とある一一五巻本を用いていること、晋書がおそらく隋志に一一〇巻斉徐州主簿臧栄緒撰とある本であろうこととともに、注に干宝晋紀がやはり長文で引かれていることなどを指摘されている。氏が大正から昭和にかけて、泊園書院との縁や敦煌本との関係もあって、群書治要のいろいろな面を情熱をもって考察されたことを特記しておく必要がある。

日本国見在書目録にはやはり雑家に、

群書治要五十魏徵撰

と著録されるが、奈良時代には到来したとされ、同じく右文故事（巻三）以来、次のような記録のあることが指摘されている。

（承和五年六月）壬子（仁明）天皇御清涼殿、令助教正六位上直道宿祢公、読群書治要第一巻、有五教文故也。

続日本後紀巻七（七三八）

（貞観一七年四月二五日）（清和）天皇読群書治要。参議正

四位下行勘解由長官兼式部大甫播磨権守菅原朝臣是善、奉授書中所抄納紀伝諸子之文、従五位上守刑部大輔菅野朝臣佐世、奉授五経之文。従五位下行行山城権介善渕朝臣愛成為都講、従四位上行右京大夫兼但馬守源朝臣覚豫侍講席。

三代実録巻二七（八七五）

（昌泰元年二月）二八日　式部大輔紀長谷雄朝臣侍清涼殿、以群書治要奉授（醍醐）天皇。大内記小野朝臣美材為尚復、公卿同預席。

日本紀略後篇一（八九八）

仁明は周易、清和は紀伝諸子、醍醐は五経と、それぞれに範囲の大小があるかにみえるが、遅くとも平安期の前期には、群書治要を学ぼうとしていたらしいことがわかる。それが一日で終ったものであれば、わずかに一、二巻を講読したにすぎまいが、このように記録に残された場合の方がむしろ珍しいとすれば、治政の理念を古典に求めるのに、その要所を抄出したこの書がいわば帝王学のテクストとして用いられたことになる。(1) 後に触れるが、平安から鎌倉期にかけて、京都にいくつもの写本が存在したらしいことは、その需要が少くなかったことを示していよう。

二　〔鎌倉〕写　金沢文庫本

宮内庁書陵部現蔵の金沢文庫本四七軸は鎌倉時代中期ごろの書写とみられるが、その時期は一様でなく、奥書によってほぼ三期に分れることがわかる。

まず巻一～一〇の経書九巻（欠巻四）は、建長五年（一二五三）以前の写本である。奥書は影印本に明らかであり、すでに図書寮漢籍善本書目、同典籍解題漢籍編その他に移録されているから、ここには繰返さない。巻二を例にとれば、

建長五年七月十九日依洒掃少尹
尊閣教命校本書加愚点了
前参河守清原（教隆花押）

のようにあって、清原教隆が洒掃（員外）少尹または越州使君、すなわち北条実時の命によって加点を了えている。その年月は、これを始めとして（一二五三）、巻三が建長五年一〇月五日、巻五が同六年一一月六日、巻六が同七年正月一三日、巻一が同八月一四日、巻一〇が同一二月一三日、巻七が康元二年（一二五七）三月九日、巻九が正嘉元年（同・三月一四日改元）四月一二日である。

すでに書写されてあった本に、一二五〇年代に教隆が訓点を施したのであるから、それ以前に、またその後の巻の奥書や教隆の経歴から推して京都から鎌倉に齎されていたものであろう。

そして巻一については、建長七年九月三日にこれを教隆が実時に講じ、また巻二と一〇を除く各巻に読解の回数を示す横線が二ないし六本あって、それが繰返し行われたことがわかる。なお、この読符号は子部の巻三五・四一・四二・四三・四五・四六・四八・四九・五一にも各一ずつある。

清原教隆とその加点、清家の秘説の北条氏への奉授については、小林芳規氏に詳節があり（金沢文庫本「群書治要」の訓点―経部について―　金沢文庫研究二七七　一九八六年）、この節でも氏の所論に大いに負うている。

教隆は頼業の孫、仲隆の子で、仲隆以来、鎌倉に下っていたが、すでに尚書、毛詩、春秋経伝集解、古文孝経、論語を清原家の家説によって加点し、かつそれを北条実時らに授けていたことが、それぞれの各種の本の奥書等で明らかであるという。文永二年に没したために、その加点は史・子部には及ばなかったらしい。

巻次の順に取上げると最後になるが、巻三一～五〇の子部も、この前後の、あるいは一連の写本かと考えられる。実時は識しておらず、蓮華王院本から移点したとは経部になかったが、文応元年（一二六〇）に清原教隆が上洛した折というから、五〇巻の大巻の詳密な点を写すには時間がかかり、順序としてこのようになったのであろう。

巻一一～三〇の史部書の多くは紛失あるいは焼失したようで、経子より遅れて更めて書写して補われたものである。これも二期に分れて、実時が康有本を再写させたものと、孫の貞顕が補わせたものとある。

奥書のない巻は不確かながら、巻一一～一九はもともと北条実時が先に大番役となって京都にいた後藤壹州（壹岐守基政）[2]に写本を誂えさせ（巻一七）、正元元年（一二五九）ないし弘長三年（一二六三）ごろ右京北藤原茂範（南家）に加点させた本であったが、巻一一は紛失し、他は文永七年（一二七〇）一二月に焼失してしまった。現存本の巻一一は実際には奥書に反して点がなく、奥書のない巻一二、次にいう北条貞顕令写本の巻一四も、藤原茂範の訓点であるといわれる。しかし、実時はこれらを文永五年（一二六八）ごろに勾勘三善康有に転写させてあったので、文永一一年（一二七四）～建治二年（一二七六）の間に、必ずしも巻次の順にではなく、三たび書写させて補っ

た。これが現在の金沢文庫本の巻一一・一二・一五～一九である。

巻二一～二五は、文永二年四月ごろ実時が左京北藤原俊国（日野家）に依頼して仙洞御書本を移点し、同四年三月二五日に受取った（巻二一）。巻二三は奥書がないが、前後と同じ俊国点であるといわれる。巻二六は無点であるが、巻二五と筆跡は同じであり、巻二七の奥書には、直講清原隆重が「点校了」と「以隆重手跡仮表書之訖 所注付也」というが、「以仙洞御本点之」ともいい、藤原俊国の点であるとされる。したがって、この七巻は罹災を免れたものであろう。

巻一四・二八～三〇の四巻は、実時の後に紛失したものを、孫の貞顕が書写させて補ったものである。巻一四は徳治二年（一三〇七）に左衛門権佐藤原光経本を、巻二九・三〇は嘉元四年（一三〇六）に右大弁三位藤原経雄本を用って書写点校し、巻二八は延慶元年（一三〇八）に校合したと奥書にいう。また巻二九・三〇の本奥書に、藤原俊国が天書、御書を以て点したとあり、巻二一以降と同じ本の重写本である。この両巻について、経雄が「合本紀伝、少々直付之、相違是多、不似余書」、「各合晋書之文、相違所々直付之」というのは、唐修晋書と異るからであろう。

巻三一～五〇の子部は、奥書のない巻三一を含めて、文応元年（一二六〇）に清原教隆が実時の命によって上洛した際に、蓮華王院本を移点したもので、そのときすでに本文は書写されていたことになる。文応元年の一〇月ないし一二月（巻三九には正元元年・一二五九とある）、教隆は翌年の辛酉革命の勧文を進上するために京に遣された機会を利用して、この希望を申しでた。ただし蓮華王院本には本奥書があって、長寛二年（一一六四）に藤原敦周（巻三六・三七）、教綱（巻三九・四〇）、敦経（巻四三・四四）、清原頼業（巻四六）が点進したとあり、小林氏は巻三一～三五・三八も敦周、巻四一・四二が教綱、巻四五が教経、巻四七～五〇は未詳ながら頼業が加点したものと推定されている。これらの経緯とこの本の価値を、清原教隆は最終巻の巻末に次のように纒めている。（句点は補）

文応改元之暦、応鐘上旬之候、清原
末儒白地上洛、蓋是及六旬之後、加五
儒之末、雖無面目、不得黙止、為進上革
命勧文、悉所催長途旅行也、以此便
宜依越州使君教命、此書申出蓮
華王院宝蔵御本、終校点之功者也、

此御本之外、諸儒家更無此書点本
云々　尤可秘者歟
直講清原（教隆花押）

五〇巻（欠巻四・一三・二〇）　〔鎌倉〕写　金沢文庫本
四七軸　宮内庁書陵部蔵

三七巻が文永七年（一二七〇）以前の、巻一一・一五～一九の六巻が建治二年（一二七六）の、巻一四・二八～三〇の四巻が徳治二年（一三〇七）の書写であることが、前述の通り各巻末の奥書で知られる。

後補藍色表紙（二九×二三・三㌢）。料紙の高さは巻によって多少の差異はある。題簽は「群書治要　一」のように墨書、右文故事巻三に「籤題は慶長御写本ノ時ノ書ナリ」という。巻軸は木製で、その両端は径約八㍉の八角形をしており、表紙と同じく江戸初期に補われたものであろう。

料紙の高さは二八・八㌢とわずかに低い。紙幅は、糊代を含めて、巻一の第一紙が四六・八㌢で一九行を収め、第二紙が四九・三㌢で二〇行、第三紙が二四・六㌢で一〇行、さらには建治二年写の巻一一はほぼ六〇㌢で二一行というように、同巻の中でも、まして書写の時を異にする巻ではいっそう不定である。概して五〇㌢弱の料紙一張に、二〇行をとっている。烏糸欄は界高二一・一㌢、界幅二・四～二・五㌢。毎行一四～一七字で、一五、一六字のところが多く、注は小字双行で、本文と同字の巻や二〇字程度の巻もある。

薄葉雁皮紙に騰写し、やや厚手の同質紙で裏打ちしたらしく、虫損は表面だけにある。建治と徳治写の巻は、同じ雁皮紙ながらむろん紙質を異にし、虫損が少いかないかでわかりにくいが、巻一と同様の形式のようである。寄合書。

第一軸は、まず総編者魏徴の序、全巻の目録があって、巻一の周易に入る。目録の巻四二～四四には、この目録と各巻に収載の書との間に、次のような相違がある。

総目録	各巻目録
巻四二　新序　説苑	塩鉄論　新序
四三　塩鉄論　桓子新論	説苑
四四　潛夫論	桓子新論　潛夫論

元和銅活字版や天明尾張版では、これが訂されている。

序をはじめ、各巻（軸）とも初行に「群書治要巻第幾」と題し、その下にやや小字で「秘書監鉅鹿男臣魏徴等奉勅撰」と記

す。ただし、序と同巻の巻一は大題だけで、銜名を繰返すことをしない。書名の「群」字は、元和版以下のような「羣」字を用いることがない。

各巻とも第二行以下にその巻に収録する各書の書名を一括して掲げて目録とし、またそれぞれの書の冒頭に書名とともにその撰者名を明記するが、巻四八の第二の楊偉の時務論は、総目録に時務論とあるもののこれらを欠き、杜恕の体論から直接続くかのようになっている。元和版と天明版は総目録でもこれを省いたから、実在する本文が埋没してしまっている。

寄合書で、一巻の中途に一〇行程度の一紙が異筆の場合もある。後年の補写巻では当然、字様が変化してきている。

唐太宗の避諱が、ときに「民」字に残されている。これは三期の写本のいずれにもあり、巻によって濃度が違うがその末画と点とを欠く。巻二に「民」字は約五〇もあるが、その多くが始め末画がなかったのに後に別筆で補われている。第七四、九五、二八九、三六五、三六六、四九五～五〇一行のものは明らかにそうであるが、影印本では識別が難しい。巻五では、異体のように癖が強く欠画して「亡」に以た「民」字の右に、校字が添えられる場合が一〇数例もみられる。建治・徳治写の巻にもあり、一度正字を書いたうえで末画と削りとった場合もいくつかみられる。「世」「治」字の避諱はないらしい。

各巻とも首尾に「金沢文庫」印を捺す。関靖氏の分類で（金沢文庫の研究講談社　四七八、九頁　一九五一年）、巻一～三〇は第七号印、巻三一～五〇は第一〇号印とされ、両印は極似するが、後者がわずかに小さい。

なお、巻二の尚書には、刊本の墨釘のような形で、本文および注文を墨で塗りつぶした箇所が大いに目立つ。近本と較べたところでは、本文、注は孔安国伝のともに衍字衍文らしく、書写の後の校正に際して消したものであろうか。その墨色は稀に薄いところもあるが、本文とほぼ同じであって、元の文字はほとんど見えず、同字と重ねたところ（古典研究会影印本の第一〇二・三八一行）、助辞の「世」を消したところ（同第二三〇・二七七行）などが判読できるにすぎない。この「也」は、この巻に限らないが、注の文末にはほとんど附けられているものである。訓点は朱句点が一箇所（第六四行右第二字）にみえるだけで、他の墨釘のようなところには加えられていないと思われる。

朱筆のヲコト点・人名符・勾点、墨筆の句点・返点・声点・振仮名・送仮名・行間あるいは眉上に校字・反切・釈文等の書入がある。これらは大半の巻に施され、巻一一と二六が無点で

ある。また、巻八周礼の紙背に、五射・五馭・六書・九数・九伐の語についての注記がある。裏書は巻二五・二九・三〇・三一・三七・四〇の各巻にも一ないし一〇数箇所ある。

さらに巻一二・二三・二五・二六・三一を除いて奥書があり、これによって書写と加点が幾様かにわたること、その年代や点者がおよそ判明するが、それについてはすでに触れた通りで、小林氏の所論に委ねる。

書陵部では現在は江戸写の奥書集を附して、目録上は四八冊とされている。

三〔平安〕写　九条家本

敗戦後に九条家から新たに発見された平安写本の経緯、および詳しい内容については、是沢恭三氏による紹介のほかにないとされるので（新収品研究 Museum 110 群書治要について 一九六〇年）、いま多くこれにより、調査を許された巻二二と二六の二巻の知見を加えて述べる。

東京赤坂の九条公爵邸は、一九四五（昭和二〇）年の爆撃で灰燼に帰したが、幸にして土蔵が一つ焼残り、そこから平安写の中右記部類抄をはじめ多数の古鈔本等が現れ、翌々年一月に入札売立が行われたといわれる。群書治要もその一に入るべきであったのであろうが、発見がやや遅れたらしく、その経緯を是沢氏は次のようにいわれる。

その発見は、戦災によって跡形も無く焼払われ、破壊せられた九条家の邸内の一隅に、ただ一箇所その形を残した倉庫から見出された。しかも終戦後の混乱中、管理も行き届かず、倉庫内の貴重な品々は大部分盗難に遇ったが、たまたま文書典籍の一部は雑器と共にその難を免れた。その中にこの群書治要が含まれていた。盗難後足の踏み処なきまでに荒らされた倉庫の棚の端の方に散乱した空箱類の間に置かれた粗末な平たい板箱の横に、ふと見付け出された貼紙二つ、一つは「書第百十五」いま一つは「群書治要」とあり、その箱の中にこの巻物が誠に無雑作に投げ込まれていた。箱は荷造用外箱の躰で、蓋裏に明治時代の商標が一枚貼られ「大日本東京本所一ノ橋越後屋御菓子司、製造本舗 Confedioner K, Kuwahara」と記してあった。巻物は十五巻ばかり無軸、無表紙のもの、その一二巻は継目の外れたまま巻き込まれていて、直ぐ続きも分明でなく、一見して何巻分が含まれているかを知ることはできなかった。しかし巻物を開いて、色斐紙を料紙とし、金罫を施し

て書写した群書治要であり、その書体、料紙は正しく平安中期のものと認められ、全く一驚を喫したのである。

このあと国が買上げ、国立東京博物館に収められて、二七年（一九五二）に国宝に指定された。しかし、破損の状況が「表紙も無く、軸も失われ、ある巻のごときは虫損、鼠害、被損などのはなはだしいもの」であったために、完全な修理はわずかに二巻に行われただけであるといわれ、公開も近くは一九八六年の東京・京都両博物館の日本美術名宝展に巻二二等が展観された程度のようである。(3)

さて、氏によれば存一三巻の巻次およびその切断欠佚枚数、現存枚数は次の通りである。

巻次	切断欠佚枚数	現存枚数
巻二二	巻尾欠	三一枚
二六		三一
三一	第一紙欠	二三
三三		二六
三五	第二、三紙欠 第一二至二〇紙迄九紙欠 第二六、二七紙（献上）	一五
三六	第二〇紙以下欠	二〇
三七	第五、九紙（献上） 第一四至一七紙迄四紙欠 第二四、二五、二六紙 第二七紙の内一〇行）（梅庵へ与う）	一九
四二	第一紙欠、第一一紙（献上）	二三
四三	第十四紙（献上）	一七
四五	第一二紙（献上）	二六
四七	第二八紙（献上）	二八
四八	第三紙（献上）	二六
四九		二七

このうち修理の了った巻二二、二六の二巻の調査を許された。新補瑞雲唐草文繧錦表紙、見返しは金泥に金銀の切箔散し、昭和三〇年と三二年に修理したとの箱書がある。

料紙の高さは巻二二が二六・七センチ、巻二七は二七センチ、一紙の幅は第一紙が四七センチ、以下ほとんど四九～五〇センチ。

この料紙がまことに美麗かつ優雅なもので、一紙ごとに、またその表裏が色違いの斐紙を連ねている。この色を巻二二を例に順に是沢氏によって次に示すが、裏は表をやや濃くしたもので、これを（　）に入れる。第一紙　淡錆蘇芳（暗蘇芳）、二　淡蘇芳（表と同色）、三　飛雲（肌）、四　金茶（同）、五　淡代赭（同）、六　飛雲（肌）、七　薄縹（錆縹）、八　灰青縁（同）、九　飛雲（肌）、一〇　黄茶（同）、一一　薄落葉（同）、

一二　飛雲（肌）、一三　淡錆燈（錆橙）、一四　白（同）、一五　飛雲（肌）、一六　媚茶（焦茶）、一七　黄茶（同）、一八　飛雲（肌）のように継ぎ、この後はほぼ右の順序を繰返す。各巻は必ずしも同様ではなくとも、だいたいこれに近いといわれる。巻二六の前部は、一　淡錆蘇芳、二　淡蘇芳、三　飛雲、四　金茶、五　淡代赭、六　飛雲、七　薄縹（裏は略）と続いている。

氏は更にいわれる。「濃淡同類の色調の次には飛雲を置き、次第に色を変化させ、裏面もまた調和に気を配って、誠に優美な配合であり、色感の繊細さを窺われ、万言を費してもこれを表現することはできない。この色紙の階調を見て想出されるのは奈良時代色麻紙を用いた光明皇后御筆の杜家五成雑書要略や詩序もあるが、特に平安の時代継色紙・関戸古今・関戸朗詠・曼殊院古今など数々の遺品に見られる色紙料紙配合の妙である。それらに対する世の賛辞はそのままこの群書治要の料紙の上にも用いられ、平安時代の好尚を示しているのである。しかして上掲平安時代のものがおおむね歌書のごときものであるに比し、漢籍にしてこの体裁を備えているは珍しく、よほど特殊な場合の作成、おそらく高貴の御料の為ではなかったかと推察せられ、五摂家の九条家などに伝来したこともまた宜なる哉である。」

首題「群書治要巻第廿二　秘書監鉅鹿男臣魏徵等奉勅撰／（低三格）後漢列伝第十六」。

金界（界高二〇・五×界幅二・三～二・四センチ）が引かれ、行二一字。一紙に二一行、ただし第一紙は二〇行。寄合書で、少くともこの二巻は端正な字様である。

朱筆句点と紀伝のヲコト点、墨筆で返点、振・送仮名、声点、音訓号符を、また行間に校語や反切を、眉上に注記を加える。鎌倉中期の加点といわれる。

金沢文庫本の巻二二は文永中に仙洞御書本を移点したものであるが、本文も訓点等の書入もこの本とほとんど一致する。金沢文庫本の本文には校合の結果で同字となった場合もあり、むしろ書入が眉上の左伝等を引く二、三条が後半に略されているもののよく合い、両本は同系統といっても非常に近い関係にあるといえる。

なお、「世」字は欠画しないが、「民」字は多く末画を欠き、その上で右に「人」と傍記する場合がある。

一方、巻二六も訓点が施されているが、この巻の金沢文庫本は奥書も点もなく、焼失して後に補われたのか、筆跡が異って

やや新しく、この本や通行の三国志と較べると脱字が多い。この脱字の一部は、書陵部の活字本がおそらく三国志の原本から「　」を附けて補っており、また後述の河村本も一部をおそらく九条家本との校合の結果として眉上に掲げている。ただし、それで一部であるから、また、九条家には別に後述のように大型上写本が伝存したといわれ、それは袋綴じ、つまり近世の写本と思われるから、河村秀頴のいう九条家御本が果してこの本であるのかどうか疑問が多い。

なお他に巻三一、三三に訓点があり、それ以外の九巻は無点である。

これら校合の結果は、後に河村本を解題したときにもう少し具体的に示すこととする。

巻二二の巻尾は破損してわずかに数字がみえず、また尾題を欠く。巻二六も尾題はわずかに「要巻第廿」とみえるだけで、上下が切れている。

巻二六には各紙の紙背に縦長の貼紙があって、「巻第三十六也／合参拾壱枚歟後奥尋出如此也（花押）／此巻墨付合弐拾五丁歟」のように、また「群書治要巻第廿六幾枚」と第何紙に当るかを記している。この花押は是沢氏によれば室町時代の九条家の当主尚経（後慈眼院）のもので、当時すでに混乱していた順序を改めたと推定されたが、誤って書かれた場合があり、他の巻にも少くないといわれる。

実査できなかった巻の裏書について、再三になるが氏の記述を借りる。

次には巻第卅七の第一紙の裏書に

廉義公　（花押）

此文表書之筆者之銘、尚後滋眼院殿也、判同前　とあって、尚経が本文の筆者を記して置いたものである。本文の筆者についてはただこの一行が見えるばかりである。これを俄かに信ずることもできぬが、他に比較すべきもの見当らず、一応この所伝を以って記してみると、廉義公は藤原頼忠の諡である。藤原氏北家流忠平（貞信公）の孫、太政大臣実頼（清慎公）の子に当り、氏長者、太政大臣従一位等に進み、永祚元年（西紀九八九）六十六歳で薨じ諡して廉義公と号し、三条大臣と称した。円融、花山両帝の外戚であり、公任の父、佐理の叔父に当っている。その筆跡についてあまり知られないが、その周囲に世に能書の誉高い佐

理あり、公任ありであるから、頼忠もまた凡庸な筆跡ではなかったであろう。

巻第卅七が廉義公の筆であるとし、その第二十三紙目の裏書に「此次一二帋程梅庵ニ遺之、兼孝書之畢」とあり、第二十七紙目は全二十七行の内を十行切断、その残りのものの裏書に「此以前三枚半別之而梅庵号由己ニ遺之、為覚如此兼孝書之」とあって、江戸時代の初、九条家の当主兼孝（尚経の孫）が秀吉の御伽衆で天正記の著者として知られた梅庵大村由己に与えたことが知られる。廉義公（頼忠）の名は梅庵古筆伝（続群書類従所収）にたまたまこの名が見えているが、梅庵が九条家から群書治要の廉義公の筆跡の部分を数紙もらったことと想合される。

道房（兼孝の孫）の自筆留書に拠ると寛永二年にこの群書治要から十紙を選んで後水尾天皇に献上している。その留書には各紙の墨付、行数、書出の一行、色紙の色などを控えた奥に

右寛永弐次歳乙丑六月廿一日、以堀川禁中へ上申候留也、今日法性寺忠通公消息二通、是又上申候也、別写留之了、光明峯寺殿願文進上之(中略)先日直申上、又四辻中納言来儀(ママ)次、此一巻進上可申旨先日申上候へ共、有無之仰無之候、如何、猶被申上可給由令言談候処、於申上候へバ、御祝著思食候旨、以堀川四辻言伝也、仍今日令進上畢と

記してある。

前掲の現存の巻・紙数の表の中央の（　）内に記されたのが、この献上と梅庵に与えられたものであるが、これらと巻三一の第一紙、巻三六の第二〇紙以下、巻三七の四紙とは、今次の発見の際にすでになく、巻三五の第一二～二〇紙の九枚はその後に他に譲られたといわれる。これらの多くが一巻の中途を切られているが、本来のこの書の使命が失われて「古筆切」という美術品になったわけであろう。

巻三五（文子・曽子）の九枚は、おそらくいまもいずれかに秘蔵されていると思われる。五条家本から一部が切られたもののうち現存する残簡については、この一三巻の存在が公表される前に、すなわち九条家本と判定できる前に、太田晶二郎氏の論攷がその三を明らかにされた（「群書治要」の残簡　日本学士院紀要九―一　一九五一年）。そのうちの二が、いま天理図書館の収蔵にかかる。

巻三〇残簡　存二一行　一幅　天理図書館蔵

掛軸に装訂されている。紙高二六・七センチ、紙幅は第一紙が一五・八、次が三〇・一センチの二紙。前者が八行で白地に青から紫に近い飛雲が三、後の一三行の料紙は黄茶色で、金界（界高二〇・四×界幅二・二〜二・四二センチ）が施される。行一五字、筆跡は端正で力強く、巻二二、二六とはやや異って古風を残す。訓点等の書入はない。

晋書の一部で、この巻はもう残り半分の他は残存が知られていない。

裏に二六×一〇・六センチの紙が貼布され、

此一巻権跡正本吏部大王賜之可秘〻〻

延徳二年十一月十六日亜槐拾遺郎（花押）

六枚

とあり、太田氏が二行は花押とも三条西実隆筆であるとされ、また実隆公記の同じ延徳二年（一四九〇）一一月一六日の条に「参竹園、権跡正本一巻被下之、秘蔵〻〻」とあることを指摘されている。

精巧な原色の複製が作られていて、それを頂戴した。

氏が論じられたときは、六枚ならぬ二紙がしかし四二行あった。柏林社古屋幸太郎氏蔵としてその写真が掲載されており、一紙が各々二一行であって、その尾に実隆筆の二行等が貼附されている。天理図書館の軸はこの中央部分の半分であって、第一紙の前半一三行と第二紙の後半八行は、切断されたあと本文が飛んだままに継合わされ、一九六三年の東京古典会の古典籍下見展観大入札会に出陳されたから、やはり掛軸としてどこかに現存するはずである。

さらに、太田氏は実隆公記の同年閏八月一九日の条に、「竹園古筆櫃一合返上之、目録注左」として七裏六〇余巻を録した中に「一裏口権跡十巻」とあり、他に九巻を賜ったのであろうかと想像されている。「六枚」の二字は後筆であろうから、当時の一巻が六枚を指すとは思えず、一裏あたり首尾完好で一〇巻というのは食いが、全五〇巻本としては巻数が多すぎよう。

なお、標記の存第三、四紙というのも氏の推定による。

存巻三七　断簡三行　一幅　天理図書館蔵

同じく掛軸装とされるが、横に巻軸の形で「孟子古筆断簡 萩野由之博士旧蔵」と墨書し、その次に紙片を貼って「孟子告子篇断簡三行／平安末期の人の筆なるべし／民の字唐太宗の諱を避けて欠画したるによれば唐人の書を／写せるなるへし他にも異

体の字めり論写のは往々世に存す／孟子に至りては古筆殊に希覯とす」との萩野由之氏筆の五行がある。

料紙二六・四×六・七センチ、薄縹色。金界三行（界幅二・二、二・三、二・一センチ）。

百代草第一三に書影があるが、短いから本文を掲げる。

孟子曰五穀種之美者也苟為不熟不如

荑莠夫仁亦在熟之而已矣（熟成也）

尽心　孟子曰以道使民労不怨（謂教趣農伝不）

孟穀美荑熟（第二行注）怨役等　異体字が多く、「莠」も「稗」であり、第三行の「民」の末画を欠筆する。無点。竹泊園旧蔵、同蔵書志に著録。

金沢文庫本は加点されており、その第九六～九九行に当り、尽心の「以道」の間に孟子の諸本のように「佚」字（左旁に「本書ナ」と注記）、注の「教趣」の間に「民」字がある。金沢文庫本で第七紙であり、先の表の切断欠佚枚数に照せば、献上の第五紙の一部と見做さざるをえない。

太田氏によれば、巻三五文子の飛雲、金界の紙に書写された

愚多聞博弁守以倹武力毅勇守以

畏貴富広太守以狭徳施天下守以

譲此五者先王所以守天下也苻言

の三行が、旧黒田家の古筆手鑑に含まれていたといい、是沢氏が現酒井氏蔵、存二行とされる。これは金沢文庫本では第四、五紙の境の前後の第五九～六三行に当る。

是沢氏はさらに、酒井氏にいずれも巻三五の断簡二幅が蔵されるという。一は第三紙のうちの三行で、源兼行朝臣筆経切と鑑定されて古筆家の極札も添い、もと古筆手鑑に貼られていたかとされるから、同じく文子の一節であろう。他は第一五紙の断簡五行で、伊経卿新千載文と鑑定箱書されている由で、金沢文庫本のこの巻は二七紙弱（四九二行）が文子、五紙強（八六行）が曾子であるから、やはり文子の一部であろう。

四　元和二年駿河刊銅活字本

群書治要の元和古活字本は、徳川家康が最晩年に駿河で大蔵一覧集とともに銅活字で刊行したものとして、よく知られている。その資料も本光国師日記や駿府記等に豊富にあって、右文故事に採録され、さらに大日本史料第一二篇之二三（一九二二

年）や、古活字版の研究等に整理され、あるいは増補されて繰返し掲げるところである。本光国師日記には、この経過が主に林道春（羅山）、金地院崇伝と板倉伊賀守ら在京の諸関係者などとの往復書簡の形で詳細に語られているが、すでにしばしば引用されているから、やはり右文故事の巻五に要約された記事を中心に、福井保氏が綜合されたもの（江戸幕府刊行物　雄松堂出版　一九八五年）を参照する形で、略述しておく。

家康は慶長一五年（一六一〇）九月に金沢文庫本二通の書写を命じ、当初はこれを抜萃して公家・武家法度制定のために参照しようとした。唐太宗の編纂の目的に沿った利用ということになる。そして、二〇年七月の禁中並公家中諸法度の第一条に

寛平遺誡雖レ不レ窮二経史一可レ誦二習群書治要一

という。

そのために全巻の刊行に進み、大蔵一覧集一〇巻（目録共一一冊）が元和元年（一六一五）に完成すると、翌二年正月一九日、引続いてこれを道春・崇伝に命じた。木切・彫手・植手・摺手の諸職人二〇人を京から呼下し、駿府三の丸の納戸にあった大小の銅活字計一〇万三〇〇〇余と必要な道具類を調達し、校合人は二月七日に五山から二名ずつを呼寄せて、二三日に駿府三の丸の能の芝居で作業に着手し、群書治要板行之間諸法度五箇条を定めている。二五日には不足の鋳字補造を明人林五官に命じ、大小一万三〇〇〇字が四月二六日にはできあがり、(4)一方、三月一〇日に異本を直江山城守へ捜訪し、一七日に植字の時の比校のため後一〇巻の新写を地元の三寺の僧に命じるなどして、作業は急がれた。この間、四月一七日に家康が急死したが、五月下旬に至って版まったく成った。

それにしても、完成まで四箇月余という驚くべき早さである。銅活字一万三〇〇〇の新鋳には、後漢書の文字を切抜いて字母の版下に用いたというが、(5)それにしても相当の手間を要するであろう。

もっとも大蔵一覧も前年三月から六月までの三箇月で業を了え、その経験があり、またその際の新鋳分も含めて活字大六七四九〇、小三二六八二、計一〇〇一七二を利用しているから、これに較べれば順当な期間といえる。板行の諸法度で、作業は卯の刻から酉の刻までと長く、その態度についても厳しく戒められたのは、前回の経験によるものであろうし、たしかに活字も大蔵一覧と同じものが多数使われている。

しかし、群書治要は巻数がほぼ五倍あり、丁数も多い。整版

ならすべて分担できるが、限られた数の活字では、丁数が増えればその操作が問題である。存四七巻、各巻の丁数の平均が三四で計一六〇〇丁、毎半葉八行、行一七字であるから、約四三万五〇〇〇字、その約一割が小字とすると、大字が四〇万弱、小字が双行で一〇万弱となる。これだけの字数を先の大蔵一覧から引継いだものと、新鋳したものとの計九万三〇〇〇余という活字数で刷るとして、単純計算で最底五度は版を組替えることとする。文字の種類はあらかじめ調べてあろうが、それほど正確ではあるまいし、予備をかなり用意しなければならないから、それを数度は上回って、少くとも一〇度以上、つまり五巻未満ごとには組替えたことになろう。一〇度としても、四箇月余の間に、五巻ずつ組版し、校正し、刷上げては、これを崩すという作業が繰返されたはずである。

このことは活字だけでなく、活字数と同じく二月二三日付の覚に、匡郭や罫に用いられたと思われる銅卦長短というものも合一五四本（「此内八十三本は前方より有之七拾参本は大蔵一覧之時仕立申候」）にすぎない。これが一五四本であれば、全一六〇〇丁として、一〇回余は組代えねばならなくなる。拙速ということで校正が杜撰であろうと推察されるとともに、版を崩す前に何部ずつ刷っておいたのかが、興味深いところである。大蔵一覧は一二五部と明記されているが、これは当然のこととしてあらかじめ部数が決められていたはずであるが、群書治要はそれが不明であるからである。そして、病床の家康が、刷上った一部分を見て大いに喜んだとはいわれるものの、完成した四七巻については、まったくその動きが伝えられない。

右文故事巻一〇に「元和　年　月　日銅版群書治要ヲ天朝ヘ献セラル尾張本考例」と、また好書故事巻五一に「元和□年□月群書治要を禁裏へ進献セラル」とあるが、注記の通り、また好書故事には続く記事の通り、天明七年尾張版の考例に「至台廟献之」とあるのに基くもので、その事実は疑わしい。続く「其余頒宗戚親臣」を、近藤守重が否定しているのと同様である。すなわち「又至二台廟一献二之皇朝一ト云ハ意フニ此書の開板ハ神君ノ御末年ニカカレバ撫印イマタ終ニ及ハスシテ薨御シ玉ヒシ故ニ台廟の御時初テ進献アリシナルヘシ（注略）又頒二宗戚親臣一ト云ヘハ今モ宗戚親臣ノ家ニ伝本アルヘキニ更ニ現存スルモノヲ聞ス」（巻五）にいうものである。

幕府には、徳川吉宗が大蔵一覧とともに各二部を紀伊から取

寄せ、元文五年（一七四〇）七月二五日に紅葉山文庫に収められたことが、御文庫書籍来歴志と御文庫日記を引いて右文故事にあり、「元文以前ハ此本御庫ニモアルコト無ト聞ニ」という。

その他にも刊行直後の献納、寄贈等の記録はなく、現存本はおそらくすべて元禄以後、それも大半は明治以後に紀伊藩から出たもので、後述の現存しない尾張藩などの本のほかには、当時からの伝存とわかる本がない。

元和五年八月、徳川頼宜は転封されて駿府から和歌山城に入ったが、その際に群書治要は、大蔵一覧集の残部や両者の銅活字とともに、紀州に運ばれたといわれる。右文故事巻五に、

守重嘗テ寛政八年紀府の呈案ヲ見タリシニ其録ニ云資治通鑑一部（但五十九冊）群書治要五十一部（但毎部四十七冊）大蔵一覧五十五部（但毎部十一冊）大明律詳解二部（但毎部十冊）右書物目録肩書ニ駿河御蔵より出と相認有之、何頃拝領被ㇾ致候哉と之儀、不ニ相分一候得共、駿河御蔵より出と有ㇾ之候得は、御譲筋と相見え申候　銅字印員九万余、右御譲筋之由、申伝御座候云々

とある。寛政八年（一七九六）とはかなり降るが、紀府の呈案というには信じてよかろう。

しかし、大蔵一覧は家康から諸寺に寄進された残部であるが、群書治要はほとんどこれは同部数で、むしろ少いことが疑問である。内容・性格から寄進すべき対象が大蔵一覧より少いことは想像され、したがって印刷数がその一二五には及ばないとしても、この数はその一部であろう。駿府での印刷部数は、これら残部からして大蔵一覧と同じとの推定が行われているが、果してどれほどであったのか、紀伊へその全部を運んだのか、明治四一年の南葵文庫の目録に一七部しか著録されていないことからも、ただ不審というばかりである。

守重も続けていう。

唯疑ヘキハ此書ノ如キ甍御ノ前月迄モ厚ク文思ヲ竭サセラレ又大蔵一覧銅版モ前ニ引ク駿府記ニ云処ノ如ク特ニ徳音ヲ降サレ屢賚賜アリテ既ニ千載不朽ヲ謀ラムカ為ニ銅字ニ命セラレ以テ天下後世ニ広布流転セシメラルヘキ神意ナルニ当時道春等ソノ事ヲ管理シナカラ未タ数千百部ヲ撫印スルニ及ハスシテ徒ニ挙テ紀府ニ転搬シ本邦未曽有ノ盛挙ヲ視ルコト普通ノ梓ト同キハ何ソヤ豈ハタ頼宣卿ノ請ハセラレシ所ナルカ果然ラハ猶神意ヲ紹述セラレテ数千百部ヲ印出セラルヘキニ空シク彼書庫ニ宝蔵シテ人間ニ頒布セサル

コト是怪ムヘシ

この元和二年刊の銅活字本は、早くは寛永中に尾張藩にあったと伝えられ、その転写本と思われるものが数部あるが、現存本は元禄三年（一六九〇）に紀伊藩から神宮（豊宮崎）文庫に奉納された本が唯一つ古く、他はすべて幕末かおそらくは明治以後に同じく紀伊藩から出たもので、すべて三〇部ほどにもなろうか。

五〇巻（原欠三巻）　元和二年刊（銅活字版）

四七冊　神宮文庫蔵

淡茶色表紙（二七・七×一九・三センチ）、双郭（一九・三×四・一センチ）に「群書治要」の後印の刷題簽（整版）、巻次を墨書。

群書治要序。群書治要目録、欠三巻の下に「闕」字はない。

「羣書治要巻第一／（一格低）周易」、序と巻二以下に「（三格低）秘書監鉅鹿男臣魏徵等奉　勅撰」の銜名がある。双辺（二〇・八×一五・三センチ）、有界八行、一七字、注小字双行。版心は黒口で、上下ともそのまま花魚尾に繋がり、「群書治要幾」と題して、下に丁付。

巻九第一三葉四行の第七字右（注）の「林」字が倒立している。また、巻五第五葉表八行は行一六字と一字少く、巻四八第一〇葉は表裏とも半葉七行、それに対して同第一五葉が九行である。

「匡貞」字を欠画する場合がある。活字は大蔵一覧と同じとみえるものが多いが、それより一まわり小さなものがあり、これが林五官の鋳造によるのであろうか。「羣」字は大蔵一覧には稀であったためか、この本の首尾題には小さめのものが多く、それが一格のやや上部に植えられていて、ときに双辺の内郭にかかるらしく、これが切れているのが目立つ。

尾題「羣書治要巻第五十終」。

「神宮／文庫」「宮崎／文庫」印。

巻末に次のような跋文がある。

右羣書治要五十巻者唐魏徵等所撰而人
牧座右之要典也　本邦在古此書盛行迨
于近世散逸無聞焉
東照神君在世之日偶獲而嘉重之有印版
之　命然其原本欠三巻（第四第十三第二十合三巻）以
無別本姑従之以付諸梓後以是伝我先人

而至于余矣今恭以印本一部奉納于勢州
豊宮崎文庫聊奉
神君平素右文之徳意以冀此書之与
霊場共伝于無疆而已
元禄庚午歳季夏月上浣
紀伊国主
従二位行権大納言源朝臣光貞

現存本の大半が江戸後期、むしろ明治になって紀伊から出たと思われるなかで、もっとも早く、一七世紀中（一六九〇）に藩主徳川光貞から豊宮崎文庫に奉納されたことを示すものである。蓬左文庫現蔵本は明治四五年四月に南葵文庫から寄贈されたもので、後述の徳川宗睦、河村秀穎が書写した本とは別本であり、寛永一九年に堀杏庵が校点した本がいつ、どこから尾張に譲られたのか確認できないまま、この本がいちばん早いものとみなければならない。

ところで、神宮文庫本をはじめとして、いま見ることのできるこの銅活字版の全本に、一部に印刷後の加筆修正の箇所があり、それがほぼ一〇〇以上に及ぶ。これらはいずれも厚手の緒紙の印面を擦って削り、一字の扁・旁・冠などという一部か全部を抹消して、大半は墨筆で、ごく稀には活字をおそらく捺して訂している（印）。以下に判明した箇所を掲げ、そのうちの顕著な例について一言する。

	葉	表裏	行	字	
1	巻2	34b	1	13右	大
2			6	6左	邇
3		35a	7	2	惟
4		36a	1	5	祁
5	巻3	5a	3	15	體
6		25a	7	13	兕
7	巻5	5b	3	3	矢
8		6b	1	2	驕
9			4	右	誠
10	巻5	7a	1	13	矢
11		8b	2	13	寒
12			4	1左	忌
13		10b	7	2右	弁
14				左	父

	葉	表裏	行	字	
15	巻5	18a	6	12右	獣
16				13左	夫
17		24b	8	15	殛
18	巻6	2a	2	4	侯
19		4a	2	5左	衡
20		14a	6	13	轍
21		18a	5	17左	才
22			6	1右	也
23				4	苟
24		20b	8	16右	斉
25				左	也
26	巻7	4b	3	2左	食（印）
27				3左	也（印）
28		18a	8	6右	濮

47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29
				巻15	巻12					巻10		巻9						巻8
	3 b		b	2 a	32 b	17 a	13 a	12 b	11 a	10 a		7 b	31 a			17 b	15 a	11 a
5	5		4	7	5	8	4	6	6	1		2	7			4	6	7
15 右	14	11	9	3	12	3	17	9	10	16 右	17 右	13	1	17 左	15 右	12	13 右	4
樵	爨	姓	姓	烏	訴	絶	達	禍	桷	率	忘	忘	弁	雖	鑠	鑠	謂	彊

66	65	64	63	62	61	60	59	58	57	56	55	54	53	52	51	50	49	48
								巻17				巻16						巻15
17 a	16 b	16 b	15 b	8 a	7 b		3 b	2 a	25 a	24 b	7 b	6 a	25 b	11 b	8 b	7 b	b	5 a
5		7	6	2	1	4	3	3	4	6	2	8	5	3	7	4	5	3
11	4 左	6 右	12	9 左	9	5	1	10	11	6	6 右	9	15	12	16	9	10	12
知	甚	激	世	顆	鶩	父	馮	靡	戦	丘	鹿	莱（菜）	撃	不	襄	還	背	堅

85	84	83	82	81	80	79	78	77	76	75	74	73	72	71	70	69	68	67
巻24						巻23						巻22			巻21	巻18		巻17
2 b	33 a	31 b	25 a	11 a	6 b	1 a	34 b	33 b	22 b	16 a	12 b	8 a	26 b	25 a	13 a	1 b	35 b	21 a
6	1	4	6	2	7	6	2	5	5	6	5	2	5	3	3	4	8	3
3	3	8	10	12	6	2	6	3	1	11	10	16	12	15	6	12	6	15
日	秉	天	堤	赴	今	十	河	垂	憂	天	夭	或	餌	援	日	羌	傅	日

104	103	102	101	100	99	98	97	95	94	94	93	92	91	90	89	88	87	86
巻31					巻29			巻28		巻27			巻25					巻24
2 b	33 a	27 b	11 b	10 b	8 a		3 b	1 a	16 b	8 b	26 b	24 b	3 a	27 b		20 b	16 b	2 b
3	2	3	4	8	5		6	5	5	4	8	8	2	4	7	5	6	7
15	14	7	1	2	17	9	7	4	8	14	12	2	12	12	5	9	9	17
敝	封	元	儁	嘗	冊	圮	殛	権	原	主	街	死	劾	末	亟	逐	杜	士

	葉	表裏	行	字			葉	表裏	行	字	
105	巻32	25	b	1	6	虐	108	巻32	23	b	2	6	挈（摯）
106	巻33	17	b	4	4	順	109	巻37	1	b	4	13	篡
107	18	a	5	2		休	110	巻39	34	a	3	8	円
							111			b	2	12	封

これらの訂正はほとんど塗抹したうえに墨書されているから、多少の変化や加筆を忘れた場合などがあるが、各本すべてにほぼ共通して行われている。しかし稀には一、二の本だけが訂していることもあって、29の例は天理図書館本等は表のようになっているが、ほとんどの本は「迫」「誡」（戒が戎のようにみえる）のままである。なお、これらは金沢文庫本の筆跡に不明瞭なところもあるが、2はどちらでもよく、9は「誡」であるべきで「誡」は誤りである。

この一字一字の手による補正は、まさに活字版であるためのもので、版を崩した後の校正で誤字を発見して行われたわけである。見落しがあろうが、一応は巻三九で終っているとすると、元和二年に駿河で印行中の最後の組版のころに施されたかとも想像されよう。後年、紀伊から各所に頒布されたとも考えられないことはないが、しかし紀伊に比較対校すべき群書治要の別本が存在したであろうか。

いずれにせよこの補正は、元禄三年奉納の神宮文庫本からほぼ同じように行われている。後述の尾張藩旧蔵本は寛永一八年以前ということであるが、これを書写したと思われる河村秀穎写本でもその大半が訂されているから、多少の疑問もあるものの、この本もやはり神宮文庫本以下、明治の譲渡本にいたる現存本と異らないらしい。

神宮文庫本には元禄三年の紀伊藩主徳川光貞の奉納の跋があったが、蓬左文庫本の箱には降って明治四五年に南葵文庫から寄贈された旨が記されている。すなわち「元和活版群書治要 壱部全四拾七冊／侯爵徳川義親君ノ懇請ニ／依リ之ヲ贈呈ス／明治四十五年四月 日／南葵文庫（印）」とあるものである。また京都大学附属図書館本の各冊首には、「徳川頼倫寄贈本」印と明治四三年七月一六日の収蔵印、そして、「旧和歌山／徳川氏蔵」と「南葵／文庫」印がある。静岡県立中央図書館葵文庫本の第一冊の副紙には「徳川頼貞侯寄贈」と墨書し、毎冊首に右と同じ「旧和歌山徳川氏蔵」「南葵文庫」印、冊尾に「紀伊徳川／氏蔵板記」印が捺され、収蔵印の日付は昭和七年一月二八日である。頼倫（大正一四年歿）、頼貞の両氏は父子で、南葵文庫は頼倫氏の

熱意をもって明治四一年から大正一三年まで存続した（高木文南葵文庫の興廃掲好書雑載所収前）。その明治四一年の南葵文庫蔵書目録には、元和駿河版を実に一七部も録する。ところが、関東大震災後に寄贈された東京大学総合図書館現蔵の南葵文庫本には、現在わずかに二部を存するにすぎない。その一は巻一四・二九をも欠いて存四五冊であるが、ともに淡茶色表紙の原装で、題簽はなく、むろん「南葵文庫」印が捺され、完本の方はそれも含めて三印が、残本には「紀伊徳川氏蔵板記」との二印がある。

両本とも首冊の表表紙、末冊の裏表紙が傷んで補修されており、とくに残本の方の第四五冊の裏表紙には、明治の印刷された借地証が裏側に充てがわれているが、ここだけの例外で原装本であることには問題がない。

このように三印は、南葵文庫の現存本でさえそうであるから、必ずしも揃えて押捺されるとは限らないが、現存本にしばしば見られるもので、それは明治以後に同家から出たことを物語るのであろう。そこで現存の管見に入った本について、この印の所在を、装訂、原装と思われる表紙と銅活字による印刷題簽の有無とを合わせて、後に表示することとし、まず装訂の共通点や差異を較べる。

原装と思われる表紙は、やや艶のある淡茶色、稀に淡縹色または淡紅色のもので、紙質は同じく、その大きさもいずれもほぼ二七・四×一九・一センである。印刷題簽のあるものはむしろ少いが、文字は活字であり、本文のよりやや小さい。原装本と思えないものには三印の一もないが、これがなにを示唆するか。逆に少くとも、南葵文庫以前に出たものではあろう。

所蔵	表紙	題簽	紀伊徳川氏蔵板記	南葵文庫	旧和歌山徳川氏蔵	備考
神宮文庫	⊙淡茶	⊙				徳川光貞元禄三
内閣文庫A	⊙淡紅	⊙				二七九―二一浅草文庫印
東京大学A	○淡茶		○	○	○	
南葵文庫B	○〃			○	○	欠巻一四・二九
京大図書館	○〃			○	○	徳川頼倫明治四三
蓬左文庫	○淡縹	○		○		徳川頼倫明治四五
静岡県立図	○淡茶		○	○	○	徳川頼貞昭和七
天理図書館	○〃		○	○	○	
関西大	○〃		○	○	○	
東洋文庫A	○〃	○	○		○	三Ai2
東大東文研	○〃	○	○			

所蔵	表紙	題簽	紀伊徳川氏蔵板記	南葵文庫	旧和歌山徳川氏蔵	備考
内閣文庫B	○	〃	●	○		別三四―一 寺田望南印
静嘉堂文庫	○	〃	○			
杏雨書屋	○淡縹			○		
国会図書館	○淡茶					
成簀堂文庫	○	〃				
書陵部A	○	〃				四〇四・二八
和歌山県図	○	〃				
大坂天満宮	○	〃				
東洋文庫B	×	香				三Ai1
書陵部B	×	朱				四二九・二九
書陵部C	×	焦茶				五一〇・二六
陽明文庫	×	暗藍				
慶応図書館	×	濃藍				

表紙は⊙○印が原装（紀伊以前）、その下に色を示す。類簽は⊙印がやや大字の整版、○印が活版。三印の存在も○印で表す。備考欄の記号は二部以上ある場合の函架番号。

神宮文庫本は元禄以前の装訂となるが、前述の通り淡茶色の表紙に大型の整版の題簽を貼る。内閣文庫A本は、表紙が空押の亀甲文を繋いだ淡紅色のもので、題簽が神宮文庫本とよく似てあるいは同版かと思われる。ただし神宮本には巻次がないのに、内閣本には銅活字らしい数字が、ときに「三四闕」のように入っている。神宮文庫漢籍善本解題は題簽を後補とし、福井氏は内閣本の表紙を古雅で美しく、元和二年の年代に適うといわれる。両本とも紀州関係の三印がない。

この三印のどれかを捺す本の大半は、表に○印が並ぶように、みなやや艶のある淡茶色の表紙で、蓬左文庫本と杏雨書屋本が淡い水色であるが、すべて共通するものとみてよい。印がなくとも、表に淡茶とある表紙は多分同質であると思われる。そして題簽の欄に○印のあるのは、本文よりやや小さめの銅活字で「群書治要」と刷られたものである。

これらの装訂が、元和中の駿河のものか紀伊に移ってからのものかであるが、以上をみると表紙はともかく、題簽は紀伊で補われたのであろう。なお、国会図書館本には題簽の剝落したあとがある。

このように三印と題簽は現存本の三分の一以下にしか存しないが、この大半の本が紀伊徳川家からおそらくは明治以降に放出されたことを示すと考えられる。そして表紙も、神宮・内閣

文庫本を経たうえで、同質のものが三分の二をも占めることは、紀伊での装訂の可能性を濃くするように思われる。表紙の異る本は少いが、これがみな三印を欠くことは、表紙の傷みも思うと、あるいはその前の幕末に出たということであろうか。

すでに触れたように、この銅活字版が寛永一八年（一六四一）に尾張藩に存在したといわれる。福井保氏の「天明版群書治要挍刊始末（上）」（書誌学六―三 一九三六年）によれば、天明二年（一七八二）編纂の御文庫御書物目録に群書治要の活字版二五冊（巻一三・二〇・二四欠）が著録され、「此御本元禄以前西御文庫ニ有之堀正意点并跋有之候」とあって、その跋文が掲げられ、「寛永十八年辛巳冬十月日杏庵叟正意題」と結ばれている。氏はまた、天明七年八月一八日の尾州御小納戸日記にみえる群書治要二五冊が杏庵加点の活字版であるとし、この傍証とされた。さらに氏は、蓬左文庫現蔵の元和三年正月に尾張藩で調整した駿河御譲本の目録原本に、この駿河版が著録されていることを明記されている（前掲江戸幕府刊行物）。ただし、この本は維新の際に散佚されたと、また明治初年に払出されたとされ、現存しない。

名古屋市立鶴舞中央図書館蔵の河村秀穎写本の巻末には、福井氏が御文庫御書物目録から移録されたのより詳しく、右の堀杏庵の跋のおそらく全文が書写されている。秀穎は安永五年、（一七七六）にこの本を九条殿御本と校合しているから、書写の時期はそれよりやや遡るが、この本文の行格は元和銅活字本とまったく同一であって、本文・跋文とも福井氏が断じられたように藩庫の同本に拠ったことが明らかである。(6)

さらに藩主の徳川宗睦（一七三三～九九）が「御幼年御筆」をもって書写した巻一～一八（欠巻四・一三）残一六巻六冊が蓬左文庫の所蔵で、これの行格、本文の誤字・空格などが河村秀穎写本とまた同一である。両人は秀穎が五歳年長の同世代の人であるが、幼少の筆であれば宗睦の方が先に書写したわけで、秀穎が殿様の本を写したのでなく、同じ銅活字本を底本としたのであろう。

河村秀穎本については平安中期写の九条家本のところで触れたが、ここに更めて宗睦本から両本を解題しておく。

残一六巻（存巻一～三・五～一二・一四～一八）（欠巻五・一七後半、巻一八尾八葉）　徳川宗睦写　六冊

一九七五年刊の蓬左文庫漢籍分類目録には著録されず、このたび同文庫を訪れて新刊（一九八八年）の増訂本を恵与されて存在を知り、さっそく閲覧を願い出た。

新補茶色表紙（二八・七×一九・四センチ）、第二冊（二九・六×二一センチ）、第六冊（三〇×二一センチ）など、料紙の大きさが不定のため多少の差がある。題簽は「群書治要　一（〜六）」のように墨書して冊次を示す。

毎巻首に本文共紙一葉、「御幼年節／御筆」（巻一）、「御筆」（巻二・五・六）、あるいは首題を記す。左下方にときに小さく貼紙して巻の数字を墨書。

群書治要序、群書治要目録と銅活字本と変らないが、目録の巻四・一三・二〇の下方に「闕」と書き加える。

「群書治要第一

周易　　」

と、序と巻二以後は第二行に「秘書監鉅鹿男臣魏徵等奉　勅撰」の官銜あるのも活字版と同じ。

字面高さ約二一・五センチ、無界、八行一七字。

句点を本文には青、注には桃筆で施し、文末は朱で」をもって括る。朱圏点、返点、振送仮名は墨筆。序、巻一、二には眉上に校語を本文とは別筆で記し、その拠った本を「足利本」「足利正本」「足利正」「正」「正義本」「二本」などと書き、他に揚子法言、老子、尚書、史記等を引いて書入れており「臣謹按……」ともある。序が詳密で、以下略されて行くが、天明尾張版の頭注とは異なるもので、それよりははるかに豊富である。

巻五は存首九葉のものと存首五葉のものと二部が重複し、ともに後半欠（全三五葉）、巻一七も存前半一九葉で、全三〇葉の三分の一が欠。一方、巻一一第三葉表が巻末に半葉だけ重複してついている。

文字の異同については、秀穎本を述べたあとに、銅活字本との三本を較べて別記する。

宗睦の書写は、御幼年節御筆というと一〇歳前後の元文年間（一七三六〜四〇）、降っても寛保・延享（〜一七四七）ごろか。筆跡は幼時と思わせないほどしっかりしている。

五〇巻（原欠三巻）　　河村秀穎写　　四七冊

字様に変化があって一筆ではないかにもみえるが、秀穎の他の自筆本をみると、全巻を一人で写したとみてよい。

薄茶色表紙（二六・九×一八・一センチ）、題簽「群書治要

一（〜五〇）」と墨書。

群書治要序、群書治要目録、その欠三巻の下方に「闕」字。首内題、行格等は前本（徳川宗睦写本）と同じく、その全葉と字詰が一致する。字面の高さは二〇・五センチ。無界。

誤字には朱筆で大きく○印を附けて、眉上、行間に校字、校語。別に行間の校字に「イ」を附けるものが多いが、この本は九条家御本と校合したというから、それとの異本か。

全巻の末に、寛永一八年辛巳冬十月日の堀杏庵の跋一葉がある。福井保氏の掲録の一七〇字の前後に、それぞれ八〇字ほどあり、こちらの方が全文と思われるが、尾の「杏庵叟意題」の五字はなく、同じ秀頴の手であろうが首の下方に「堀正意序」と朱書されている。また大日本史料第一二篇之二三に堀杏庵の杏陰稿を引いて、これとほぼ同文がある。(7)

尾題の後に「群書治要五拾本原本欠四、十三、廿之三本御本亦欠之以／九条殿御本遂校合加朱書了／安永五丙申二月　河村秀頴」と、その上に「後聞陽明家／御本亦欠此三巻」と秀頴によって書き加えられている。さらにこの後に一葉が貼付されて、秀頴の筆で次のように書かれ、欠三巻の探求に熱心であったことを示す。しかし、江戸でも京でも、この三巻は欠けたままのようで、日本国見在書目のころはともかく、その後にはすでに三巻が失われ、その転写本が各地に存在したことになるらしい。

一群書治要欠本候事承知仕候、
文庫ニ有之義先年丙子之災
ニ烏有となり申候、宝蔵御本ハ辰年
罹災此度之右代りニ五礼通攷
献納有之申候、吟味可仕事□□無之
目録を見候へハ四十九冊附補二と
有之補ニ如何ニ奉存候、定而元来欠
本候而後人之補ニ御座候哉　慥ニハ無之候へ共
元より欠本候様ニ先達被申候事
髣髴仕候様ニ御座候　江戸林家ニ欠本問合ニ返簡

丙子は宝暦六年（一七五六）、辰年は同一〇年であるが、六年の烏有に帰した文庫の本、一〇年に罹災の宝蔵御本ともにどのような本を指すのか定かでない。(8) 羅山は駿河版の刊行の当事者として、その銅活字本を一部は拝領したことであろうし、それより先に欠三巻の輯補に際して、金沢文庫本の転写本も所有していたことであろうから、両本がこれらと関係があるかとは

考えられる。しかし、それらは明暦の大火などで焼失したかもしれないし、いずれにしても、宝暦のころ、すなわち榴岡、鳳谷の時代には、林家では群書治要についての関心がもはやきわめて薄かったらしい。

さて、この徳川宗睦写本と河村秀頴写本は、ともに八行一七字で、元和銅活字本の行格とまったく一致するが、果してこれを底本としたものか、三本の本文を比較してみる。

序目は、河村本にやや誤字があるものの、三本はほぼ一致し、巻一ではこれが三〇余に増えるが、特に差違は認められない。ただし、第二二葉の冒頭の注の「則不可復正也矣」の「矣」は、無用とも思えるが（金沢文庫本にある）、徳川・河村本はなく、裏葉の末の「侵大剝之道也」の左の「之道也」の三字も同様で、いずれも銅活字本にはある。この程度では、尾張藩蔵の銅活字本がこの頃には虫損などで欠字となっていたかとも思われるのであるが、巻七にこのような場合が甚しいのが不審である。

巻七は、河村本に九条家本との校合の結果で朱筆の箇所がすこぶる多く、特に右のような脱字が目立つから取上げた。ところが、これらの箇所は徳川本も空格であり、また河村本と徳川本が同字で銅活字本と異るという例も少くないのである。徳川・河村両写本には小字双行の注に脱字があって、空格のままにおかれている例は巻七では次のように多い。

銅活字本と較べると、注ではないが、まず首の魏徴の銜名の末の「勅撰」の二字がない。以下、注では第二葉表四行左の文中の「楽」、その裏二行左側全の「罰爵」、第五葉裏一行注の末字「尸」、第七葉表六行注の末字「之」、第八葉表六行の注四字中の後三字を脱するという具合に七例ある。後半には減るが、それでも第二九葉表一行には注の全一〇字が脱けて大きく空格である。

このなかで、第七葉表六行の注は「定其祖簿税之」で、河村・徳川本は「之」を欠くものであるが、金沢文庫本には「定其租税之簿」とあり、通行本の礼記の鄭注も同様である。また徳川・河村本の第一〇葉裏六行の注「言偃孔子弟子字子游也」の「字」に「イナシ」と朱書されるが、金沢文庫本にこの字はなく、通行本の礼記鄭注にはある。この「字」は金沢文本を底本とした銅活字本になく、この注文九字は第六行の下方四格に八字、第七行の第一格の右に「也」字があって左が空格であるが、徳川・河村本は第七字を増やしたことによって、第七行第一格が、右左に「游也」と埋っている。これは誤ったものでなく、明らかに

他本に拠ったことを示す。

さらに、徳川、河村本が一致しながら、現存の銅活字本と文字が異る例が、ここの一巻に少くとも三〇はある。そして、そのすべてが両写本の方が誤っているわけではない。このように異同があると、基本的には行格が九行一八字と等しく、本文も近いが、果して現存の元和銅活字版に拠ったのか、空格については虫損のようなこともありえようが、いささか不審に思わざるをえない。尾張藩には寛永一八年以前には蔵するところであったから、元和二年の版が別に存在していたかとも考えたのであるが、やはりこれは、同年の堀杏庵（正意）の校字校語の書入れがあって、それを採るような形になっていたためであろうか。

河村本が九条家御本と校合したというから、平安写の九条家本の二巻との対校を試ることとする。

まず、九条家本と金沢文庫本とである。

巻二二は両本ともかなり綿密に訓点等が書入れられているが、前述した通りこれがほとんど合致する。強いて相違する点を挙げれば、音訓符はともかく、仮名が一方にあって他方にない場合がごく稀に、本文に誤字・脱字・衍字が一巻に数例ある程度で、また「オスホミヨ」などを金沢文庫本は多く異体を用いていることぐらいである。河村秀穎写本の朱筆校字は、その底本の元和銅活字本のさらに底本である金沢文庫本がこのような関係にあるから、きわめて少く、あっても元和版または河村本の誤りを訂すだけで、さほど意味がない。

一方、巻二六は河村本の「九条殿御本」と校合した朱筆校字を、九条家本と較べることが肝要である。前述のように河村秀穎が校合した九条家本がすなわち平安写本であったとも考えにくいところがあるが、その系列の本である可能性も濃く、やはり参照すべきであると考えられるからである。

この巻は金沢文庫本に誤字脱字が多いが、河村本は金沢本に基く元和銅活字本を書写したわけであるから、それを踏襲している。河村秀穎自身の誤写も少くないが、それは棄てて、金沢文庫本以来の誤字、とくに誤脱の字句を、この巻の前半約四割から二〇例ほどを左に掲げることにする。これで、この巻全体の傾向はほぼ推察できよう。念のため三国志を校点本によって併せみておく。なお、第一二例の二は九条本と三国志が長文（各二一字）のため、同文のその第三字以下を一括挿入の形とした。

葉表裏行注	河村本本文（。は朱筆）	朱筆校字	九条本	三国志
3 b 4	不願聖。使	世	世	世
6	不如。堯舜	為	為一本	為
6 b 3 左	子。懐粮	弟	ナシ	弟
4 右	以揮涕。河	増	増行間補字	増
6 右	。息裁属者	気	ナシ	気
7 a 7 左	潤。骨	白	自	白
8 a 1	。聞之	衣	ナシ	衮
9 a 3 右	。賢無。功	非 与	非 ナシ	非 与
b 3 右	或。釈而任	或任而不重	或任而不重一本 行間補字	或任而不重
10 a 1 左	散。胸懐	於	於	於
5 右	小弱。奪	見	見補字	見
7 右	。棄。城千里	捐棄揖櫂金	捐 擢揖	捐 揖櫂
	観者為之寒心而始皇晏然自以為関中之固金（観者以下一九字 九条本 補語・三国志 同文）			
11 a 3 左	共。	其	其	其
8 左	国之枝葉。	枝葉	枝	枝葉
b 1 右	無。庇蔭	所	ナシ	所
5 左	秦之。策	失	失補入	失
14 b 2	其言。治	政	ナシ	政
8	金玉。飾	之	之	之
15 a 2	武。皇帝之時	皇	皇補入	皇
16 a 5 左	往来之浮非。	言	言耳亦一本	言耳亦

この結果をみると、河村本の朱筆校字が九条本と合うのは約六割で、それも九条本が他本との校合の結果を行間等に書入れた補字の場合が少くなく、かつ四割は河村本に朱筆が加えられていながら、九条本は金沢文庫本と同じままで訂されていない。すなわち河村本は現存の九条本以外の本で朱筆を入れているわけで、しかもそれが三国志の本文と一致するのである。厳密にはわからないが、河村本の校合したという九条家御本が現存の平安写の九条本と同一であるか、という可能性は六割程度ということになる。

河村秀穎は短時日のうちに九条家御本と校合したのであろうから、誤字を見逃したことはありうるし、事実そう思われる例が少くない。しかし、現存の九条家本にない校字・校語を記すことは、別系統の九条家御本がもう一本あったのか、版本の三国志を参照したのか、ということになる。秀穎がどのような方法で借覧したかも不明であるが、京の九条邸に日参したとして

も、優雅な平安写本四七巻が提供されたものかどうか。

いわゆる戦前の九条家本に関する情報としては、後に天明尾張版についての福井保氏の論考に（前掲）、この河村秀穎写本に関連して次のようにある。

然るに九条家旧蔵の群書治要古鈔本が村口書房にあって、此の本にも杏菴の加点あり、且つ前記と同文の識語を存する旨を伝聞してゐる。筆者は未だその本を一見の機を得ぬので詳細は判らぬが、林秀一氏の「本邦に於ける鄭注孝経の刊行に就て」なる一書に拠ってもそれは確実な様子である。殊に安永五年河村秀穎は此の九条家本を借出して家蔵の鈔本を校合し、朱書を加へてゐる上、杏菴の識語もそのまゝ転写してゐる模様である。

このころ村口書房に九条家本があったとすれば、それは一九二九年の同家の売立てで落札したという大型上写本二一冊らしく、おそらく近世の書写であろう。(9) 福井氏は右の引用文の前に、天明二年に尾張藩に銅活字版の群書治要が蔵され、それに堀杏庵が加点し、識語を書いていると述べられた。前述のように河村秀穎写本はこの尾張藩蔵の元和銅活字本を転写したものと考えられ、杏庵の識語も移写されている。そして、福井氏は伝聞ではあるがとして、九条家の写本にも杏庵の加点と識語が存するという。

九条家には平安写の巻子本のほかに近世写の大型冊子本があったことはほぼ確かであり、以上によると河村秀穎の対校本は後者であった可能性が濃くなる。しかし、その底本は杏庵の加点と識語があるから元和銅活字本といえば、秀穎も同版本を写したのであるから、それを四七巻にもわたって校合し、「九条家御本」などと識すはずがない。資料が乏しいが、九条家の平安写本も金沢文庫本も、あるいは平安鎌倉期に京に存在した他の写本も、祖本を一にしたであろうから、いずれもたいした異同がなく、それがこれらの写本に及んでいるかと推測するばかりである。

元和版関係では、徳川宗睦、河村秀穎のもののほかにも、写本がいくつかある。まず内閣文庫本は、福井氏も指摘されたように（江戸幕府の刊行物二七頁）、慶長一五年九月に家康が鎌倉五山の僧に命じて金沢文庫本を謄写させ、元和銅活字版の底本として参照されたものであろう。他は行格を同じくするから、元和版から書

写されたものと思われる。以下にこれらを取上げる。

五〇巻（原欠三巻）　〔慶長〕写　四七冊　内閣文庫蔵

濃紺色表紙（三〇・八×二二・二センチ）、題簽「群書治要第一」。序、目録、巻一と配列は金沢文庫本と同じ。烏絲欄（二四・五×一八センチ）を薄く引き、有界九行一八字、注小字双行。寄合書。金沢文庫本の異体字は通行体に改め、同本は改行していないが、その旨を線を引いて示したところは改行する。朱筆の句点、ヲコト点、墨筆の返点、振・送仮名、音訓符、声点、反切等の書入は金沢文庫本にかなり忠実であるが、やや省略したところもあり、音訓符は増えているかにみえる。奥書は巻二一など例外的な場合を除いて写されていない。第一冊裏表紙見返しに「駿府御文庫本／羣書治要　四十七冊」との紙片を貼付。「浅草文庫」印。

五〇巻（原欠三巻）　宇佐見恵（灌水）校　写　二四冊　大阪天満宮蔵

暗藍色表紙（二六・二×一八・七センチ）、題簽「群書治要二」と墨書。字面高さ二〇・五センチ。無界。

序、目録、巻一と構成も八行一七字の行格も、「羣」字を用いるのもほぼ元和銅活字版と同じであるが、目録の欠三巻の下方に「闕」字を書き、巻四〇の四つの書名の配列が異り、巻四三に「説苑」の書名がなく、巻四七の「政要論」が「世要論」となっている。また、巻九第二三葉の論語憲問篇の「仁有必有勇有勇者不必有仁」の真中の「有」字のところが空格になっているが、これは金沢文庫本が「有〻勇〻」と畳字の符号を誤ったもので、元和版はこの衍字をそのまま用いている。

ごく一部に朱句点、墨訓点が施され、巻一に校語が記されている。

巻二〜一二、一六〜一八、三〇、三五、三六の尾題の次行に、「宇恵子迪校正句読」とあり、これらの巻の本文と筆跡が似ている。しかし他巻の多くは異り、寄合書である。

「天満宮御文庫奉／納書籍不許売買」印。

宇佐見恵、号灌水、安永五年（一七七六）六七歳で死去した。林秀一氏によれば、三河の松平龔と前後して、群書治要に孝経鄭注を発見した儒者である。その灌水雑著は、冒頭に「余衰老甚シケレバ」というから晩年の著作であろうが、その一節にこ

の群書治要写本の底本について、次のように述べている。また、婆心代言にまったく同文がある。

先年群書治要トイヘル書ヲ書賈持チ来レリ、……

初メ書賈ノ群書治要ヲ持チ来リシ時開キ見レバ、紙ハ当世ノ紙ニハナク、二百年以前ノ書ニカヤウナル紙アリト或人イヘリ、板ハ活字ニテ片面八行十六字ナリ、昔ノ本ハ大方八行十六字ナリ、直ヲ問ヘバ金ニ十片ト云フ、余カ微力ノ及ブトコロニ非ズ、之ヲ熊耳（名承祐、字子綽、俗称大内十太夫）ニ謀ル、能耳曰ク我藩ノ大夫常ニイフ、奇書アラバ侯ノ府庫ニ納ン留レ意ト、試ニ謀ント大夫ニ謀ル、十五片ニ買得テ今唐津藩ノ書庫ニ蔵ス、余コレヲ借リ得テ写シ、校合シ句読シテオケリ、

とあって、この底本は活字版であることを明言しており、それは元和の駿河版しか考えられない。

その本が市場に出て、大内熊耳が仕える唐津藩が購入したものを、瀧水が借りて書写し、校合し、句読したという。その校合については、

六経ヨリ晋宋マデノ書ドモヲ略挙ス、誤字アリコレハ今行ノ本ニテ改ム、又今行ノ本ニ誤字夥シ、コレヲ治要ニテ改ムルニ意義甚ダ明白也、古書ノ文字ドモヲ治要ニテ改メ大益アリ、足利古本ノ異同ニモ治要ト同ジキコト多クアリ、余ハ蔵書ドモニテ治要ノ誤字ヲ改メ、治要ニテ蔵書ドモノ誤字ヲ多ク改メタリ、又後漢ノ陳寔ガ政論ハ、今ハ亡ビテ伝ニ一篇ノ文ヲ遺セリ、治要ニハ政論ヲアゲテ二篇アリ、陸賈ガ新語ハ今本磨滅多クアリテ磨滅ノ所ハ■如レ此、治要ヲ引合イスレバ磨滅ノ字カ埋メラルヽ所ナリ、誤字モ多ク改ム、

とある。校書の業の多かった瀧水にとっては、群書治要との遭遇はまことに意味があったが、同時に群書治要に対してもかなりその校語が記入されたらしいが、この天満宮本の句点、校字・校語は全巻に及んでおらず、さほど詳密でなく、ここに述べられたほどのものではないから、瀧水校本の一部しか移写していないものと思われる。

この書写校合の時期は、両名がそれぞれ松江藩、唐津藩の儒官として交友の深かったころで、瀧水が寛延元年（一七四八）に任用されてから（列志録、佐野正巳芸史の研究漢学篇 松江藩学による）、熊耳が明和五年（一八六八）に唐津藩を辞するまで（熊耳余先生墓誌事実文編三七）のことであろう。

このように一八世紀後半に元和本が唐津藩の所蔵であり、そ

れが間接にではあっても、天満宮本の底本に繋っていることが明らかである。

当時、元和本が紀伊藩以外に存したのは、早く尾張藩にあったとされるものと、元禄三年に紀伊藩から神宮文庫に、そして元文中に同じく将軍吉宗に献納された本のほかには、いまのところ確認できない。前述の通り、その神宮文庫本は現存して他の現存元和本と変るところはないが、前者の目録に三、四の相違があり論語に空格があることなどが、この天満宮の灌水校とされる写本と共通するのである。尾張藩の本も本来は異るものでなく、おそらくそれに書入れられた堀杏庵らの校正の結果を、河村秀頴が写し伝えたために生じたものかと思われるが、これが天満宮本、さらに次掲の神宮文庫の荒木田尚賢写本に至る。河村秀頴が書写のあと九条家本と校合したのが安永五年で、この年に宇佐見灌水も大内熊耳も死去していることでもあり、右をもって尾張藩の本が唐津藩に流れて行ったとは即断しないが、両元和本の関係がきわめて深いことは確かである。

五〇巻（原欠三巻）　天明六～八年　荒木田尚賢等写

四七冊　神宮文庫蔵

草花文浮出薄茶色表紙（二五、七×一九・四センチ）、題簽「羣書治要　一」。しかし、序目録、各巻の首尾題とも「群」字を用いる。

字面高さ二〇・四センチ。魏徵序以下の構成も、無界ながら八行一七字注小字双行の行格も、元和銅活字版と同じく、さらに前述の通り大阪天満宮本をそのまま承けている。神宮文庫には、元禄三年に紀伊藩から奉納された元和版があるが、荒木田尚賢らはこれを写したのではなく、別の元和版から出てやや拡まっていた写本に基いたらしい。ごく数人による寄合書。

朱筆で校字が書入れられているが、その多くはもともと本文が元和版と同じで、金沢文庫本もほぼ同じく、宇佐見灌水校本に近いと思われるが、直接の対校ができなかった。

諸巻の末に次のような奥書がある。

巻一二　天明六年丙午十二月廿二日尚賢録

一三　天明七年丁未正月十日　荒木田尚賢録

一九　天明六年丙午十二月初十日尚賢録

二三　天明七年丁未二月五日荒木田尚賢録

二六　天明七年丁未三月初七荒木田尚賢録

三〇　天明七年丁未四月十七日　尚賢録

三七　天明七年丁未十一月十二日　尚賢録
三八　天明七年丁未十一月二日　尚賢録
四二　天明七年丁未十一月廿二日　尚賢録
四七　天明七年丁未十二月十三日荒木田尚賢録
四八　天明七季丁未十二月十七日　尚賢録
四九　天明七年丁未十二月廿三日荒木田尚賢録
五〇　天明八年戊申正月廿三日荒木田尚賢録

天明六年（一七八六）末から八年初にかけて、おそらくは宇佐見灣水写・校本系の本を基にして、荒木田尚賢を中心に、筆跡からみてごく数人が協力して書写したものである。

「林崎／文庫」「林崎文庫」印。

荒木田尚賢は林崎文庫を創設した家柄にあり、天明中に大いにこれを再興した。元和版はこれに対する豊宮崎文庫にあったが、それを底本にしたとは考えられない。

五　弘化三年紀伊藩刊銅活字本

元和二年に群書治要が印行されて二三〇年後、紀伊藩でこの銅活字を用いて再刊する事業が企てられた。駿河から運ばれた活字は、和歌山城の天守閣に秘蔵されていたという。

弘化三年（一八四六）の山本元恒の活字銅版群書治要序は、家康の講筵や活字版刊行の経緯から起して長いが、この間のことをよく述べている。これによれば、紀伊藩は家康の事蹟にならってか、文政元年（一八一八）に山本惟孝に命じて貞観政要を整版で刊行したあと、天保一四年（一八四三）秋から、群書治要を活字印刷する議が、老公すなわち七代藩主の治宝と、今公すなわち八代の斉順の意によって起り、翌年（一二月二日、弘化と改元）山本元恒に命が下って、弘化三年仲春に竣功することになる。

高木文　好書雑載（井上書店一九三二年）は、題簽や扉などの文字にこの駿河版の活字を用いているが、「其関係せし儒臣の記録によれば」として、群書治要はまず弘化元年に若山城内の一隅で印刷され、修学の諸士に賞として与えられたが、残本が少くなったので、三年に再び藩の学習館内で植字をして刊行されたこと、そして紺屋町の書籍館に置かれてあったために、三年七月の天守雷火には焼失を免れたことを記している。しかし現在、これらの資料は乏しく、山本元恒の序によって、弘化元年に着手したものが三年に成ったとされている。

この活字銅版群書治要序は五葉にわたるが、高木説に反して

現存本が少いせいか、原本は和歌山大学附属図書館蔵の弘化本四七巻二五冊の巻頭のものしか管見に入っていない。ただ、和歌山県立図書館に、序を独立させて四七巻を四八冊に装訂したらしい本の、序一冊のコピー（電子複写）があり、これらと行格を同じくする写本が同館、神宮文庫、大阪天満宮、お茶の水図書館成簣堂文庫などに、ときに元和本や序を欠く弘化本に添えられた形で存し、また好書雑載や大日本史料（第一二篇之二三）[10]等にも収録されている。

なおこの序に、元和版が完成後に天朝に献じられ、宗室親臣に頒たれたというのは、尾張藩の天明版に基く誤伝であろう。しかし、銅活字とともに紀伊に齎されたのが数十部であること、元禄三年の豊宮崎文庫への奉納の際の跋文の控えがあったらしいことは参考になる。

五〇巻（原欠三巻）　弘化三年刊　銅活字版

二五冊　和歌山大学附属図書館蔵

草色表紙（二六・四×一八・七センチ）、双郭（外郭一九×三・七センチ）の刷題簽の「羣書治要序一二」の題も巻第も活字と思われるが、本文のものよりやや小さい。また、各冊ごとに字が多少異るように見える。むろん、元和版の一部に残るものとも、字様が似てはいるが違う。

活字銅版群書治要序、弘化丙午（三年）仲春、山本元恒。群書治要序、群書治要目録、欠巻の下に「闕」字を入れない。

「羣書治要巻第一

秘書監鉅鹿男臣魏徵等奉　勅撰」

と巻一首題の次行に魏徵の銜名がある。これは天明本以外にはなかったもので、このためにこの本は、行格が同じながら巻一だけは元和版より一行ずつ送られる形になる。また尾題は、この本では各巻とも末葉の末行に寄せてあるが、元和版では本文が終ると一行を空けて掲げられていた。

双辺（二一・一×一五・七センチ）、有界八行、一七字。版心は、上下の黒口が魚尾に繋がるが、花口ではない。題は「群書治要」、やや下に丁付、この柱字は別に鋳造したものであろうが、字様が本文と異って整版のようにみえる。

尾題は「羣書治要巻第五十」。

本文等の活字は、多くは元和のものに似るが、新鋳らしい字様の異るもの、突出して墨付の濃いものなども少くない。同じ箇所に共に元和活字を用いていても、大半はわずかに字様が変

り、再植字であることを示すのは当然である。

冒頭の序の第二行の魏徴の銜名のところでは、書監の二字は異る。その第一葉裏の第七行の元和版の「咸龍纓、兒」が弘化版では「咸龍晃、纓」となり、巻一第一八葉裏五行の「鶴在陰子和之」が、弘化版は魏徴の銜名の関係で第六行になり、「子」の上に「其」字が入って、以下第二〇葉表六行の段落まで一字ずつ送りになる。

巻二では第二葉表第四行七字が元和版は空格であるが、弘化版はこれを詰めて、第三葉表六行まで一字ずつ繰上る。第四葉表七行四字の「治」が「治」に変る。第四葉裏五行左の「九功」の次に弘化版は「而」が入って一字増えて送りになり、第五葉表三行一一字右の「無犯者」の下に「刑」が入って送りが二字ずつに増え、第六葉一行一五字の「好君」の「好」を欠いてまた一字送りに戻る。この一字増のために、第七葉表一行末の注の「也」が次行へ送られ、そこで改行されて弘化版は一行多くなり、巻末までこれが続く。

巻五では第三四葉表四行の「有儀而可象謂之儀、其臣畏而愛之」の両句の間に、弘化本は「君有君之威儀」の六字を加え、巻末に及んでいる。これは、元和本はもとより金沢文庫本にもないが、左伝の襄公三一年の条にあって、金沢文庫本以下には脱字となっていたものを、山本元恒らが気付いて補ったのであろう。

巻六でも、第四葉表三行の注の「無徳則滅亡」の「則」、第五葉表二行の注の「鈞台陂」の「陂」は、ともに金沢文庫本以来の脱字で、左伝（昭公四年）によって加えられたものである。この巻には、元和版はそのまま続けているのに、弘化版は段落で改行する場合が三、四もあり、また行一八字と詰める例がある。

以下は略すが、巻一一の巻末は元和版と弘化版は五行の差があり、弘化版は明らかに組直しであり、新版である。元和版は駿河で刷りあげるたびに解体されたはずであるから、これは当然である。

蔵書印はないが、紀伊藩校の学習館蔵本であったらしく、城内の紀州藩文庫の一である。

存巻三一・三二　　弘化三年刊　銅活字版

一冊　　和歌山県立図書館蔵

卍文繋黄色表紙（二六・四×一八・九センチ）、印刷題簽は前掲本のものと同じ。

「羣書治要巻第三十一

秘書監鉅鹿男臣魏徵等奉　勅撰

六韜　　三略　　鬻子

六韜

序　　」

とあって第六行から本文に入るが、元和版は第四行に「六韜序」として、第五行で本文になる。つまりこの巻は全巻を通して、元和版より一行ずつの送りになっている。

また第一葉裏の第一〇字に元和版にない「其」が入って、以下、各行ごとに一字ずつ送られている。

巻三二は首は同じいが、巻末では元和版より二行増えている。

五〇巻（原欠三巻）　四七冊　お茶の水図書館蔵

濃藍色絹表紙（二九・七×二〇・六センチ）、刷題簽も絹地で「羣書治要　一」。

群書治要序、群書治要目録、巻一本文と続く。首尾題、版式等は和歌山大学図書館本と同じ。

「徳富氏／図書記」印。一字ごとに枡内にある。

元和版と同じように、誤字を擦抹して、墨書するか活字を印するかして訂したところがある（印）。料紙が楮紙で薄いために穴があき、裏から小紙片をあてがって書かれたものが約半分である。ただし、量的には元和版よりはるかに少い。その箇所は、だいたい左の通りである。

	巻葉表裏	行	字	注		巻葉表裏	行	字	注	
1	序2a	5	15		網	12	5	29	b 6	14 左	君
2	1 17a	1	1	右	故曰	印	13	6 17b	6	1 左	之
			2	左	易簡		14		2	左	智
3	2 5a	4	15	左	響		15	7 10b	5	右	仕
4	6a	4		左右	及政	印	16	24 16b	6	1 左	運
5	29b	5	8	右	循					2 左	之
6	3 5b	3	13	右	雖		17	25 1a	8	5 右	紹
7			14	左	儀		18	29 26b	7		之
8	6a	2	10	右	紕		19	30 13a	5		勗
9		3	3	右	紕		20	36 27a	7	14	則
10	b	5	6		君		21	38 7a	6	13	知
11	11a	4	13	左	特						

墨（空格）　削　印　印　印

蘇峰学人の識語一紙、並木仙太郎の民友社原稿用紙二枚の考証、高浜寛郎の九月二十六日付蘇峰宛の書簡一通が添えられて

いる。いずれも大正元年（一九一二）九月のもので、元和版との相違などを述べているが、並木のものはやや長文ながら、南葵文庫の同版本との比較に見識を示すから、次に掲げる。

大正元年九月二十七日蘇峰先生の命をうけて南葵文庫に至り紀州版「群書治要」に就て同文庫蔵本と成簀堂蔵本とを対書したるに全く同一の紀州版最良のものたるを知り得たり只異なる所は南葵文庫蔵本には山本元恒の序あるも成簀堂蔵本にはこれなし又製本の体裁紙質に於て両書の間に著るしき懸隔あるを見る南葵文庫蔵本は表紙黄色にして稍に光沢あり成簀堂蔵本の表装は鼠絹にして絹糸にて綴に題簽も又絹地なり本の幅員は成簀堂蔵本の方天地に於て約一寸五六分左右に於て六七分の大を見る紙質も又遙に成簀堂蔵本を以て優れりとなす察するに南葵文庫蔵本は紀州藩の国老重臣等に賜りたるものにして成簀堂蔵本は御手許本として特製したるものならん序文のこれなきは書肆が駿河版と見せて利を獲んが為めに抜き取りしものにあらさる乎と南葵文庫の一員は云てたれとも予の親しく両文庫の蔵本を対照考察する所によれば前に記したる如く已に両文庫所蔵の製本体裁の上に於て懸隔あるのみならす南葵文庫蔵本の題簽には「群書治要一」とありて字画も同一なるを見れは成簀堂の蔵本は始めより序文を加えす特別に製本したる特殊のものに属し南葵文庫一員の書肆云々の説は処る首肯し難し

南葵文庫には山井幹六氏の「群書治要考異」三巻あり是は紀州版と尾州版とを校合対照して考証したるものなりと

大正元年九月二十七日　　並木仙太郎記

たしかに、和歌山大学蔵本も二巻一冊の装訂であるのに、これは一巻ずつで、しかも絹表紙の大型の特製本である。しかし、序の一冊は別に存在したはずで、和歌山県立図書館に、同様の印刷題簽で冊次を「序」とし、山本元恒の序を収めるコピーがある。原本の所在はわからず、表紙の寸法も横が一九・二センチと

一まわり小さいが（縦は不明）、題簽によって序が一冊に独立していたことは確実であり、成簣堂本は理由はともかくこの一冊が欠けているのである。いずれにせよこの点を除いて並木氏の記述は妥当で、弘化版の現存本も少いが、四八冊本と二五冊本の二種に装訂されたもののあったことが明らかである。

五〇巻（原欠三巻）　弘化三年刊　二五冊　京都大学人文科学研究所蔵

草色表紙（二六・四×一八・七センチ）。双郭に「群書治要（巻第）」と刷った題簽も和歌山大学図書館本と同じか。ただし、料紙はやや薄く黒く、質が劣る。

首に山本元恒の序はなく、魏徵の群書治要序に始り、同目録が続く。本文は、巻一首題の次に魏徵の銜名が入るなど、元和版と異って弘化の版である。

ところが、和歌山大学蔵本とは少からず相違がある。まず、序第一葉六行一四字の「御」は、この本が異体であるが、和歌山大本は元和版と同じ「御」に活字をさしかえている。巻二第三葉八行六字の元和版の「敬」は、この本が空格で、和歌山本には「敏」が入っている。

この本はこのほかにも空格が多いことが特徴で、巻一では第四葉表七行二字の「象」、第一二葉裏六行八字（元和版では六字）の「革」が空格であるが、和歌山大本は正しく埋められている。巻二は第六葉裏七行七字の「誕」を初めとして、約一〇例も見受けられる。極端なのが巻四六で、第五葉表に「争」が四字、六葉表に「憂」が三字、八葉表に「鑑」が三字も同様の例がある。ただし、「憂」は同じ葉に一字だけ存する。すなわち、同字が頻出して活字が不足となり、後に鋳造または木版を作って植字し、和歌山大本となったものである。補われた字は、墨付が濃く太い感じで、他の文字とは違和感がある。

そうすると、この本はひとまず組版が終了して試刷りをしたもので、まだ活字不足のために空格等が残るのを避けられなかったが、これを補い、あるいは活字銅版群書治要序も附けて、弘化版が完成したということになろう。高木氏のいう弘化元年本が、あるいはこの本であるのかもしれない。

この弘化版は右の二種とも現存がきわめて稀で、他にあまり所在を聞かない。ただし、植松安（群書治要につきて　東亜研究二―一〇　一九一二年）、石浜純太郎、橘井清五郎氏（註10所掲論文）は実見していられる。ま

た、現存本にはいずれも紀伊徳川氏や幕末明治初の蔵印がない。南葵文庫にも二五冊本が一部だけ伝えられたが、いまは所在不明である。山本元恒の序にいうように、両公の唱導によって進められ、政治に裨益するところがあるから必ず読むべし、諸学館に蔵すべしとして刊行されたにしては、また高木説にしては意外の感を禁じえず、そうであれば旧藩士の蔵書が多少は市場に現れないものか。石浜氏による大正一二年の泊園文庫の展観には京都富岡氏蔵本が出陳されたが（大正一二年泊園書院学会々報）、これは一五年後に鉄斎の死去とともに売り出され[11]、現在を知らない。

この弘化丙午の歳は、四箇月後の七月二六日に和歌山に落雷があって天守閣を焼き、銅活字も多くは灰燼に帰したといわれる。わずかに持出されて難を免れたものが、明治二一年に東京に南葵文庫が設けられて保管され、高木氏の好書雑載に総数二三箱として写真が掲載され、それぞれ五段の抽出があってそこに収められている。氏は当時の活字の数量も記されているが、福井保氏は江戸幕府刊行物において、重要文化財に指定されて凸版印刷株式会社に所蔵される現在量[12]とを、次のように比較されている（三六～三七頁）。

	南葵文庫		現在
銅活字父字	一〇〇〇個	銅大字	八六六個
同　母字	三一五六八個	銅小字	三一三〇〇個
木活字母字	五五七六個	木活字	五八一三個
銅卦　長短合	一二六本	附　銅罫線	八八個
すりばん	三面	銅輪廓	一八個
	（二三箱）	摺板	二面
			二三箱

そして、両者の間にかなり散佚のあること、本光国師日記所掲の元和二年二月現在（元和補鋳分がこれに加わるから実際はさらに多かったはず）との比較では、銅大字は六万七〇〇〇余個に対してわずかに八〇〇余個しか残存しないこと、同じく銅小字は三万二〇〇〇余個の大部分が伝存したこと、木活字も五八八九のほとんどが保存されていること、むしろ弘化版のために紀伊藩で新彫した分が不足していることを指摘される。

六　天明七年尾張藩刊本

天明七年（一七八七）、尾張藩が群書治要五〇巻（原欠三巻）を刊行した。天明版あるいは尾張版などと称され、整版である

が、種々の点で意義を評価されている。これらについては福井保氏が詳述されて贅言を要しないから（天明版群書治要校刊始末（上・下）書誌学六一三・四一九六六年）、ほぼ氏の所論に拠って、この刊刻の経緯や意義を概述しておく。

天明版の冒頭に、林信敬（錦峯）の校正群書治要序に次で、天明五年細井平洲の刊群書治要考例があり、ここにその大要が明らかである。安永中（一七七二～八〇）、藩主の治休、治興はこの書を読んで校刊に志あり、その所蔵本の原書ごとに異本を四方に求めて、侍臣とともに照対に努めた。二人の早逝の後も、治行、宗睦とその志が継がれ、細井平洲らに命じて（考例では一二名）校勘の事に当らせ、前後約一〇年の歳月をかけて、天明六年一〇月中に校合を了え、書肆風月堂に彫版の業を委ねて、七年九月中に完成した。

氏は尾州御小納戸日記から、一〇月一日に「群書治要極上之部一部、上之部都合十八部、摺立出来」の記事を得られたが、この豪華本がその初印本である。同下旬には校合者一同、ほか関係者や重臣に各一部が与えられ、初刷本は「五六十部」（細井平洲書簡）、あるいは三〇〇部（名古屋市史等）などとされる。また、翌八年には家臣約七〇名から板本を拝借して摺立てたいとの願いが出され、聞入れられたという。これが第二刷になるが、その後も藩命あるいは風月の願出によって、寛政、享和、文化、文政年間に、頻繁に追刷が行われた。

因みに、この摺立の費用について、氏は日記の一〇月二〇日の次の記事を掲げられる。

一、今度尾州風月孫助に申付群書治要廿部御頭書為摺立候付其段明日平野甚右ヱ門に申遣候為後覧代付左ニ記置候

群書治要　一部ニ付

直紙　三束二帖　出口新左ヱ門方御買上　代十六匁九分六厘

摺手間　風月方　八匁五分

支五代　同　十二匁九分六厘

〆　三十九匁九分六厘

一、今度表御用ニ而群書治要風月に摺立被仰付候間其序五部売本摺立仕度段相願候付願之通相済候云々

五〇巻（原欠三巻）　天明七年刊（尾張藩）　二五冊

濃藍色表紙（二八・五×一九・五センチ）、双郭の「羣書治要二」のように刷った題簽を貼る。豪華な初印本はともかく、原

刻本の基本はだいたいこのような装訂であったかと思われるが、料紙の大きさは摺印の度に異るであろうから、四周に一・五センチ以内の適当な誤差がある。二五冊の場合は、二巻が一冊で、欠巻の巻三、一三、二〇の合巻となるべき巻五、一四、一九は一冊に独立している。すべて一巻ごとの四七冊仕立ての場合もある。

校正群書治要序、天明七年四月、林信敬。刊群書治要考例、天明五年二月、細井徳民。考例の尾に径六センチの「尾張／国校／蔵板」の朱円印。この印のある本は、おおむね二五冊である。

群書治要序。唐魏徴。群書治要目録。

「羣書治要巻第一

秘書監鉅鹿男臣魏徴等奉　勅撰」

金沢文庫本、元和銅活字本の巻一には魏徴の銜名はなかった。

双辺（一九・八×一四・五センチ）、九行一八字、注文小字双行。

眉上一・八センチに横罫を引いて校字の欄とし、行三字。

版心白口、単魚尾、題「羣書治要　巻之幾　（丁付）」。句点を刻。

尾題「羣書治要巻第五十終」。

二五冊本には、内閣文庫、慶応義塾図書館、静嘉堂文庫蔵本（陸氏旧蔵、「帰安陸氏守先閣書籍稟請／奏定立案帰公不得盗売盗売」印）等が、四七冊に名古屋市鶴舞中央図書館蔵本等がある。

台北の故宮博物院現蔵の楊氏観海堂本に、楊守敬が、「此日本天明七年初印本／紙質之厚墨印之精可／謂無匹余所得狩谷望之／校本亦在其後也光緒癸未／楊守敬記於東京使館」と識す二五冊がある（阿部隆一増訂本中国訪書志一〇〇頁）。狩谷望之の校合識語については後に取りあげるが、この本は四七冊で、考例の尾に「尾張国校蔵板」円印がない。このようにこの印の捺されていない本があって、濃藍色の表紙は前者とほぼ同質であるが、多くは四七冊に仕立てたらしく、印刷類簽も、大きさも字様も非常に似ていて、冊次だけが当然のことながら一冊ずつになる。内閣文庫には両種があるから較べたところでは、無印本の方が墨付きがよく、またこの円印は寛政三年修本にも捺されたから、あるいは無印の方が早印かもしれない。内閣文庫、蓬左文庫等蔵。関西大学内藤文庫本は二四冊で、表紙が改められていて、冊数も変っているおそれがある。

彫版は名古屋の風月堂に委ねたが、その後も版木は風月堂が保管したらしく、家臣からの摺立の願やその許可にも、「風月

堂より御板木拝借」「風月堂へ摺立被仰付」などの字句がみえる。ところが、細井平洲の完成直後の一〇月二一日付「岡田惣裁（新川）関教授（元洲）」宛の書簡の一節に、

風月私に摺申事なと有ゝ之候ては基以て大事に御座候。右板之内要板五枚斗も堂中へ御受取、右留板之分は各様御立合有ゝ之御摺せ可ゝ成候方にも可ゝ有ニ御座一哉。私式自分板にても留板と申事をいたし置候。官板之儀は勿論の事と被ゝ存候。

とあり（高瀬代次郎 細井平洲 平洲会 一九一九年）、藩による版権の保護に意を用いいる。

その後、断続的に少部数が印行されたなかで、寛政三年（一七九一）のものがかなり大規模であったとされるが、裏表紙の見返しに売弘所として江戸の須原屋茂兵衛、製本所として風月堂弥助が名を連ねている。

五〇巻（原欠三巻）　天明七年刊寛政三年修

二五冊　静嘉堂文庫蔵

暗藍色表紙（二七・五×一八・八センチ）、双郭刷題簽「羣書治要二」。

校正群書治要序。刊群書治要考例、尾に「尾張／国校／蔵板」の朱円印。

群書治要序。群書治要目録、巻四・一三・二〇の下方に、天明本にない「闕」字を補刻。

「羣書治要巻第一

秘書監鉅鹿男臣魏徵等奉　勅撰」

双辺（一九・八×一四・五センチ）、九行一八字、注小字双行。眉上一・八センチに校語欄。

版心白口、単魚尾、題「羣書治要　巻之幾　（丁付）」。

裏表紙見返しに奥付、

「寛政三年辛亥冬

売弘所　江戸書肆　須原屋茂兵衛

製本所　尾張書肆　風月堂　弥助」

この寛政版には明らかに補刻がある。

まず目録で、欠巻の巻四・一三・二〇の下方に、原刻にはなかった「闕」字が加えられている。

石浜純太郎氏の「群書治要の尾張本」（支那学一―五 支那学論攷所収）は、尾張本に少くとも二種あることを実証した論攷で、本文、句点、眉上欄外の校語について、その異同を示している。

本文について、氏は「見本として巻首と第一巻とを対校し」、左の七例を発見された。

	天明原刊本	寛政修本
考例	第一葉裏五行 補其。二巻其。一巻不伝	補其。三巻而。一巻
目録	一 表六 春秋左氏伝上	春秋左氏伝上 闕。
	裏七 漢書一	漢書一 闕。
	二 表五 漢書八	漢書八 闕。
巻一	一〇 表一注 以在其上	以存其上
	一〇 表七 叅。	咨。
	一一 表六 聖人以亨。上帝	聖人以享。上帝

なお、巻一の前二例は金沢文庫本・元和銅活字本とも天明原刊本と同じく、後一例は逆に両本とも寛政修本と合う。石浜氏はこの第一例について、弘化銅活字本は寛政修本と同様に改めていると指摘されるが、尾張、紀伊の両藩とも当時通行の周易の単行本と対校したはずではあるものの、その実態はわからないし、結果も理解しにくく、ただ寛政版は明らかに補刻本であるということである。

次に句点であるが、氏は巻一裏第五～七行のもっとも典型的な例を挙げられる。

元者・善之長也、亨者・嘉之会也、利者・義之和也、貞者・事之幹也、君子体仁　足以長人、嘉会足以合礼、

とあるうちの、「、」は両本にあるもの、「・」は寛政本で新たに加えられたもの、空格は天明本にあって寛政本が削去したものである。以後は、氏が夥しいといわれる通りで、巻一だけで、他に次のような例がある。「1a1」は第一葉表第一行を示し、点の表示は右の例に倣う。すなわち、多くの場合、句点が増されている。

1a1	乾・元亨利貞	12a6	兌・悦也
b5～7	（前掲）	13a7	小者・
2b7	地勢・坤	b2	牛・禁之盛者也
3a5	屯者・天地造始……		禴・禁之薄者也
5b6	予之時義・大矣哉	14a5	象・況日月星辰
7b3	離　麗也		形・況山川草木也
8a8	嘉遯・貞吉	b4	労謙君子・有終吉
9b1	父父　子子	16b6	謙也者・致恭以存…
	兄兄　弟弟	7	不出戸庭・無咎子
	夫夫　婦婦	18a5	一闔一闢・謂之変
11b6	艮・止也	5	往来不窮・謂之通

20 b 8　曰　彫与揚　　21 a 1　曰　仁与義
　　曰　柔与剛

巻二に至っては、実に一二〇を越える。その中で、第二葉裏の八～九行の「陟开、世」は、点の打ちそこねであろう。

寛政の修では、主格の次に点を打ってそれを明らかにし、稀に煩雑なものを省いたようである。石浜氏は、「寛政本の方がよく整ってゐて恰も無奥書本即ち天明本を訂正したものと認められる」と評価される。

さらに、眉上欄外の校語の有無である。氏は、両本の巻五〇を比較して、天明本にあって寛政本に削られた八例、その逆に寛政本に新たに加えられた三例、そして字句の異った二例を挙げられる。これも典型的な例で、首五巻では巻一・五には異同がなく、巻二には一一葉裏と一八葉裏、巻三の一〇葉表に、天明本にあったものを寛政本が削除するだけである。

いずれにしても、相当な労力をはらって校訂し、全巻にわたって補修を行ったことは明らかである。

この静嘉堂本の蔵印は、「正斎蔵」「白山義学」「近藤／守重」(陰)「義学／主人」、「誤脱之／類諸本／同依旧」、「菊地氏／図書記」、「静嘉堂珍蔵」等の蔵印。

ほとんどの巻の末に識語があって、文政元年（一八一八）の後半に、近藤守重が市野迷庵と狩谷棭斎に依頼して、金沢文庫本と対校させたことを伝える。その校字・校語は全巻にわたって、朱筆で書入れられている。

この識語とはやや異って、市野迷庵の名が現れないが、同じ日付の校合識語が台北の故宮博物院蔵の楊守敬観海堂の天明刊本に棭斎の筆で記されている。ここには、それに先立って文化四年（一八〇七）に柴担人とともに一本と対校したという識語もあり、文政元年の金沢文庫本との校語は「古本曰」で始っている。

まず、この両本の校合識語を上下に対比する。故宮本は巻三一以下にはないから、以後は静嘉堂本のものだけを掲げる。

故宮本	静嘉堂本
巻一　丁卯二月十八日与柴担人対　拝借紅葉山御文庫本与市狩	校　棭斎望之　二子／対読　近藤守重
二　丁卯二月十八日与柴担人対	校
文政紀元七月十八日以紅葉山庫宝蔵金沢古鈔巻子本与	文政元年七月十八日以金沢文庫巻子本対校　市野光彦　狩谷望之

市野俊卿／対校于近藤氏擁
書城楼上　狩谷望之

三　文化四年春仲廿四日与柴秋
谷対校　望之

文政改元七月対校金沢文庫
本／市野光彦　狩谷望之
以紅葉山御文庫本使市狩二
老校対／近藤守重

五　丁卯二月廿四日比讎畢
文政元年七月廿日校弟三弟
五両巻　望之

文政元年七月廿日比校了
狩谷望之　市野光彦

六　丁卯二月廿四日校讎焉

七　文化丁卯二月廿四日与柴
担人対校　望之

文政戊寅七月廿二日与市野
俊卿対校金沢古本　望之

文政紀元七月廿二日以金沢
本校正了／狩谷望之　市野光彦

八　文化丁卯三月二日比校
望之

文政紀元七月廿四日対挍金
沢本／狩谷望之　市野光彦

九　文化四年三月朔二日与紫秋谷樵
校讎焉

文政紀元七月廿四日与市野
迷菴光彦対校金沢本

一〇　丁卯三月二日対校別本
狩谷望之

文政紀元七月廿四日校比金
沢本／狩谷望之　市野光彦

文政紀元七月廿六日以御庫
金沢本比／校畢　市野光彦　狩谷望之
文政元年拝借紅葉山御書物
御本対校了蓋拝借／御本伺
予刱　近藤重蔵

一一　文化丁卯三月二日対読讎校
了

文政紀元七月廿六日校此巻
教隆真人所写無有朱点／旁
訓　望之識

文政紀元七月廿六日校正金
沢本此巻／教隆之所写無有
朱点旁訓　市野光彦　狩谷卿雲

一二　丁卯三月二日与柴担人対校
従弟八巻至此　望之

文政元年八月廿日校

文政元年八月廿日以金沢文
庫巻子本／校讎了　市野
光彦狩谷望之

御書物奉行近藤重蔵藤原守重対読

一四　文化（ママ）丁卯三月九日与柴担人比讎焉此日春懶不能多読／止校此冊畢共遊観東叡之桜花　椀斎

文政元年八月廿日以金沢本校

一五　与柴秋谷観東睿之桜花帰家校此冊／丁卯三月九日清水後園落花（霏〻吉詳閣右花正開）　望之

一六　丁卯三月廿四日与柴担人校此巻　望之

文政改元八月廿二日以金沢本比校／市野光彦／狩谷望之

文政元年八月廿二日校了／近藤守重

一七　丁卯三月廿四日対校一本／望之

文政元年八月廿二日校

望之

一八　三月廿四日与柴秋谷対校自十六巻至此巻　望之

文政紀元八月廿四日校第十七第十八両巻　望之

十九　文政紀元八月廿六日校合

二一　文政紀元八月廿六日校

望之

二二　文政改元八月廿八日校　望之

文政紀元八月廿四日以金沢巻子本比校／市野光彦／狩谷望之

文政元年八月廿四日校了／近藤守重

文政紀元年八月廿六日以金沢文庫本対讎／市野彦／狩谷望

近藤守重

文政紀元戊寅八月廿六日狩谷望之／市野光彦

文政元年戊寅秋八月廿八日（狩谷望之市野光彦）

与狩谷市野対読了　守重

二三　文化（ママ）紀元八月廿八日校合

文政紀元戊寅八月廿八日対校（狩谷望之市野光彦）

二四　文化戊寅九月十一日対校

二五　文政元年九月十二日校

二六　文政元年九月十四日校

二七　文政元年九月十六日対校

二八　文化紀元季秋十八日校　望之

二九　文政紀元九月廿日校了

三〇　戊寅季秋廿二日校此巻

三一　文政元年季秋廿二日対校　望之　光彦

文政紀元季秋廿四日対校　望之　光彦

文政元年九月十二日校此巻　市野光彦　狩谷望之

文政元年秋季望前一日校讎　市野光彦　狩谷望之

文政元年本月本日対校

近藤守重

文政紀元戊寅季秋十六日対校　望之　光彦

文政紀元九月十八日校讐　市野光　狩谷望

文政紀元季秋十八日　近藤守重

市野迷菴狩谷棭斎以金沢本対校文政元年／九月廿日

以紅葉山御文庫本校讎　近藤守重

三三　文政紀元九月廿六日校訂　市野光彦／狩谷望之

三四　文政紀元初冬十日　狩谷望之　市野光彦　守重校読

三五　文政紀元初冬十二日対校　望之　光彦

三六　文政紀元初冬十四日対校　望之　光彦

文政元年十月十四日使市埜狩谷二子対校守重

三七　文政元年十月十四日校読　市野光彦　狩谷望之

三八　文政紀元戊寅初冬十八日校了　望之　光彦

文政元年十月十八日対読　近藤守重

四〇　文政元年十月廿日以金沢文庫本讎校此巻／市野光彦／狩谷望之

今日読至賈子伝諸侯発政施令政平／於人者謂之文政文政之字出于此

四一　近藤守重

文政紀元戊寅十月十二日対校　望之　光彦

四二　文政元年十月廿六日校此巻畢／市野光彦／狩谷望之

十月十六日対校　近藤守重

四三　文政紀元十月廿六日校此巻　市野光彦　狩谷望之

四四　文政元年十二月二日以金沢本比校／市野光彦／狩谷

望之

以御文庫金沢巻子本対読　守重（花押）

四六　文政元年戊寅十二月六日　狩谷望之／市野光彦／近藤守重

四八　以官本対校了　守重

五〇　以紅葉山御文庫御本使市野狩谷二老／対読畢文政元年十二月　近藤守重

故宮本については、阿部隆一氏の中国訪書志（一〇一頁）に解題されていて、四七冊、天明刊本に共通の刷題簽を持ち、考例の尾に「尾張国校蔵板」の円印を捺す。柴担人と狩谷棭斎による文化四年の校語とみられるものはきわめて少く、たとえば巻一には第五葉表第三行の注の「不累于位」に、「一本于作王」の一例があるばかりである。しかし、これは明らかに原文が正しく、したがって金沢文庫本も元和銅活字本も「于」であり（金沢本は「干」か）、両名が校合に用いたのはいずれかの写本であろうことになるが、名古屋の蓬左文庫の徳川宗睦写本と鶴舞中央図書館の河村秀穎写本とがともに「王」に作っている。両写本は元和銅活字本を底本にしているはずで、その理由も解らないが、担人・棭斎両名の対校本もこれ以上は推測もできない。また、巻三一には校合識語と同じく、校字校語など棭斎の筆になるものはない。

一方、この静嘉堂本は近藤守重が尾張の徳川宗睦から与えられた本で、迷庵・棭斎に校合を依頼したことを始め、自らの校合識語もあり、両名の識語も連名のそれぞれ後者の筆と認められ、本文の校字校語も全巻にわたっている。

校字は、大半が故宮本と一致するが、当然のこととして「一本曰」のものがない反面、わずかに故宮本にないものがある。第一冊で序に一、目録に一、巻一に二と四例で、目録の一を除いていずれも金沢本、元和本が校字の通りで、天明本だけが異るもの、すなわち故宮本の校語に取上げられるべきものである。ただし、目録の場合は呂氏春秋の「呂」を金沢本が「呉」に誤るものである。

以上のことどもで、同じ棭斎筆の校字校語と識語があっても、静嘉堂本の方が基本であることが濃厚であるが、故宮本の識語には次のような誤りがある。巻一六の「柴擔人」の「擔」は、一度朱で「樵」と書いて墨筆で訂し、巻一九は朱の「文化」を墨で「文政」と改めている。巻二三、二四、二八の「文化」の「化」は、ママと傍記したように「文政」とあるべきである。

すなわち、棭斎は静嘉堂本に正しく識していたものをここで

しばしば誤ったわけで、これは後に転記したときに生じたものと推測するのが自然というものであろう。

この校語と識語とを、森立之が転写した本がある。

群書治要校本　森立之写　二冊　斯道文庫蔵

紺色表紙（二四×一六・三センチ）、題簽「羣書治要校本」。双辺（一九・九×一二・九センチ）、半葉一〇行の罫紙に、序、目録以下、

「羣書治要巻第一

一オ二　秘書監云々　十三字无

〻　六　二修字作脩　厲下有之字　」

のように校字校語を移録し、各巻の末に金沢文庫本の清原教隆らの奥書、前掲上段の故宮本とほぼ同じい桉斎の識語、そして「癸未二月廿七日摂抄了」（巻一）のような一行とを記す。癸未は文政六年（一八二三）であろう。

静嘉堂本に施された校字校語はほとんど洩れなく移されているが、ごく稀に採られなかった場合がある。ただし、校字のある巻三〇で終り、以下は奥書・識語の類も録さない。

静嘉堂本の第一冊の裏表紙見返しに、「羣書治要一部／尾張大納言宗睦卿之賜也今蔵之／白山義学以裨学者之講読焉後／之学者其勿忽之／寛政九年丁己秋八月中丁　近藤守重識」との墨書がある。右文故事巻五に、

寛政八年守重長崎祇役ノ時此書西土ニ亡佚スルノ故ヲ以テ大納言ヨリ其臣人見黍ヲシテ此書五部ヲ郵致セラレ西土ニ送リ致サンコトヲ令セラル（此時守重ニモ又外ニ一部ヲ賜フ）

という「一部」であろう。

これより先、元禄四年の紀伊藩の例にならってか、寛政四年一月に徳川宗睦は一部を林崎文庫に贈っている。細井平洲伝の指摘によるが、渉猟雑抄に奉納の手続書があって、

寛政四年壬子正月、伊勢内宮林崎文庫へ当大納言宗睦公より群書治要一部御奉納有之、御目録之写如左

群書治要　四十七冊

右尾張学校蔵版、従大納言殿伊勢内宮被納林崎文庫畢

寛政三年辛亥十二月　成田貞之右衛門　善起書判

沢井　新右衛門

元矩同

御奉納書籍之事

群書治要　一部四十七冊

目録一通

右従尾張大納言様、伊勢内宮林崎文庫御奉納之書也、誠以御敬神之至、感応不可少、於是謹録于牓籍、永伝後葉者也、依所請如件

寛政四年壬子正月十九日

林崎文庫

執事　守屋徳大夫　㊞

書生等　㊞

明倫堂

御役衆中

当然これも寛政修本であって、その完成直後のことになる。

この群書治要が中国へ送られた経過については、先引の右文故事が続けて、

守重コレヲ時尹中川忠英ニ言シ、謀テ其一部ヲ長崎聖堂ニ、一部ヲ諏訪社ニ置キ、三部ヲ唐館ニ与フ（……其時唐商ノ返抄ニ云、蒙諭有群要治要三部、内両部給送両局収去、其一部可否交存館中……辰八月銭公両局同具ト、所謂ル両局ノ唐商ハ費肇陽・顧鳳諧ナリ）

といい、さらに岡田新川輯の鄭注孝経に触れて、

近日知不足斎叢書ニ尾張本鄭注孝経ヲ収ム、ソノ嘉慶七年銭侗ノ序ニ「群書治要凡五十巻、唐魏鄭公撰、其書久佚、僅見日本天明刻本」トアリ、是即ソノ本彼に到リシヲ知ヘシ、西土久佚ノ名書、再ビ唐山ニ還復スルコトヲ得ルハ、実ニ大納言殿ノ賜ト謂ツヘシ、亦神君懿範ノ馴致スル所ナリ

という。

なお、藩の側の記録では、尾州御留守日記の寛政八年六月六日の条に、

一、群書治要六部、以御用成田貞右衛門江相渡候、但御本之儀人見璣邑取扱ニ而長崎江相渡、外国迄も差遣候積之由、相聞候

とあるとされる。

右のように人見璣邑が、西土に佚した書を送り届けようとしたのである。また、福井氏は守重年譜によって、寛政七年六月、近藤守重が長崎奉行出役として出張する途次、尾張でこの書を清国に送ってその欠三巻を求めるよう依頼されたものであるこ

とも明らかにされている。

近藤守重らによって寛政八年（一七九六）に長崎経由で群書治要は清国に輸出されたが、それは寛政三年の修本であった。したがって道光二七年（一八四七）刊の連筠簃叢書はこれを底本とし、一〇行二一字の行格で翻刻している。眉上の注の形式もこれと同様である。

一方、粤雅堂叢書はこれよりやや遅れて咸豊七年（一八五七）に、その第二六集に帝範、臣軌等とともに収めた。これは天明七年の原刻本に基いており、九行二一字、眉上の注は横線を引かず、その都度、格を設けて記入している。四部叢刊（民国八年、一九一九）は、天明刊本をそのまま影印したものである。これらのことについては、すでに石浜氏が指摘されている。

寛政三年修本はその後も折にふれて印行され、版権は尾張藩が握っていたのであろうが、奥付に引続いて書肆の名が現れ、それが次第に露骨になって行く。

五〇巻（原欠三巻）　天明七年刊寛政三年修後印

二五冊（合一〇冊）　東京大学総合図書館蔵

濃紺色表紙（二六・六×一八・五センチ）、合冊の覆表紙がつく。印刷題簽「群書治要　一二」。

本文については、むしろ次掲本に述べるものと変りがない。

裏表紙見返しに、匡郭いっぱいに大きく、

「製本所
尾州書林風月堂
名古屋本町一丁目
長谷川孫助」

とある。孫助の名が同じように、長谷川姓でもやはり風月堂である。

なおこの本には、「三条／之印」「蘭雪堂蔵書」（陰）「蒲原／実／万臣」「寄／贈一大正十三年四月七日／三条実憲氏」の印がある。

右のさらに後印本があり、販売権が尾張藩の手をいささか離れて、書肆の手になかば移ったようである。

五〇巻（原欠三巻）　天明七年刊寛政三年修後印

二五冊（合一三冊）　国立国会図書館蔵

濃紺色表紙（二六・六×一八・七セン）、印刷題簽「羣書治要一二」、天明・寛政本、その後印本と変化がない。ただし、帝国図書館時代の薄茶色覆表紙が附けられ、合冊とされている。序、考例、目録、巻一以下の構成はむろん、本文も寛政修本と変りはない。墨付がわずかに薄くなった感じがあるが、漫漶も進んでいない。考例末に尾張国校蔵板の円印は捺されていない。

巻末の奥付に、左のように京都・東京・大坂・名古屋の一二の書店が、発行書肆として名を連ねている。

「　京都御幸町通姉小路上ル　菱屋孫兵衛
　同　三条道御幸町角　吉野屋仁兵衛
　同　寺町通三条下ル　著屋宗八
発行　同　四条通御旅町　田中屋治兵衛
　東京日本橋通一丁目　須原屋茂兵衛
　同　日本橋通二丁目　山城屋佐兵衛
　同　芝神明前　岡田屋嘉七
　同　両国横山町三丁目　和泉屋金右衛門
書肆　大坂心斎橋通北久太郎町　河内屋喜兵衛
　同　心斎橋通安土町　河内屋和助
　同　心斎橋通安堂寺町　河内屋茂兵衛
　尾州名古屋本町通七丁目　永楽屋東四郎」

寛政修本では、風月堂が製本所とあり、江戸の須原屋が売弘所として登場していたから、書店が発売を始めたかにみえる。ただし、伊勢の豊宮崎文庫に奉納したり、近藤守重に贈呈したのは尾張藩で、まだ藩が版権を握っていたと思われる。それがここに至っては、風月堂孫助の名が消えており、四都の一二軒の書店が販売の業に携って、もはや尾張藩の関与は薄いようである。須原屋の地名も江戸から東京に替っていて、時代もかなり降っていたことを示す。しかし、福井氏は、版木は明治一八年（一八八五）に尾州家から慶雲堂栗田東平に四〇円で売却されたとし、蓬左文庫蔵の古事記御蔵版に含まれる左の記録を掲げていられる。

一、十一月十八日左之通東京に懸合および候事

慶雲堂より申出候別紙略す

御家蔵群書治要板木之儀別紙之通慶雲堂東平より申出候付而ハ方今無用之書物にも相成居入置候場所も無之且行末朽敗に及候ては何之詮も無之様被存候　多数之板木至而廉直には候得共御賣却相成候方可然候半哉一応及御相

談候（下略）

さらに氏によれば、この版木はその後、清国に送られ、かの地で摺刷された伝本が存するという。

なおこの本は、他に東北大学図書館（教養）の所蔵で、和刻本漢籍分類目録には著録を見ない。

山井重章（青渓・明治四五年歿）の群書治要考異二冊については、やはり石浜氏が尾張本のところで取上げ、元和本を尾張本で校したもので、ただし天明原刻本と寛政修本の双方を用いたと証されている。

好書雑載によれば、この書は山井氏が明治三九年に南葵文庫主徳川頼倫氏に命じられて校合したものであるといい、四〇〇字詰原稿用紙に墨書された自筆本の写真（半葉）も掲載されている。

この写本は明治四一年の南葵文庫蔵書目録に著録されるが、東京大学総合図書館には伝えられていない。一方、大正一二年一一月の泊園書院学会の第六回例会に出陳され、石浜氏が閲されたのは、この本の転写本かと思われるが、これも所在がわからず、現在のところ実見できないでいる。

七　林羅山輯補の巻四・一三

金沢文庫本は巻四・一三・二〇の三巻を欠くが、これらがいつ失われたかは明らかでない。家康が銅活字版の刊行を企図してこれを書写させたとき、すなわち本光国師日記の慶長一九年一〇月三日の状には、さらに巻一九を加えて四冊が不足するとされるが、この巻一九は現存するし、元和銅活字版にも含まれている。この事業は大蔵一覧に引続いて金地院崇伝と林道春が命じられて中心となり、職人や校正のための五山の僧の派遣を求めるなど、京都と緊密な連絡を取って行われたから、京に別の古写本があり、この三巻が残っていれば、何らかの情報を得ていてもおかしくはあるまい。

それというのも、金沢文庫本について、北条実時と貞顕が、移点のため、また焼失や紛失の巻を補うため、しきりに京に蓮華王院本等を求めたというのは、当時は数種の古写本は存在していたと思われるからである。第二次大戦末、九条家の焼跡から発見された平安中期の写本も、その類のものの一であろうが、期待に反して巻二一以前はすべてなかった。

名古屋市立鶴舞中央図書館蔵の河村秀穎写本の巻末に、安永

五年（一七七六）に「以九条殿御本遂校合加朱書了」と、また「原本欠四、十三、廿、之三本御本亦欠之」との奥書があることは前述した。この校合の結果は、国立東京博物館現蔵の九条家本とは、わずかに巻二二、二六の二巻だけの比較であるが、両本は非常に近いということであり、かつ金沢文庫本も同様である。

河村秀穎は欠三巻に関心が強くて、江戸の林家に照会したらしく、「江戸林家欠本問合返簡」と末に記した秀穎筆の一紙が奥書の次の堀杏庵の跋文の上に貼られている。この点から「九条殿御本」を現存の平安写九条家本と同一視したくなるのであるが、現存九条家本の二巻との校合では断定はできないものの、そうであるとすれば九条家本も安永五年には欠三巻であり、欠巻が同じであれば、金沢文庫本も九条家本か同系の本から重写されたということになる。日本国見在書目の当時は五〇巻が完具であったのであろうが、その後三巻を欠いた本が中心となって、多くはこれから重写され、現存本はすべてここから出ていると考えれよう。

この欠三巻について、道春年譜に

元和元年春赴駿府、奉旨監群書治要・大蔵一覧開板之事、且命補群書治要欠巻。

とあって、銅活字版印行の際に家康が林羅山にこの欠三巻を輯補することを命じたようである。ただし、開版までの一年半にはこれは成らなかったらしく、元和二年の銅活字版は欠巻のままである。

が、羅山はこの命を実行して、おそらく元和年間にはこれを纂輯したのであろうか。河村秀穎写本の附箋の林家の返簡では、約一五〇年後にもはや林家でもそのことがわからなくなっていたことを示しているが、このうちの前二巻はいまに伝えられていて、その間に若干の経緯がある。

尾張版の天明五年の細井平洲の刊群書治要考例に、

旧目五十巻、今存四十七巻、其三巻不知亡何時。羅山先生補其二巻、其一巻不伝。故不取也。

とある。採用はされなかったが、このとき尾張には巻四、一三があり、巻二〇はすでに失われていたのである。したがって、尾張版の原稿本と思われる朝日新聞文庫本[13]は当然これは含まないが、これらと同じ九行一八字で、内容も非常に近い関西大学図書館現蔵の泊園文庫本にこの二巻が含まれ、またこれを転写

したといわれる二巻一冊が、大阪天満宮に存するのである。羅山の輯補の内容を見るために、ここに関西大学図書館長の許可をいただいて、この二巻の全文を末尾に掲げることとする。

群書治要五〇巻（欠巻二〇、巻四・一三林羅山輯補）

写（寄合書）　二五冊　関西大学図書館蔵

薄茶色斜縞文表紙（二六・九×一八・九センチ）。外題「羣書治要序目一二」のように墨書。

群書治要序、群書治要目録、いずれも天明版と同じく、目録の原欠三巻の下方に「闕」字はない。同様に巻一首題には

「羣書治要巻第一

秘書監鉅鹿男臣魏徵等奉　勅撰」

と魏徵の銜名が入る。

双辺（一九・八×一三・九センチ）、有界九行、版心は単魚尾で白口、無題、下魚尾の代りに二横線を接して引いて、その下は黒口の印刷罫紙に墨書する。行一八字、注小字双行。

巻四七の一部に空格がある。

他の本がすべて欠く巻四と一三があり、巻末の南岳藤沢恒の跋文にも林羅山が幕府の命で補ったという。したがって、この二巻は巻首の第二行が空行で、むろん魏徵の銜名がない。ただし、筆跡は前後の巻と同じく、同時の書写である。

版心には、題・丁付など一切記さない。墨句点・返点を施すが、返点はやや後筆か。巻四・一三は句点がない。眉上に校語等を墨書するが、そのごく一部だけが、天明版の眉上のものと一致する。

尾題「羣書治要巻第五十終」。ただし巻四尾題は「群」。

続く藤沢南岳の手跋は、石浜純太郎氏が一九二二年に「群書治要雑録」に全文を紹介されたが、あえてここに再録する。

禹域茫矣、載籍多矣、其逸乎彼、而存乎我者亦多矣、群書治要其一也、治要原本凡五十巻、正和中、北条実時得之于中秘、抄以蔵其庫、及徳川公得之、已逸其三巻、羅山林子以命補之、後尾州侯将校以梓、而林子補巻亦已逸其一、乃梓原本四十七巻、補巻依旧欠焉、豈不憾乎、此本不知誰氏手抄、所補二巻存矣、余得之喜甚、夫載籍散逸、稽古者之所慨嘆也、古不可稽、而人人自用、則併家与国将逸之、況此書之尽於治術者乎、故重校批閲以蔵于家、傍

人或以為好古之癖、噫

慶応二年丙寅仲秋　藤沢恒識

恒藤
成君

泊園書院はこの欠二巻を含む写本を蔵しているほどに、群書治要に関心が深かったらしいが、藤沢南岳の甥に当られるという石浜純太郎氏は、一九一五年に「群書治要の論語鄭注」を東亜研究五―六に発表されてから、その一〇・一一号に「群書治要の尚書舜典」をというように、氏の敦煌本の研究とも関連して経書の注の佚文の探求から群書治要を積極的に利用された。

すでに必要に応じて触れたが、氏は引続いて

群書治要の欠巻について　一九二一　泊園書院学会報第一冊
群書治要の尾張本　一九二一　支那学一―五
群書治要雑録　一九二二　泊園書院学会報第二冊
群書治要の史類　一九三四　東洋学叢編　刀江書院

を著された。欠巻については、氏は金沢文庫本をまだ見ることができず、当時の情報不足を如実に示すが、いずれも支那学論攷（全国書房一九四三年）に収載されている。

氏のこの熱意は本拠の泊園学会でいっそう発揮され、一九二〇年一一月の同学会第六回大会で「群書治要」と題して講演されるとともに、諸本を展観して参考に供された。泊園書院学会会報の大正一二年号によれば、その陳列本は次の通りである。

一、原巻子本見本三種
　イ、仮名遣及仮名字体沿革史料
　ロ、論語年譜附録写真
　ハ、留真譜初編第十二雑部
二、元和駿州銅活字本内二冊　京都内藤氏蔵本
三、天明尾州校刊本内三冊
四、尾州校刊原稿本内三冊　大阪朝日新聞社蔵本
五、天明尾州板寛政修本内二冊　京都富岡氏蔵本
　此本には迷庵校斎の原本校合を移写しあり
六、尾州本鈔本内五冊　大阪泊園書院蔵本
　此本には林羅山補輯の二巻を現存せり
七、弘化紀州銅活字本内二冊　京都富岡氏蔵本
八、連筠簃叢書本内二冊
九、粤雅堂叢書本内二冊　大阪府立図書館蔵本
附、群書治要考異二冊

次に、大阪天満宮御文庫蔵の近藤南洲令写のこの二巻である。

群書治要巻四・一三　　林羅山輯補

近藤元粹（南州）令写　一冊　大阪天満宮御文庫蔵

淡灰色表紙（二三・五×一五・四センチ）、仮綴。外題「羣書治要巻四巻十三補欠」。首内題は「羣書治要巻第四」、撰者名を掲げず、空一行で「春秋左氏伝上」。双辺（一七・七×一二・一二センチ）、一〇行の青色の薄葉罫紙に、細く固い筆でペン字のように墨書、行二〇字、注小字双行。版心は両巻とも初葉だけ「巻第四（十三）」と墨書。巻四は一八葉、巻一三は二一葉。

石浜氏の群書治要雑録に、次のようにある。

大正十年二月二十五日に大阪の天満宮文庫で文庫開館記念の図書陳列を催された時、近藤南洲翁所蔵の元和駿州版群書治要が出陳されてあったが、その時補写本（一冊に綴ぢてあったと思ふ。当時の目録に二冊補写と出てゐるのは二巻の意味である）が附してあった。その補写本は羅山補輯の二巻であったので予は泊園本以外に尚存するものと思ってゐた。所が後に藤沢黄坡先生から聞けば、あれは泊園本から写さしたものと南洲翁が親しく先生に語られたとの事であった。

泊園文庫本の返点は写さず、校語も巻四の二つは同様であるが、巻一三の二一箇所は、次のような次第でまったく記すところがない。すなわち、そのうちの一五は校語を用いて本文を訂し、他は旧のままになっている。

欠巻の巻四は春秋左氏伝の上で、巻五・六に中と下がある。巻五中は春秋経伝集解巻一〇の宣公上から始って、成公との各二巻と哀公の七巻を収めて、巻一九に至る。群書治要巻六下は経伝集解巻二〇～二六の昭公と巻二七・二八の定公を収め、哀公は取りあげない。

林羅山はむろん巻四に隠公・桓公・荘公・閔公・僖公・文公を、春秋経伝集解の巻一～九から抄録している。その内容を巻五・六と比較してもその特徴の共通するところを判断しにくいが、当然この二巻を基準として巻四を輯補したのであろう。閔公だけは約半葉と極端に短いが、隠公・桓公・荘公に泊園文庫本にして各五葉以上とかなりのスペースを割き、僖公と文公にはその倍ほどを取って、春秋経伝集解のそれと相応させている。私は不明にしてこの時代を客観的に眺めてこの配分の是非を論じられないが、記事を読むかぎりでは、その取捨は群書治要としてかなり妥当にみえる。隠公の冒頭の荘公が立つに至る経緯

に部分的に省略があって、全文を読まないとやや解りにくいところもあるが、本文はもとより注もだいたいにおいて巧みな取捨、節略で、一応の形式を備えていると思われる。

巻一三の漢書一は泊園文庫本にして全二八葉で、その構成はほぼ次の通りである。

高祖紀	一〇葉半	元帝紀	半葉
高后紀	一葉	成帝紀	一葉四分の一
文帝紀	二葉	哀帝紀	一葉
景帝紀	一葉	平帝紀	一葉弱
武帝紀	三葉	功臣表序	一葉半
昭帝紀	一葉	古今人表序	四分の三葉
宣帝紀	一葉半	律歴志	半葉強

群書治要の史記が漢代の諸帝紀を全面的に省いているのは、当初からこれを漢書で扱うはずであったと思われ、この巻をその帝紀に充てたことは妥当である。高恵高后文功臣表（漢書巻一六表四）と古今人表（同巻二〇表八）の、それも前文はほとんど全文を採択したのは、史記は全二巻で紀・世家・列伝しか取らなかったのに対して、群書治要は漢書が八巻もあり、ここに有用な文が含まれるからであろう。表は司馬遷の独創であり、本来は史記の方に置かれるべきであろうが、史記は前漢の中途で記事が途切れるためか、本紀・世家・列伝ともに、漢代関係は漢書の巻に委ねられたようである。

しかし、次巻が礼楽志から始るからとして、その前の律歴志をここに収めるのは肯けない。巻一四漢書二は志専用であり、律歴志だけが前の巻に移されるとは考えにくいのである。

本文は、本紀一二巻に表と志一巻とを一巻に収載するのであるから、相当に大胆な刪節を行うことになる。恵帝紀がまったく無視されたのはやむをえまいし、その要約にも工夫のあとが見られる。第七葉表の「漢王数（項）羽十罪」の一句は、本文にこの通りにはなく、「其罪一也」以下、具体的に十罪が挙げられているのをこの六字に詰めたものであり、次葉表の「於是諸侯上皇帝尊号、漢王即皇帝位于汜水之陽」も、諸侯のそれぞれの行事、手続等の内容を略してこれだけに圧縮したものである。ただ、高后紀は、その歿後、呂氏一族を誅謬する記事だけに終始し、宣帝紀は逆に、乳児期から常に殺謬される立場にあったのを生き延びて即位するに至る経過が全文で、ともに為政に関してまったく触れるところがない。

また後続の群書治要の漢書六巻には、「賛曰」がみえないようであるが、文帝紀だけには一五にわたってこれを載せる。

問題は註である。註の採用は以下の六巻より相対的にかなり多く、特にこの巻の後半にやや甚しくて、他巻との均衡を欠く。ただし註文自体も、一節のなかでかなり刪節していて、その必要な部分だけを引用している。

ところで、現行漢書の註は、一般的に言って古註を二、三挙げて顔師古が巧みに要約して結論を提示するか、顔注だけが施されている場合が多い。羅山はこの現行漢書を用いざるをえなかったわけであるが、そうすると顔註がもっとも整っているから、結局これを採ることになったらしい。註は数えかたによるが約一七〇条も収録されているが、そのうち一一二が顔註である。前述の通り、群書治要成立時にはまだ存在しなかった顔師古の註がである。

さらに群書治要の漢書の第二から七までには、註が少いうえに、巻一七の「荀悦紀論曰」というやや長文の一例を除いて、註者の姓名がまったく記されていない。ところがこの巻は、当初はこれを踏襲しているが、中途から「応劭曰」の九、「張晏曰」の三、「服虔曰」「韋昭曰」の二、「文穎」「荀悦」「如淳」「鄭氏」の各一が現れ、「師古曰」が堂々と一二回もある。羅山は群書治要に顔注がありえないことを知らずに引用したのか、認識しつつも内容的に適当であるためにあえて採ったのか、資料がないために判断はできない。なお敦煌本の蔡謨注といわれる漢書をみると、後に顔師古が古註を「師古曰」として借用する例はけっして少くない。

次掲の泊園文庫本のこの巻四・一三の両巻には、句点はないが、返点が施されている。いまは逆に、返点は省き、句点を加える。

羣書治要巻第四

春秋左氏伝上

隠公

元年、鄭武公娶于申、曰武姜。生荘公及共叔段。荘公寤生、驚姜氏、故名曰寤生、遂悪之。愛共叔段、欲立之。謂之京城大叔。祭仲曰、都城過百雉、国之害也。祭仲、鄭大夫。方丈曰堵、三堵曰雉、一雉之牆、長三丈、高一丈。侯伯之城、方五里、径三百雉、故其大都不得過百雉。先王之制、大都不過参国之一、三分国城之一。中五之一、小九之一。今京不度、非制也。無使滋蔓、蔓難図也。蔓草猶不可除、況君之寵弟乎。大叔繕甲兵、具卒乗、歩曰卒、車曰乗。将襲鄭。夫人将啓之。啓開也。公聞其期、曰、可矣。命子封、帥車二百乗、以伐京。古者兵車一乗、甲士三人、歩卒七十二人。京叛大叔段、段入于鄢、公伐諸鄢。五月辛丑、大叔出奔共。共国、今汲郡共県。遂寘姜氏于城潁、而誓之曰、不及黄泉、無相見也。既而悔之。潁考叔為潁谷封人、聞之、有献於公。賜之食、食舎肉。公問之、対曰、小人有母、皆嘗小人之食矣、未嘗君之羹、請以遺之。公曰爾有母遺、緊我独無。緊語助。潁考叔曰、敢問何謂也。公語之故、且告之悔。対曰、君何患焉。若闕地及泉、遂而相見、其誰曰不然。隧若今延道。公從。遂為母子如初。

三年衛荘公娶于斉、曰荘姜、美而無子。又娶于陳、曰厲嬀、生孝伯、早死。其娣戴嬀生桓公、荘姜以為己子。公子州吁、嬖人之子也、有寵而好兵。公弗禁、荘姜悪之。石碏諫曰、臣聞愛子、教之以義方、弗納於邪。驕奢淫泆、所自邪也。四者之来、寵禄過也。将立州吁、乃定之矣、若猶未也、階之為禍。夫寵而不驕、驕而能降、降而不憾、憾而能眕者鮮矣。如此者少也、降其身則必恨之、則思乱、不能自安自重。且夫賤妨貴、少陵長、遠間親、新間旧、小加大、淫破義、所謂六逆也。君義臣行、父慈子孝、兄愛弟敬、所謂六順也。去順効逆、所以速禍也。君人者、将禍是務去、而速之、無乃不可乎。弗聴。其子厚与州吁游、禁之、不可。桓公立、乃老。老致仕也。

四年衛州吁、弑桓公而立。未能和其民、厚問定君於石子。石子曰、王覲為可。曰、何以得覲。曰、陳桓公方有

寵於王、陳・衛方睦、若朝陳使請、必可得也。厚從州吁如陳。石碏使告于陳曰、衛国褊小、老夫耄矣、無能為也。此二人者、実弑寡君、敢即図之。八十曰耄。陳人執之、而請涖於衛。九月、衛人使右宰醜涖殺州吁于濮、石碏使其宰獳羊肩涖殺石厚于陳。

五年公将如棠観魚者。臧僖伯諫曰、凡物不足以講大事、其材不足以備器用、則君不挙焉。故春蒐夏苗、秋獮冬狩、蒐索、択取不孕者、苗為苗除害也。獮殺也。以殺為名、順秋気也、狩図守也、冬物畢成、獲則取之、無所択也。皆於農隙以講事也、三年而治兵、入而振旅、出曰治兵、入曰振旅、治兵礼畢、整衆而還。振整也。旅衆也。帰而飲至、以数軍実、昭文章、明貴賤、弁等列、順少長、習威儀也。鳥獸之肉不登於俎、皮革歯牙、骨角毛羽不登於器、則公不射、古之制也。若夫山林川沢之実、器用之資、皁隷之事、官司之守、非君所及也。遂往、観魚。僖伯称疾、不従。

十一年滕侯・薛侯来朝、争長。薛侯曰、我先封。薛祖奚仲、夏所封、在周之前。滕侯曰、我周之卜正也。卜正、卜官之長。薛庶姓也、我不可以後之。庶姓、非周之同姓。公使羽父請於薛侯曰、君与滕君辱在寡人。周諺有之曰、山有木、工則度之、賓有礼、主則択之。択所宜而行之。周之宗盟、異姓為後。盟載書皆先同姓。寡人若朝于薛、不敢与諸任歯。薛任姓。歯列也。君若辱貺寡人、則願以滕君為請。薛侯許之、乃長滕侯。

桓公

二年、公取郜大鼎于宋。納于大廟。非礼也。臧哀伯諫曰、臧哀伯魯大夫、僖伯之子。君人者将昭徳塞違、以臨照百官、猶懼或失之、故昭令徳以示子孫。武王克商、遷九鼎于雒邑、義士猶或非之、蓋伯夷之属。而況将昭違乳之賂器於大廟、其若之何。公不聴。周内史聞之曰、臧孫達其有後於魯乎、君違不忘諫之以徳。内史、周大夫官也。

六年九月、子同生。公問名於申繻。対曰、名有五、有信、有義、有象、有仮、有類、申繻、魯大夫。以名生為信、若唐叔虞、魯公子友。以徳命為義、若文王名昌、武王名発。以類命為象、若孔子首象尼丘。取於物為仮、若伯魚生、人有饋之魚、因名之曰鯉。取於父為類、若子同生、有与父同者。不以国、国君之子、不自以本国為自名也。不以官、不以山川、不以隠疾、隠痛、疾患、辟不祥也。不以畜牲。畜牲、六畜。不以器幣。幣玉帛。周人以諱事神、名終将諱之。

君父之名、固非臣子所斥、然礼既卒哭、以木鐸徇曰、舍故而諱新。謂舍親尽之祖而諱新死者、故言以諱事神。名終将諱之、自父至高祖、皆不敢斥言。故以国則廃名、国不可易、故廃名。以官則廃職、以山川則廃主、改其山川之名。以畜牲則廃祀、名豬則廃豬、名羊則廃羊。以器幣則廃礼。晉以僖侯廃司徒。僖侯名司徒、廃為中軍。宋以武公廃司空、武公名司空、廃為司城。先君献・武廃二山、二山具・敖也。魯献公名具、武公名也、更以其郷名山。是以大物不可以命。公曰、是其生也、与吾同物、命之曰同。物類也。謂同日。

十年、虞叔有玉、虞叔。虞公之弟。虞公求旃。旃之也。弗献、既而悔之。曰、周諺有之、匹夫無罪、懐璧其罪。人利其璧、以璧為罪。吾焉用此、其以賈害也。売賈也。乃献之。又求其宝劒。叔曰、是無厭也。無厭、将及我。将殺我。遂伐虞公、故虞公出奔共池。

十五年祭仲専、鄭伯患之、使其婿雍糾殺之。将享諸郊、雍姫知之、謂其母曰、父与夫孰親。其母曰、人尽夫也、父一而已。胡可比也。婦人在室則天父、出則天夫。女以為疑、故母以所生為本解之。逐告祭仲曰、雍氏舎其室而将享子於郊、吾惑之、以告。祭仲殺雍糾、尸諸周氏之汪。汪池也。周氏鄭大夫。而暴其尸以示戮也。殺公載以出、愍其見殺、故載其尸共出国。曰、謀及婦人、宜其死也。

十八年、公与姜氏如斉。始議行事。申繻曰、女有家、男有室、無相瀆也、謂之有礼。此易必敗。女安夫之家、夫安妻之室、違此則為瀆。今公将姜氏如斉、故知其当致禍乱。公会斉侯于濼、遂及文姜如斉。斉侯通焉。公謫之、謫譴也。以告。夫人告斉侯。夏四月丙子、享公斉侯為公設享燕之礼。使公子彭生乗公、公薨于車。上車曰乗。彭生多力、拉公幹而殺之。魯人告于斉曰、寡君畏君之威、不敢寧居、来脩旧好、礼成而不反、無所帰咎、悪於諸侯。請以彭生除之。斉人殺彭生。

荘公

八年、斉襄公立、無常。政令無常。鮑叔牙曰、君使民慢、乱将作矣。奉公子小白出奔莒。鮑叔牙小白伝。小白僖公庶子。乱作、管夷吾・召忽奉公子糾来奔。管夷吾・召忽、皆子糾伝也。子糾小白庶兄。

九年、公伐斉、納子糾。桓公自莒先入。鮑叔帥師来言曰、子糾親也、請君討之。鮑叔乗勝而進軍、志在生得管仲、故託不忍之弁。管・召讎也。請受而甘心焉。管仲射桓公、故曰讎。甘心、言欲快意戮殺之。乃殺子糾于生竇、生竇。魯地。召忽死之。管仲請囚、鮑叔受之、及堂阜而税之。帰而以告曰、管夷吾治於高傒、高傒、斉卿高敬仲也、言管仲治理政事之才、多於敬仲。使相可也。公従之。

十一年、宋大水。公使弔焉、曰、天作淫雨、害於粢

盛、若之何不弔。不為天所愍弔。対曰、孤実不敬、天降之災、又以為君憂、拝命之辱。謝辱厚命。臧文仲曰、宋其興乎。臧文仲、魯大夫。禹湯罪己、其興也悖焉。悖盛貌。桀紂罪人、其亡也忽焉。忽速貌。且列国有凶称孤、礼也。列国諸侯。無凶則常称寡人。言懼而名礼、其庶乎。言懼罪己。名礼、称孤。其庶。庶幾於興。

十四年、初内蛇与外蛇鬬於鄭南門中、内蛇死。六年而厲公入。公聞之、問於申繻曰、猶有妖乎。対曰、人之所忌、其気燄以取之、妖由人興也。尚書洛浩、無若火始燄燄。未盛而進退之時、以喩人心不堅正。人無釁焉、妖不自作。人弃常則妖興、故有妖。

二十二年、斉侯使敬仲為卿。敬仲、陳公子完。辞曰、羈旅之臣、羈寄旅客已。幸若獲宥、及於寛政、宥赦也。赦其不閑於教訓而免於罪戻、弛於負担、弛、去離也。君之恵也、所獲多矣。敢辱高位、以速官謗。敢、不敢也。請以死告。以死自誓。詩曰、翹翹車乗、招我以弓、豈不欲往、畏我友朋。逸詩也。翹翹、遠貌。古者聘士以弓、言雖貪顕命、懼為朋友所譏責。使為工正。掌百工之官。飲桓公酒、楽。斉桓賢之、故就其家会、拠主人之辞。故言飲桓公酒。公曰、以火継之。辞曰、臣卜其昼、未卜其夜、不敢。君子曰、酒以成礼、不継以淫、義也。夜飲為淫楽。以君成礼、弗納於淫、仁也。

二十四年哀姜至。公使宗婦覿、用幣、非礼也。伝不言大夫、唯挙非常。御孫曰、男贄大者玉帛、公侯伯子男執玉、諸侯・世子・附庸・孤卿執帛。小者禽鳥、卿執羔、大夫執雁、士執雉。以章物也。章所執之物、所貴賤。女贄不過榛栗棗脩、以告虔也。榛小栗脩脯。虔敬也。皆取其名以示敬。今男女同贄、是無別也。男女之別、国之大節也、而由夫人乱之、無乃不可乎。

二十八年、晉献公烝於斉姜、斉姜武公妾。生秦穆夫人及大子申生。又大戎狐姫生重耳、小戎子生夷吾。子女也。又驪姫生奚斉。其娣生卓子。驪姫嬖、欲立其子、賂外嬖梁五、与東関嬖五、姓梁名五、在閨闥之外者。東関嬖五、別在関塞者、亦名五。皆大夫、為献公所嬖幸、視聴外事。晉侯使大子居曲沃、重耳居蒲城、夷吾居屈。羣公子皆鄙、鄙辺邑。唯二姫之子在絳、二五卒与驪姫譖群公子而立奚斉、晉人謂之二五耦。二耜相耦広一尺、共起一伐。言二人俱共墾傷晉室若此。

三十二年有神降于萃。有神声以接人萃虢地。恵王問諸内史過周大夫。対曰、国之将興、明神降之、監其徳也。将亡、神又降之、観其悪也。故有得神以興、亦有以亡。虞夏商周皆有之。亦有神異。

以其物享焉、其至之日、亦其物也。享祭也。若以甲乙日至、祭先脾、玉用蒼、服上青。以此類祭之。王從之。虢公使祝応・宗区・史嚚享焉。神賜之土田。祝大祝。宗宗人。史大史。応・区・嚚皆名。史嚚曰、虢其亡乎。吾聞之、国将興、聴於民、政順民心。将亡、聴於神。求福於神。神、聡明正直而壱者也。依人而行。唯德是与。虢多凉德、其何土之能得。凉薄也。

閔公

元年、狄人伐邢。管敬仲言於斉侯曰、戎狄豺狼、不可厭也。諸夏親暱、不可弃也。諸夏、中国也。暱近也。宴安酖毒、不可懐也。以宴安比之酖毒。詩云、豈不懐帰、畏此簡書。詩小雅也。簡書、同悪相恤之謂也。同恤所悪。請救邢以従簡書。斉人救邢。

二年、狄人伐衛。衛懿公好鶴、鶴有乗軒者。軒大夫車。将戦、国人受甲者皆曰、使鶴、鶴実有禄位、余焉能戦。公及狄人戦于熒沢、衛師敗績、遂滅衛。熒沢在河北。

僖公

二年、晉荀息請以屈産之乗、与垂棘之璧、仮道於虞以伐虢。荀息荀叔也。屈地生良馬、垂棘出美玉、故以為名。四馬曰乗。自晉適虢、途出於虞故借道。公曰、是吾宝也。対曰、若得道於虞、猶外府也。公曰、宮之奇存焉。宮之奇、虞忠臣。対曰、宮之奇之為人也、懦而不能強諫。懦弱也。且少長於君、暱之、雖諫、将不聴。親而狎之、必軽其言。乃使荀息仮道於虞。虞公許之。宮之奇諫、不聴。晉里克・荀息帥師会虞師伐虢、滅下陽。

四年斉侯以諸侯之師侵蔡、遂伐楚。楚子使与師言曰、君処北海、寡人処南海、唯是風馬牛不相及也。不虞君之涉吾地也、何故。管仲対曰、昔召康公命我先君大公召康公、周大保召公奭也。曰、五侯九伯、女実征之、以夾輔周室。賜我先君履、東至于海、西至于河、南至于穆陵、北至于無棣。爾貢包茅不入、王祭不共、無以縮酒、寡人是徵。包裹束也。茅菁茅也。束茅而泲之以酒為縮酒。尚書、昭王南征而不復、寡人是問。昭王成王之孫、南巡狩、涉漢、船壊而溺。周人諱而不赴、諸侯不知其故、故問之。対曰、貢之不入、寡君之罪也、敢不共給。昭王之不復、君其問諸水浜。昭王時、漢非楚竟、故不受罪。楚子使屈完如師。師退、次于召陵。斉侯曰、以此衆戦、誰能禦之。以此攻城、何城不克。対曰、君若以德綏諸侯、誰敢不服。君若以力、楚国方城以為城、漢水以為池、雖衆、無所用之。屈完及諸侯盟。

晉献公将立奚齊。驪姬謂太子曰、君夢齊姜、必速祭之。齊姜太子母、言求食。太子祭于曲沃、帰胙于公。胙祭之酒肉。公田、姬寘諸宮六日。公至、毒而献之。毒酒経宿輙敗、而経六日、明公之惑。公祭之地、地墳。与犬、犬斃。与小臣、小臣亦斃。姬泣曰、賊由太子。太子奔新城。新城、曲沃。公殺其伝杜原款。或謂太子、子辞、君必弁焉。以六日之状自理。太子曰、君非姬氏、居不安、食不飽。我辞姬必有罪。君老矣、吾又不楽。吾自理則姬死、姬死則君必不楽。不楽、為由吾也。曰、子其行乎。太子曰、君実不察其罪、被此名也以出、人誰納我。縊于新城。重耳奔蒲、夷吾奔屈。

五年、晉侯復仮道於虞、以伐虢。宮之奇諫曰、虢、虞之表也。虢亡、虞必従之。諺所謂、輔車相依、脣亡歯寒者、其虞虢之謂也。弗聴。宮之奇以其族行。晉滅虢。師還、館于虞、遂襲虞、滅之、執虞公。

九年、王使宰孔賜斉侯胙、曰、天子有事于文武、有祭事也。使孔賜伯舅胙。天子謂異姓諸侯曰伯舅。斉侯将下拝。孔曰、且有後命。天子使孔曰、以伯舅耋老、加労、賜一級、無下拝。七十曰耋級等也。対曰、天威不違顔咫尺。言天鑒察不遠、威厳常在顔面之前。八寸曰咫。小白余敢貪天子之命無下拝。小白、斉侯名。余身也。恐隕越于下、隕越、顚墜也。拠天王居上、故言恐顚墜于下。以遺天子羞。敢不下拝。下拝登受。拝堂下、受胙於堂上。

十六年、隕石于宋五、隕星也。但言星、則嫌星使石隕、故重言隕星。六鷁退飛過宋都、風也。六鷁過迅風而退飛、風高不為物害、故不記風之異。周内史叔興聴、宋。宋襄公問焉、曰、是何祥也。吉凶焉在。祥、吉凶之先見者。襄公以為石隕鷁退、能為禍福之始、故問其所在。対曰、今茲魯多大喪、今茲、此歳。明年斉有乱、君将得諸侯而不終。魯喪斉乱、宋襄不終、別以政刑吉凶他占知之。退而告人曰、君失問。是陰陽之事、非吉凶所生也。言石隕鷁陰陽錯逆所為、非人所生。襄公不知陰陽而問人事、故曰君失問。叔興自以対非其実、恐為有議所譏、故退而告人。吉凶由人、吾不敢逆君故也。積善余慶、積悪余殃、故曰吉凶申人。君問吉凶、不敢逆之、故仮他占以対。

十九年、宋人囲曹、討不服也。子魚言於宋公曰、文王聞崇徳乱而伐之、軍三旬而不降、崇、崇侯虎。退脩教而復伐之、因墨而降。復往攻之、備不改前、而崇自服。詩曰、刑于寡妻、至于兄弟、以御家邦。詩大雅。言文王之教、自近及遠。寡妻、嫡妻、謂大姒也。刑法也。今君徳無乃猶有所闕、而以伐人、若之何。盍姑内省徳乎。無闕而後動。

二十一年、夏大旱、公欲焚巫尪。其巫尪、女巫也。主祈禱請雨者。或以為尪非巫也、瘠病之人、面上向、俗謂天哀其病、恐雨入其鼻、故為之旱、是以公欲焚之。臧文仲曰、非旱備也。脩城

郭、貶食省用、務穡勸分、穡俭也。勸分、有無相済。此其務也。巫匡何為。天欲殺之、則如勿生、若能為旱、焚之滋甚。公從之。是歳也、饑而不害。不傷害民。

二十四年、晉侯賞從亡者、介之推不言禄、禄亦弗及。介推、文公微臣。之語助。推曰、献公之子九人、唯君在矣。恵・懐無親、外内弃之。天未絶晉、必将有主。主晉祀者、非君而誰。天実置之、而二三子以為己力、不亦誣乎。竊人之財、猶謂之盗、況貪天之功、以為己力乎。下義其罪、上賞其姦、上下相蒙、蒙欺也。難与処矣。其母曰、盍亦求之、以死誰懟。対曰、尤而効之、罪又甚焉、且出怨言、不食其食。怨言、謂上下相怨、雑与処。其母曰、亦使知之若何。既不求之、且欲令推達言於文公。対曰、言、身之文也、身将隠、焉用文之。是求顯也。其母曰、能如是乎。与女偕隠。偕俱也。遂隠而死。晉侯求之、不獲、以緜上為之田、曰、以志吾過、且旌善人。旌表也。西河界休県南有地名緜上。

二十五年晉侯朝王、王享醴、命之宥。既行享礼而設醴酒、又加之以幣帛、以助歓也。宥助。請隧、弗許、闢地通路曰隧、王之葬礼也。諸侯皆県柩而下。曰、王章也。章、顯王者与諸侯異。未有代徳而有二王、亦叔父之所悪也。与之陽樊・温・原・攢茅之田。晉於是始啓南陽。在晉山南河北、故曰南陽。

二十八年、温之会也、晉侯召王、以諸侯見、且使王狩。晉侯大合諸侯、而欲尊事天子以為名義。自嫌強大、不敢朝周、喩王出狩、因得尽羣臣之礼、皆譎而不正之事。仲尼曰、以臣召君、不可以訓。故書曰、天王狩于河陽。言非其地也、使若天王自狩。以失地、故書河陽。実以属晉、非王狩地。且明徳也。隠其召君之闕、欲以明晉之功徳。河陽之狩、趙盾之弑、泄治之罪、皆違凡変例、以起大義危疑之理、故特称仲尼以明之。

三十年、晉侯・秦伯囲鄭。佚之狐言於鄭伯曰、国危矣、若使燭之武見秦君、師必退。佚之狐、燭之武、皆鄭大夫。公從之。辞曰、臣之壮也、猶不如人、今老矣、無能為也已。公曰、吾不能早用子、今急而求子、是寡人之過也。然鄭亡、子亦有不利焉。許之、夜縋而出、縋、県城而下。見秦伯曰、秦・晉囲鄭、鄭既知亡矣。若亡鄭而有益於君、敢以煩執事。執事亦謂秦。越国以鄙遠、君知其難也。設得鄭以為秦辺邑、則越晉而難保。焉用亡鄭以陪鄰。陪益也。鄰之厚、君之薄也。若舎鄭以為東道主、行李之往来、共其乏困、行李、使人。君亦無所害。且君嘗為晉君賜矣、許君焦・瑕。朝済而夕設版焉、君之所知也。

晋君、謂惠公也。焦・瑕、晋、河外五城之一邑。朝済河而夕設版築以距秦、言背秦之速。夫晋何厭之有。既東封鄭、又欲肆其西封、封疆也。肆申也。若不闕秦、将焉取之。闕秦以利晋、唯君図之。秦伯説、与鄭人盟、使杞子・逢孫・楊孫戍之。乃還。三子秦大夫。反為鄭守。

三十三年、狄伐晋、及箕。晋侯敗狄于箕。郤欠獲白狄子。白狄、狄別種也。初臼季使過冀、見冀欠耨、其妻饁之、臼季、胥臣也。冀晋邑。耨、鋤也。野饋曰饁。敬、相待如賓。与之帰、言諸文公曰、敬、徳之聚也。能敬必有徳、徳以治民、君請用之。臣聞之、出門如賓、如見大賓。承事如祭常謹敬也。仁之則也。公曰、其父有罪、可乎。父冀芮欲弑文公在二十四年。対曰、舜之罪也殛鯀、其挙也興禹。禹鯀子。管敬仲、桓之賊也。実相以済。康誥曰、父不慈、子不祗、兄不友、弟不共、不相及也。康誥、周書。祗敬也。詩曰、采葑采菲、無以下体。君取節焉可也。詩国風也。葑菲之菜、上善下悪、食之者不以其悪而弃其善、言可取其善節。文公以為下軍大夫。

文公

二年仲尼曰、臧文仲、其不仁者三、不知者三、下展禽、展禽、柳下恵也。文仲知柳下恵之賢、而使在下位。己欲立而立人。廃六関、塞関、陽関之属、凡六関、所以禁絶末遊、而廃之。妾織蒲、三不仁也。家人販席、言作虚器、謂居蔡、山節藻梲也。有其器而無其位、故其与民争利。曰虚。縦逆祀、聴夏父、躋僖公。祀爰居、三不知也。海鳥曰爰居、止於魯東門外、文仲以為神、命国人祀之。

六年秦伯任好卒。任好、秦穆公名。以子車氏之三子奄息・仲行・鍼虎為殉、子車、秦大夫氏也。以人従葬為殉。皆秦之良也。国人哀之、為之賦黄鳥。黄鳥、詩秦風。義取黄鳥止于棘桑往来得其所、傷三良不然。君子曰、秦穆之不為盟主也、宜哉。死而弃民。先王違世、猶詒之法、而況奪之善人乎。詩曰、人之云亡、邦国殄瘁。詩大雅、言善人亡則国瘁病。無善人之謂。若之何奪之。

七年、晋郤欠言於趙宣子曰、日衛不睦、故取其地、日、往日。取衛地在元年。今已睦矣、可以帰之。叛而不討、何以示威。服而不柔、何以示懐。柔安也。非威非懐、何以示徳。無徳何以主盟。子為正卿以主諸侯、而不務徳、将若之何。夏書曰、逸書戒之用休、有休則戒之以勿休。董之用威、董督也。有罪則督之以威刑。勧之以九歌勿使壊。九功之徳皆可歌也。謂之九歌。六府・三事、謂之九功。水火金木土穀、謂之六府。正徳・利用・厚生、謂之三事。義而行之、謂之徳礼。徳、正徳也。礼以制財用之節、又以厚生民之命。

無礼不楽、所由叛也。若吾子之徳莫可歌也、其誰来之。来、猶叛也。盍使睦者歌吾子乎。宣子説之。

十一年、郯瞞侵斉。郯瞞、狄国名。防風之後、漆姓。遂伐我。公卜使叔孫得臣追之、吉。侯叔夏御莊叔、莊叔、得臣。綿房甥為右、富父終甥駟乗。駟乗、四人共車。敗狄于鹹、獲長狄僑如。僑如、郯瞞国之君、蓋長三丈。獲僑如不書、賤夷狄也。富父終甥搏其喉、以戈殺之、搏、猶衝也。埋其首於子駒之門、子駒、魯郭門。骨節非常、恐後世怪之、故詳其処。以命宣伯。得臣待事而名、宣伯曰僑如、以旌其功。

十三年、邾文公卜遷于繹。繹、邾邑。魯国鄒県北有繹山。史曰、利於民而不利於君。邾子曰、苟利於民、孤之利也。天生民而樹之君、以利之也。民既利矣、孤必与焉。左右曰、命可長也、君何弗為。邾子曰、命在養民。死之短長、時也。民苟利矣、遷也、吉莫如之。左右以一人之命為言、文公以百姓之命為主。一人之命、各有短長、不可如何。百姓之命、乃伝世無窮、故徒之。遂遷于繹。五月、邾文公卒。君子曰、知命。

十四年、邾文公元妃斉姜生定公、二妃晋姫生捷菑。文公卒、邾人立定公、捷菑奔晋。晋趙盾以諸侯之師八百乗納捷菑于邾。八百乗、六万人、言力有余。邾人辞曰、斉出貜且長。貜且、定公。宣子曰、辞順而弗從、不祥。乃還。立適以長、故曰辞順。

十八年、莒紀公生太子僕、又生季佗、愛季佗而黜僕。僕因国人以弑紀公、以其宝玉来奔、納諸宣公。公命与之邑、曰、今日必授。季父子使司寇出諸竟、曰、今日必達。未見公而文子出之。公問其故。季文子使大史克対曰、先大夫臧文仲曰、見有礼於其君者、事之如孝子之養父母也。見無礼於其君者、誅之如鷹鸇之逐鳥雀也。行父還観莒僕、莫可則也。還、猶周旋。而在於凶徳、是以去之。昔高陽氏有才子八人高陽、帝顓頊之号。八人、其苗裔。蒼舒・隤敳・檮戭・大臨・尨降・庭堅・仲容・叔達、此即垂・益・禹・皐陶之倫。庭堅即皐陶字。斉聖広淵、明允篤誠、天下之民、謂之八愷。斉中也。淵深也。允信也。篤厚也。愷和也。高辛氏有才子八人、高辛、帝嚳之号。八人亦其苗裔。伯奮・仲堪・叔献・季仲・伯虎・仲熊・叔豹・季貍、此即稷・契・朱虎・熊羆之倫。忠粛共懿、宣慈恵和、天下之民、謂之八元。粛敬也。懿美也。宣徧也。元善也。此十六族也、世済其美、不隕其名、済成也。隕墜也。以至于堯、堯不能挙。舜臣堯、挙八愷使主后土、后土、地官。禹作司空、平水土、即主地之官。以揆百事、莫不時序、地平天成、揆度也。成亦平也。挙八元、使布五教于四方、契作司徒、五教在寛、故知契在八元之中。父義、母慈、

兄友、弟共、子孝、内平外成。内諸夏、外夷狄。昔帝鴻氏有不才子、帝鴻、黄帝。掩義隱賊、好行凶德、醜類惡物、頑嚚不友、是与比周、醜亦惡也。比近也。周密也。天下之民、謂之渾敦。謂驩兜。渾敦、不開通之貌。少皞氏有不才子、少皞、金天氏号。次黄帝。毀信廃忠、崇飾惡言、靖譖庸回、服讒蒐慝、以誣盛德、崇聚也。靖安也。庸用也。回邪也。服行也。蒐隱也。慝惡也。盛德賢人也。天下之民、謂之窮奇。謂共工。其行窮、其好奇。顓頊氏有不才子、不可教訓、不知話言、話善也。告之則頑、德義不入心。舍之則嚚、不道忠信。傲狠明明德、以乱天常、天下之民、謂之檮杌。謂鯀。檮杌、頑凶無疇匹之貌。此三族也、世済其凶、増其惡名、以至于堯、堯不能去。方以宣公比堯、行父比舜、故言堯可不能去、須賢臣而除之。縉雲氏有不才子、縉雲、黄帝時官名。貪于飲食、冒于貨賄、侵欲崇侈、不可盈厭、聚斂積実、不知紀極、不分孤寡、不恤窮匱、冒亦貪也。盈満也。実財也。天下之民、以比三凶、非帝子孫、別以比三凶。故謂之饕餮。貪財為饕、貪食為餮。舜臣堯、為堯臣。賓于四門、闢四門、達四聡、以賓礼衆賢。流四凶族、案四凶罪状而流放之。渾敦・窮奇・檮杌・饕餮、投諸四裔、以禦螭魅。投弃也。裔遠也。放之四遠、使当螭魅之災。螭魅山林異気所生、為人害者。是以堯崩而天下如一、同心戴舜以為天子、以其挙十六相、去四凶也。故虞書数舜之功曰、慎徽五典、五典克従、無違教也。徽美也。典常也。此八元之功。曰納于百揆、百揆時序、無廃事也。此八凱之功。曰賓于四門、四門穆穆、無凶人也。流四凶。舜有大功二十而為天子。挙十六相、去四凶也。今行父雖未獲一吉人、去一凶矣、於舜之功、二十之一也、庶幾免於戾乎。史克以弁宣公之惑、釈行父之志、故激称其言美惡有過辞、蓋事宜也。

群書治要巻第四

羣書治要巻第十三

漢書一

高祖、沛豊邑中陽里人也。姓劉氏、寛仁愛人、意豁如也。常有大度、不事家人生産作業。高祖常繇咸陽、繇者役也。咸陽秦所都。繇読曰徭。縦観秦皇帝、縦放也。天子出行、故人令観。喟然大息、曰、嗟乎、大丈夫当如此矣。喟、歎息貌。秦二世元年、陳涉自立為楚王、沛令欲以沛応之。父老殺沛令、迎高祖。高祖乃立為沛公。於是、少年豪吏如蕭何曹参樊噲等、皆為収沛子弟、得三千人。秦二年、沛公与項梁共、立楚懐王孫心、為楚懐

王。六国為秦所并、楚最無罪、為百姓所思、故求其後、立為楚懐王、以祖謚為号、順民望也。懐王与諸将約、先入定関中者王之。約要也。謂言契也。自函谷関以西、惣名関中。当是時、秦兵彊、常乗勝逐北、諸将莫利先入関。独項羽願与沛公西入関。懐王諸老将皆曰、羽為人慓悍禍賊、所過無不残滅。不如更遣長者扶義而西、告諭秦父兄。秦父兄若其主久矣、今誠得長者往、毋侵暴、宜可下。項羽不可遣、独沛公素寛大長者。卒不許羽、而遣沛公西収陳王、項梁散卒。攻秦軍壁、破其二軍。秦三年、沛公南屠潁川、因張良遂略韓地。河南新鄭南至潁川南北、皆韓地也。以良累世相韓、故因之。沛公略南陽、南陽守走守宛。沛公引兵過宛西。張良諫曰、沛公雖欲急入関、秦兵尚衆、距険。依険阻而自固以距敵。今不下宛、宛従後撃、彊秦在前、此危道也。於是沛公、乃夜引軍従他道還、偃旗幟、遅明、囲宛城三匝。遅未也。天未明之頃、已囲其城。南陽守齮降、封為殷侯。引兵西、無不下者。所過毋得鹵掠、鹵与虜同。掠力向反、謂略奪也。秦民喜。沛公攻武関、入秦。相趙高、殺二世、立二世兄子子嬰。子嬰誅高。元年、沛公至霸上。霸上地名、在長安東。秦王子嬰、降枳道旁。亭名也。在長安東。沛公曰、殺之不祥。乃以属吏。遂入咸陽、召諸県豪傑、曰、父老若秦苛法从矣、苛細也。誹謗者族、耦語者棄市。耦対也。吾与諸侯約、先入関者王之、吾当王関中。与父老約、法三章耳。殺人者死、傷人及盗抵罪。傷人有曲直、盗賊有多少、罪名不可予定、故凡言抵罪、未知抵何罪也。抵至也、当也。余悉除去秦法。吏民皆按堵如故。按按次第。堵牆堵也。言不遷動也。堵音覩。凡吾所以来、為父兄除害、非有所侵暴、毋恐。且吾所以軍霸上、待諸侯至而定要束耳。乃使人与秦吏行至県鄉邑告諭之。秦民大喜、沛公使守函谷関。項羽破関、遂至戲下、怒、欲攻沛公。是時、羽兵四十万、号百万。沛公兵十万、号二十万、力不敵。会項伯善張良、約為婚姻。而沛公旦日見羽鴻門、在新豊東。謝之。羽因留沛公飲。范増数目羽撃沛公、動目以諭之。羽不応。増謂項荘曰、以劒舞、因殺沛公。不者汝属且為所虜。荘入抜劍舞、項伯亦起舞、常翼蔽沛公。樊噲聞事急、直入、怒甚。羽壮之、賜以酒。噲因譙讓羽、譙讓、以辞相責也。有頃、沛公起如廁、招噲出、独騎、従間道走軍、間空也。投空隙而行、不公顯也。走謂趣向也。使張良留謝羽、献璧。羽受之。又献玉斗范増。増怒、撞其斗、起曰、吾属今為沛公虜矣。羽屠咸陽、殺子嬰、焼

秦宮室。秦民大失望。羽怨懐王、陽尊為義帝、実不用其命。羽自立為西楚覇王。背約、更立沛公為漢王。漢王怨、欲攻羽、蕭何諫、乃止。張良辞帰韓、漢王送至褒中、梁州之褒県也。因説漢王焼絶桟道、桟即閣也。謂之閣道。以備諸侯盗兵、亦視項羽無東意。視音示、言令羽知漢王更無東出之意也。漢王聴韓信策、部署諸将、留蕭何収巴蜀租、給軍糧食。漢王引兵、襲雍王耶。雍兵敗、遂定雍地。東如咸陽、遣諸将略地。田栄自立為斎王、与彭越将軍印、令反梁地。塞王欣・翟王翳皆降漢。項羽殺韓王成。時張良徇韓地、徇音巡。撫其民人也。遺羽書曰、漢欲得関中、如約即止、不敢復東。羽以故無西意。二年、項羽使九江王布殺義帝於郴。郴県名、属桂陽、郴旦林反。常山王張耳降漢。張良自韓間行帰漢、漢王以為成信侯。漢王帰都櫟陽、使諸将拔隴西。令民除秦社稷、立漢社稷、施恩徳、賜民爵。爵者禄位。民賜爵、有罪得代減也。漢王自臨晋渡河、魏王豹降。陳平亡楚来降。漢王与語、説之、南渡平陰津、至洛陽。新城三老董公遮説漢王曰、臣聞順徳者昌、逆徳者亡。兵出無名、事故不成。名者伐有罪。故曰、明其為賊、敵乃可服。項羽為無道、放殺其主、天下之賊也。夫仁不以勇、義不以力、為義帝発喪、此為仁義、行不用勇力。三軍之衆為之素服、以告之諸侯、為此東伐、四海之内莫不仰徳。此三王之挙也。漢王曰、善。於是為義帝発喪、告諸侯曰、天下共立義帝、北面事之。今項羽放殺義帝江南、大逆無道。寡人親為発喪、兵皆縞素。縞白素也。悉発関中兵、収三河士、河南・河東・河内也。南浮江漢以下、願従諸侯王、撃楚之殺義帝者。漢王劫五諸侯兵、謂常山・河南・韓・魏・殷也。東伐楚。到外黄、彭越将三万人帰漢。漢王遂入彭城、羽聞之、自以精兵三万人、従魯出胡陵至蕭、晨撃漢軍、大戦彭城霊壁東睢水上、睢音雖。囲漢王三帀。漢王遁去、太公・呂后間行、反遇楚軍、羽以為質。諸侯見漢敗、皆亡去。塞王欣・翟王翳降楚。漢王使随何往説九江王布畔楚。漢王屯滎陽、蕭何発関中、老弱未伝者悉諸軍。未二十三為弱、過五十六為老。傳著也。言著名籍、給公家徭役也。韓信亦収兵与漢王会、兵復大振。与楚戦滎陽南京・索間、破之。魏王豹反。漢王還標陽、立太子、赦罪人。引水灌廃丘、廃丘降、章邯自殺。漢王使酈食其往説魏王豹、豹不聴。使

韓信撃魏、虜豹、伝詣滎陽、定魏地。　三年韓信・張耳撃趙、斬陳余。黥布与随何間行帰漢。漢王分之兵、至成皐。項羽奪漢甬道、漢軍乏食、酈食其謀撓楚権、撓弱也。欲立六国後。漢王問張良、良発八難、乃止。又与陳平黄金四万斤、以間疎楚君臣。羽囲漢滎陽。紀信請、誑楚可以間出。於是陳平夜出女子東門二千余人。紀信曰、漢王降楚。楚皆呼万歳、之城東観、以故漢王得与数十騎出西門遁。羽焼殺信。漢王収兵、復軍成皐。羽遂囲成皐、漢王跳、跳音逃、謂走也。北渡河、宿小脩武。得韓信軍復大振、使盧綰・劉賈渡白馬津、佐彭越、焼楚積聚、所畜軍糧芻稾之属也。攻下睢陽外黄十七城。　四年、韓信襲破斉、羽使竜且救斉。漢数挑成皐戦、挑戦、擿嬈敵求戦也。古謂之致師。楚大司馬曹咎、渡兵汜水。在済陰界、汜音祀。士卒半渡、漢撃之大破楚軍。曹咎自刎汜水上。漢王与羽相守広武之間。漢王数羽十罪。羽怒、伏弩射中漢王、傷胷、乃捫足曰、虜中吾指。捫摸也。傷胷而捫足者、以安衆也。漢王病創臥、張良彊請起行労軍。韓信殺楚将竜且、虜斉王黄。漢王疾瘉、至櫟陽、存問父老。復軍広武。彭越・田横居梁地、往来苦楚兵、絶其糧食。立韓信為斉王、立黥布為淮南王。羽自知少助食尽、韓信又進兵撃楚。羽与漢約中分天下、割洪溝以西為漢、以東為楚。帰太公・呂后、軍皆称万歳。羽解而東帰。漢王欲西帰、張良・陳平諫曰、今漢有天下太半、凡数三分有二、為太半、有一分、為少半。而諸侯皆附、楚兵罷食尽、此天亡之時、不因其幾而遂取之、幾危也。所謂養虎自遺患也。漢王従之。　五年、漢王追項羽至陽夏南、与斉王信・魏相国越期会撃楚、至固陵、即固始也。不会。楚撃漢軍、大破之。漢王復入壁、深壍而守。以張良謀、而信・越皆引兵来、周殷畔楚、黥布随劉賈、皆会囲羽垓下。垓音該、沛茭県聚邑名也。羽夜聞漢軍四面皆楚歌、楚歌者、鶏鳴歌也。漢已略得其地、故楚歌者多。知尽得楚地、羽与数百騎走、是以兵大敗。灌嬰追斬羽東城、楚地悉定。於是諸侯上皇帝尊号、漢王即皇帝位于汜水之陽。在済陰界。置酒洛陽南宮、上曰、上者尊位所在也。但言上、不敢言尊号耳。吾所以有天下者何。項氏之所以失天下者何。高起・王陵対曰、陛下嫚而侮人、項羽仁而敬人、然陛下使人攻城略地、所降下者、因以与之、与天下同利也。項羽妬賢

嫉能、有功者害之、賢者疑之、戰勝而不与人功、得地而不与人利、此其所以失天下也。上曰、公知其一、未知其二。夫運籌帷幄之中、決勝千里之外、吾不如子房。塡国家、撫百姓、給餉餽、不絶糧道、吾不如蕭何。連百万之衆、戰必勝、攻必取、吾不如韓信。三者皆人傑、吾能用之、此吾所以取天下者也。項羽有一范増而不能用、此所以為我禽也。羣臣説服。説読曰悦。田横与賓客亡入海。上遣使者赦横、曰、横来、大者王、小者侯。大者、謂其長率、即横身也。小者、其徒属也。不来、且発兵加誅。横懼、乗伝詣洛陽、未至三十里、自殺。上壮其節、為流涕。六年、人告楚王信謀反、用陳平計、偽游雲夢、信迎謁、因執之、封為淮陰侯。上居南宮、従復道上、復音復、上下有道、故謂之復。見諸将往往耦語、以問張良。良曰、陛下与此属共取天下、今已為天子、而所封皆故人所愛、所誅皆平生仇怨。今軍吏計功、以天下為不足用徧封、言有功者、多、而土地少。而恐以過失及誅、故相聚謀反耳。上曰、為之奈何。良曰、取上素所不快、計羣臣所共知最甚者一人、先封以示羣臣。上置酒、封雍歯、因趣丞相急定功行封。趣読曰促。罷酒、羣臣皆喜、曰、雍歯且侯、吾属亡患矣。上帰櫟陽、五日一朝太公。太公家令説太公曰、天亡二日、土亡二王。皇帝雖子、人主也。太公雖父、人臣也。奈何令人主拜人臣、如此、則威重不行。後上朝、太公擁彗、為恭也。如令卒持帚也。師古曰、彗者、所以掃也、音似歳反。迎門郤行、郤退而行也、音丘略反。上大驚、下扶太公。太公曰、帝、人主、奈何以我乱天下法。於是上心善家令言、賜黄金五百斤、尊太公曰太上皇。七年、上自将擊韓王信、信亡走匈奴、上乗勝逐北、遂至平城、為匈奴所囲、七日、用陳平秘計得出。応劭曰、陳平使画工図美女、間遣閼氏、云漢有美女、如此、今皇帝困厄、欲献之。閼氏畏其奪已寵、因謂単于曰、漢天子亦有神霊、得其土地、非能有也。於是匈奴開其一角、得突出。使樊噲留定代地。蕭何治未央宮、上見其壮麗、甚怒、謂何曰、天下匈匈、労苦数歳、成敗未可知、匈匈、喧擾之意。是何治宮室過度也。何曰、天下方未定、故可因以就宮室。且夫天子以四海為家、非令壮麗亡以重威、且亡令後世有以加也。上説。十二年上破淮南王布軍干会缶。邑名、属沛国蘄県。師古曰、会音工外反、缶音大瑞反。上擊布時、為流矢所中、行道疾。疾甚、呂后迎良医。医入見、上問医。

曰、疾可治、不医曰可治。於是上嫚罵之、曰、吾以布衣提三尺取天下、三尺剣也。此非天命乎。命乃在天、雖扁鵲何益。遂不使治疾、賜黄金五十斤、罷之。呂后問曰、陛下百歳後、蕭相国既死、誰令代之。上曰、曹参可。問其次。曰、王陵可、然少戇、師古曰戇愚也。古音下紺反、今則竹巷反。陳平可以助之。陳平知有余、然難独任。周勃重厚少文、然安劉氏者必勃也、可令為大尉。呂后復問其次。上曰、此後亦非乃所知也。師古曰、乃汝也。言自此之後、汝亦終矣、不後知之。高皇后呂氏生恵帝、佐高祖、定天下。恵帝崩、太后臨朝称制。　八年、太后崩。上将軍呂禄・相国呂産謀作乱。時斉悼恵王子朱虚侯章在京師、以禄女為婦、知其謀、廼使人告兄斉王、令発兵西。章欲与太尉勃・丞相平為内応、以誅諸呂。斉王遂発兵、産・禄等遣大将軍灌嬰将兵擊之。嬰至滎陽、使人諭斉王与連和、待呂氏変而共誅之。変謂発動也。太尉周勃与丞相陳平謀、令酈寄紿説禄。紿誑也。禄・産及諸呂計猶予未有所決。郎中令賈寿使従斉来、以灌嬰与斉楚合従状告産。勃復令説禄、禄解将軍印、以兵授勃。勃入軍門、行令軍中曰、為呂氏右袒、為劉氏左袒。袒、脱衣袖而肉袒也。左右者、偏脱其一耳。袒音徒旱反。軍皆左袒。勃遂将北軍。然尚有南軍、丞相平召朱虚侯章佐勃。勃令章監軍門。産入未央宮、欲為乱。殿門弗内、勃廼謂章曰、急入宮。章入未央掖門、見産廷中、遂擊産殺之。還入北軍、復報勃斬呂禄、笞殺呂嬃安嬃音須、呂后妹。悉捕諸呂男女、無少長皆斬之。大臣相与謀而立文帝。

孝文皇帝、高祖中子也。母曰薄姫。

二年、詔曰古之治天下、朝有進善之旌、旌幡也。堯設之五達之道、合民進善也。誹謗之木、服虔曰、堯作之、橋梁交于柱頭也。所以通治道而来諫者也。今法有誹謗訞言之罪、是使衆臣不敢尽情、而上無由聞過失也。将何以来遠方之賢良。其除之。民或其有他言、吏以為誹謗。此細民之愚。無知抵死、抵触也、亦至也。朕甚不取。又曰農天下之大本也。民所恃以生也、而民或不務本而事末、故生不遂。衣食之絶、致有夭衷、故不遂其生。朕憂其然、故今茲親率群臣農以勧之。其賜天下民今年田租之半。免不収之。　十年、将軍薄昭死。鄭氏曰、昭殺漢使者、文帝不忍加誅、使公卿従之飲酒、欲令自引分。昭不肯、使羣臣衰服往哭之、乃自殺。有罪、故言死。如淳曰、一説昭与文帝博不勝、当飲酒、侍郎酌、為昭少、一侍郎譴呵之。時此郎下沐、昭使人殺之、是以文帝使自殺。師古曰、外戚恩

沢侯表云、坐殺漢使者自殺。鄭説是也。

十二年、詔曰、孝悌天下之大順也。力田、為生之本也。三老、衆民之師也。廉吏、民之表也。朕甚嘉此二三大夫之行。今万家之県、云無応令、無孝悌力田之人可応察挙之令。豈実人情。是吏挙賢之道未備也。其遣謁者労賜三老、孝者帛人五匹、悌者力田二匹、廉吏二百石以上率百石者三匹。贊曰、孝文皇帝即位二十三年、宮室苑囿車騎服御無所増益。有不便、輙弛以利民。弛廃。嘗欲作露台、召匠計之、直百金。上曰、百金、中人十家之産也。中謂不富不貧。吾奉先帝宮室、常恐羞之、何以台為。身衣弋綈、弋黒色也。綈厚繒。所幸慎夫人衣不曳地、帷帳無文繡、以示敦朴、為天下先。治霸陵、皆瓦器、不得以金銀銅錫為飾、因其山、不起墳。南越尉佗自立為帝、召貴佗兄弟、以徳懐之、佗遂称臣。与匈奴結和親、後而背約入盗、令辺備守、不発兵深入、恐煩百姓。呉王詐病不朝、賜以几杖。群臣袁盎等諫説雖切、常仮借納用焉。張武等受路金銭、覚、更加賞賜、以媿其心。専務以徳化民、是以海内殷富、興於礼義、断獄数百、幾致刑措。応劭曰措置也。民不犯法、无所刑也。嗚呼、仁哉。

孝景皇帝、文帝太子也。母曰竇皇后。

中五年、詔曰、法令度量、所以禁暴止邪也。獄、人之大命、死者不可復生。吏或不奉法令、以貨賂為市、朋党比周、以苛為察、以刻為明、令亡罪者失職、朕甚憐之。職常也。失其常理也。有罪者不伏罪、姦法為暴、甚亡謂也。諸獄疑、若雖文致於法而於人心不厭者、輙讞之。厭服也。音一瞻反。讞平議也、音魚列反。後元年、詔曰、獄重事也。人有智愚、官有上下。獄疑者讞有司。有司所不能決、移廷尉。有令讞而後不当、讞者不為失。仮令讞訖、其理不当。所讞之人不為罪矣。欲令治獄者務先寛。三年、詔曰、農天下之本也。黄金珠玉、飢不可食、寒不可衣、以為幣用、不識其終始。幣者、所以通有無、易貴賤也。間歳或不登、意為未者衆、農民寡也。其令郡国務勧農桑、益種樹、可得衣食物、樹植也。吏発民若取庸采黄金珠玉者、坐臧為盗。韋昭曰、発民、用其民。取庸、用其資以雇庸。二千石聴者、与同罪。

孝武皇帝、景帝中子也。母曰王美人。

建元元年、師古曰、自古帝王未有年号、始起於此。冬十月、詔丞相・御史・列侯・

中二千石・二千石・諸侯相挙賢良方正直言極諫之士、丞相綰師古曰、衛綰也。奏、所挙賢良、或治申・商・韓非・蘇秦・張儀之言、応劭曰、申不害韓昭侯相也。衛公孫鞅為秦孝公相、封於商、号商君。韓非韓諸公子、非名也。蘇秦為関東従長。張儀為秦昭王相、為衡説以抑諸侯。李奇曰、申不害書執術。商鞅為法、賞不失尊、刑不諱尊、然深刻無恩徳。韓非兼行申、商之術。乱国政、諸皆罷。奏可。詔曰、古之立教、郷里以歯、朝廷以爵、扶世導民、莫善於徳。然則於郷里先耆艾、奉高年、古之道也。六十曰耆、五十曰艾。今天下孝子順孫願自竭尽以承其親、外迫公事、内乏資財、是以孝心闕焉。朕甚哀之。民年九十、以上、已有受鬻法、給米粟以為糜鬻鬻音之六反。為復子若孫、令得身帥妻妾遂其供養之事。元朔元年、詔曰、進賢受上賞、蔽賢蒙顕戮、古之道也。其与中二千石・礼官・博士議不挙者罪。有司奏議曰、古者、諸侯貢士、壱適謂之好徳、適得其人。再適謂之賢賢、三適謂之有功、廼加九錫、応劭曰、一曰車馬、二曰衣服、三曰楽器、四曰朱戸、五曰納陛、六曰虎賁百人、七曰鉄鉞、八曰弓矢、九曰秬鬯。此皆天子制度、尊之、故事事錫与、但数少耳。不貢士、壱則黜爵、再則黜地、三而黜爵地畢矣。夫附下罔上者死、附上罔下者刑、与聞国政而無益於民者斥、与読曰予。斥謂棄逐之。在上位而不能進賢者退、此所以勧善黜悪也。今詔書昭先帝聖緒、令二千石挙孝廉、所以化元元、移風易俗也。不挙孝、不奉詔当免。張晏曰、当率身化下、今親宰牧而無賢人、為不勝任也。奏可。

元鼎二年、詔曰、仁不異遠、義不辞難。遠近如一、是為仁也。不憚艱難、是為義也。今京師雖未為豊年、山林池沢之饒与民共之。今水潦移於江南、迫隆冬至、朔懼其飢寒不活。江南之地、火耕水耨、応劭曰、燒草下水種稲、草与稲並生、高七八寸、因悉芟去、復下水漸之草死、独稲長、所謂火耕水耨。方下巴蜀之粟致之江陵、遣博士中等分循行。諭告所抵、無令重困。抵至也。吏民有振救飢民免其戹者具挙以聞。元封元年、詔曰朕用事華山、至于中嶽、獲駿麃、見夏后啓母石。翌日親登嵩高、御吏乗属、在廟旁吏卒咸聞呼万歳者三、荀悦曰、万歳山神称之也。応劭曰、嵩高県有上中下万歳里。祭礼罔不答。罔無也。言登礼於神、無不答応。其令祠官加増太室祠、嵩高山有太室、少室之山、山有石室、故以名云。禁無伐其草木。以山下戸三百為之奉邑、名曰崇高、独給祠、復亡所与。与読曰預。五年、詔曰、蓋有非常之功、必待非常之人、故馬或奔踶而致千里、踶蹋也。奔走也。奔踶者、乗之即奔。立則踶人也。踶音徒計反。士或有負俗之累而立功名。負俗、謂被世譏論也。夫泛駕之馬、泛覆也。音方勇反。字本作覆、後通用耳。覆駕

者、言馬有逸気而不循軌轍也。跅弛之士、跅者、跅落無検局也。弛者、放廃不遵礼度也。跅音土各反。弛音式爾反。亦在御之而已。在人所以制御之。其令州郡察吏民有茂材異等、応劭曰、旧言秀才、避光武諱称茂才。異等者、起等軼羣不与凡同也。師古曰、茂美也。可為将相及使絶国者。絶遠之国、謂声教之外。

太初元年、正歴、旦正月為歳首。師古曰、謂以建寅之月為正也。未正歴之前謂建亥之月為正、今此言以正月為歳首者、史追正其月名。色上黄、数用五、定官名、協音律。

天漢二年、止禁巫祠道中者。祕祝移過、文帝人已除之。今此総禁百姓巫覡於道中祠祭者耳。大搜。謂索姦人也。

孝昭皇帝、武帝少子也。母曰趙婕伃。

始元五年、詔曰、朕以眇身獲保宗廟、戦戦栗栗、夙興夜寐、修古帝王之事、通保傅、伝孝経・論語・尚書、未云有明。文頴曰、賈誼作保傅伝、在礼大戴記。師古曰、帝自言雖通保傅伝、而孝経・論語・尚書猶未能明也。其令三輔、大常挙賢良各二人、郡国文学高第各一人。元鳳元年、鄂邑長公主・燕王旦与左将軍上官桀・桀子票騎将軍安・御史大夫桑弘羊皆謀反、伏誅。初桀・安父子与大将軍霍光争権、欲害之、詐使人為燕王旦上書言光罪。時上年十四、蓋追道前年事耳、非今歳也。覚其詐。後有譖光者、上輒怒曰、大将軍国家忠臣、先帝所属敢有譖毀者、坐之。光由是得尽忠。

元平元年、詔曰、天下以農桑為本。日者省用、罷下急官、謂非要職官。減外繇、繇読曰徭。耕桑者益衆、而百姓未能家給、給足也。朕甚愍焉。其減口賦錢。有司奏請減什三、上許之。

孝宣皇帝、武帝曾孫、戾太子孫也。太子納史良娣、生史皇孫、皇孫納王夫人、生宣帝、号曰皇曾孫。掖庭令張賀嘗事戾太子、思顧旧恩、顧念也。哀曾孫奉養甚謹、以私錢供給教書。既壮、受詩於東海澓中翁、姓澓、字中翁也。澓房福反。高材好学、然亦喜游侠、鬬鶏走馬、具知閭里姦邪、吏治得失。元平元年四月、昭帝崩、毋嗣。大将軍霍光請皇后曰、禮、人道親親故尊祖、尊祖故敬宗。大宗毋嗣、択支子孫賢者為嗣。孝武皇帝曾孫病已、有詔掖庭養視、至今年十八、師受詩・論語・孝経、操行節倹、慈仁愛人、可以嗣孝昭皇帝後、奉承祖宗、子万姓。天子以万姓為子、故云子万姓。奏可。遣奉迎曾孫、已而即皇帝位。

本始四年、詔曰、蓋聞農者興徳之本也、今歳不登、已遣

使者振貸困乏。其令大官損膳省宰、師古曰、膳具食也。食之善者也。宰為屠殺也。省減也。漢儀注、大宰令屠者七十二人、宰二百人。楽府減楽人、使帰就農業。丞相以下至都官令丞、上書入穀、輸長安倉、助貸貧民。民以車舩載穀入関者、得毋用伝。師古曰、伝伝符也。欲穀之多、故不問其出入也。伝音張恋反。　地節二年、大司馬大将軍光薨。詔曰、大司馬大将軍博陸侯、師古曰、尊之、故不名。宿衛孝武皇帝三十余年、輔孝昭皇帝十有余年、遭大難、躬秉義、率三公・諸侯・九卿・大夫、定万世策、以安宗廟。天下蒸庶、咸以康寧、蒸庶衆人也、庫安也。功徳茂盛、朕甚嘉之。復其後世、疇其爵邑、張晏曰、律非始古、十減二。疇者等也。言不復減也。師古曰、復音方目反。世世毋有所与。与読曰予。功如蕭相国。　四年、詔曰、父子之親、夫婦之道、天性也。雖有患禍、猶蒙死而存之。蒙冒也。誠愛結於心、仁厚之至也、豈能違之哉。自今子首匿父母、妻匿夫、孫匿大父母、皆勿坐。凡首匿者、言為謀首而蔵匿罪人。其父母匿子、夫匿妻、大父母匿孫、罪殊死、皆上請廷尉以聞。

元康二年、詔曰、獄者万民之命、所以禁暴止邪、養育群生也。能使生者不怨、死者不恨、則可謂文吏矣。今則不然。用法或持巧心、析律貳端、深淺不平、析分也。謂分破律条、妄坐端緒、以出入人罪。増辞飾非、以成其罪。奏不如実、上亦亡繇知。上者、天子自謂也。繇読与由同也。此朕之不明、吏之不称、四方黎民将何仰哉。二千石各察官属、勿用此人。吏務平法。　甘露三年、詔諸儒講五経同異、太子太傅蕭望之等平奏其議、上親称制臨決焉。廼立梁丘易・大小夏侯尚書・穀梁春秋博士。

孝元皇帝、宣帝太子也。母曰共哀許皇后。八歳立為太子。壮大、柔仁好儒。見宣帝所用多文法吏、以刑名繩下、大臣楊惲・蓋寛饒等坐刺譏辞語為罪而誅、嘗侍燕従容言、陛下持刑太深、宜用儒生。宣帝作色曰、漢家自有制度、本以覇王道雑之、柰何純任徳教、用周政乎。且俗儒不達時宜、好是古非今、使人眩於名実、不知所守、何足委任。廼歎曰、乱我家者、太子也。

孝成皇帝、元帝太子也。母曰王皇后。帝為太子、壮好経書、寛博謹慎。初居桂宮、上嘗急召、太子出竜楼門、不敢絶馳道、応劭曰、馳道天子所行道也。若令之中道。師古曰、絶横度也。　西至直城門、得絶乃度、還入作室門。上遅之、問其故、以状対。上大説、

説読曰悦。乃著令令太子得絶馳道云。　河平元年夏四月己亥晦、日有蝕之、既。詔曰、朕獲保宗廟、戰戰栗栗、未能奉称。伝曰、男教不修、陽事不得、則日為之蝕。天著厥異、辜在朕躬。公卿大夫其勉悉心、以輔不逮。悉尽也、逮及也。百寮各修其職、惇任仁人、退遠残賊。陳朕過失、無有所諱。

永始四年、詔曰、聖王明礼制以序尊卑、異車服以章有徳、雖有其財、而無其尊、不得踰制、故民興行、上義而下利。以義為上、以利為下也。方今世俗奢僭罔極、靡有厭足。公卿列侯親属近臣、四方所則、夫聞修身遵礼、同心憂同者也。或廼奢侈逸予、務広第宅、治園池、多畜奴婢、被服綺穀、設鐘鼓、備女楽、車服稼娶葬埋過制。吏民慕効、寝以成俗、而欲望百姓倹節、家給人足、豈不難哉。詩不云乎。赫々師尹、民具爾瞻。其申敕有司、以漸禁之。青緑民所常服、且勿止。師古曰、然則禁紅紫之属。列侯近臣、各自省改。司隷校尉察不変者。

孝哀皇帝、元帝庶孫、定陶恭王子也。母曰丁姫。長好文辞法律。綏和二年、詔曰、制節謹度以防奢淫、為政所先、百王不易之道也。諸侯王・列侯・公主・吏二千石及豪富民多畜奴婢、田宅亡限、与民争利、百姓失職、重困不足。其議限列。令条列而為限禁。有司条奏、諸王・列侯得名田国中。列侯在長安及公主名田県道、関内侯・吏民名田、皆無得過三十頃。諸侯王奴婢二百人、列侯・公主百人、関内侯・吏民三十人。年六十以上、十歳以下、不在数中。賈人皆不得名田為吏、市井子孫不得為吏。犯者以律論。諸名田畜奴婢過品、皆没入県官。斉三服官・諸官織綺繡、難成、害女紅之物、皆止、無作輸。紅亦工也。除任子令及誹謗詆欺法。任者保也。詆誣也。掖庭宮人年三十以下、出嫁之。官奴婢五十以上、免為庶人。禁郡国無得献名獣、益吏三百石以下奉。奉扶用反。察吏残賊酷虐者、以時退。有司無得挙赦前往事。博士弟子父母死、予寧三年。寧謂処家持喪服。

孝平皇帝、元帝庶孫、中山孝王子也。母曰衛姫。　元始元年、令諸侯王・公・列侯・関内侯亡子而有孫若子同産子者、皆得以為嗣。子同産子者、謂養昆弟之子為子者也。公・列侯嗣子有罪、耐以上先請。宗室属未尽而以罪絶者、復其属。復音扶目反。其為

吏挙廉佐史、補四百石。宗室為吏者、皆令挙廉各従本秩。而依廉吏遷之為佐史者、例補四百石。天下吏比二千石以上年老致仕者、参分故禄、以一与之、終其身。参三也。　三年、立学官。郡国曰学、県・道・邑侯国曰校。校・学置経師一人、郷曰庠、聚曰序。聚、邑落名也。序庠置孝経師一人。　五年、徵天下通知逸経・古記・天文・歴筭・鐘律・小学・史篇・方術・本草及以五経・論語・孝経・爾雅教授者、在所為駕一封軺伝、以一馬駕軺車而乗伝。伝音張恋反。遣詣京師。至者数千人。

功臣表　自古帝王之興、曷嘗不建輔弼之臣所与共成天功者乎。天功、天下之功業也。虞書舜典曰、欽哉、惟時亮天功也。　漢興自秦二世元年之秋、楚陳之歳、謂陳涓自称楚王時也。初以沛公総帥雄俊、三年然後西滅秦、立漢王之号、五年東克項羽、即皇帝位、八載而天下廼平、始論功而定封。訖十二年、侯者百四十有三人。時大城名都民人散亡、戸口可得而数裁什二三、裁与纔同、十分之内纔有二三也。　是以大侯不過万家、小者五六百戸。封爵之誓曰、使黄河如帯、泰山若厲、国以永存、爰及苗裔、応劭曰、封爵之誓、国家欲使功臣伝祚無窮也。帯衣帯也。厲砥厲石也。河当何時如衣帯、山当何時如厲石、言如帯厲。国猶永存、以及後世之子孫也。於是申以丹書之信、重以白馬之盟、謂刑白馬歃其血、以為盟也。又作十八侯之位次。謂蕭何・曹参・張敖・周勃・樊噲・酈商・奚涓・夏侯嬰・淮嬰・傅寛・靳歙・王陵・陳武・王吸・薛欧・周昌・丁復・蟲達、従弟一死十八也。高后二年、復詔丞相陳尽差列侯之功、録弟下竟、臧諸宗廟、副在有司。副弐也。始未嘗不欲固根本、而枝葉稍落也。故逮文・景四五世間、流民既帰、戸口亦息、列侯大者至三四万戸、小国自倍、自倍者、謂旧五百戸、今者至千也。曹参初封万六百戸、至後嗣侯宗免時、有戸二万三千、是為戸口蕃息故也。它皆類此。富厚如之。言其貲財亦稍富厚、各如戸口之多也。子孫驕逸、忘其先祖之艱難、多陥法禁、隕命亡国、或云子孫。訖于孝武後元之年、靡有孑遺耗矣。孑然、独立貌、言無有独存者。至於耗尽也。今俗語猶謂無為耗、音毛。罔亦少密焉。服虔曰、法罔差益密也。故孝宣皇帝愍而録之、乃開廟嫌、覧旧籍、詔令有司求其子孫、咸出庸保之中、庸、売功庸也。保、可安信也。皆賃作者也。並受復除、或加以金帛、復音方目反。用章中興之徳。降及孝成、復加邮問、稍益哀微、不絶如綫。晋灼曰、綫今線縷字、音先戦反也。

古今人表　孔子曰、生而知之者、上也。学而知之者、次也。困而学之、又其次也。困而不学、民斯為下矣。困謂有所不通也。又曰、中人以上、可以語上也。言中庸之人、漸於訓誨、可以知上智之所知也。

唯上智与下愚不移。言上智不染於悪、下愚雖教無成。自此已上皆見論語也。伝曰、譬如堯舜、禹・稷・卨与之為善則行、伝謂解説経義者也。鯀・讙兜欲与為悪則誅。可与為善、不可与為悪、是謂上智。桀紂・竜逄・比干欲与之為善則誅。関竜逄、桀之臣也。王子比干、紂之臣也。皆直諫而死也。于莘・崇侯与之為悪則行、于莘、桀之勇人也。崇侯、紂之佞臣也。可与為悪、不可与為善、是謂下愚。斉桓公、管仲相之則覇、豎貂輔之則乱。豎貂、即寺人貂也。可与為善、可与為悪、是謂中人。

律歴志　虞書曰、乃同律度量衡、虞書、舜典也。同謂斉等。所以斉遠近立民信也。自伏羲画八卦、由数起、言万物之数、因八卦而起也。至黄帝・堯・舜而大備。三代稽古、法度章焉。三代、夏・殷・周也。稽古也。考於古事、章法度益明。周衰官失、孔子陳後王之法、曰、謹権量、審法度、修廃官、挙逸民、四方之政行矣。此論語載孔子述古帝王之政、以示後世。権謂斤両也。量、斗斛也。法度、丈尺也。逸民、謂有徳而隠処者。漢興、北平侯張蒼首律歴事、首謂始定也。孝武帝時楽官考正。更質正其事。至元始中王莽秉政、欲燿名誉、徴天下通知鐘律者百余人、使義和劉歆等典領条奏、言之最詳。故刪其偽辞、取正義、著于篇。

羣書治要巻第十三

註

(1) 小林芳規氏がさらに、前田家本の西宮記一〇に「奉公之輩可設備文書」の一として群書治要があることを指摘し、その後も重視された事実を挙げていられる。(次節所掲金沢文庫本「群書治要」の訓点)

(2) 後藤壱州は、このころ壱岐守であった者として、基政(一二一四〜一二六七)と思われる。内閣文庫本の系図纂要第二一冊の藤原氏一五の後藤氏の項に、基政は建長三年正月二二日壱岐守、正嘉元年四月一日引付衆、文永四年六月二三日卒五四とある。吾妻鏡にもその名は頻出するが、巻一七の奥書にいう建治元年の先年に京都大番役であったかは確かめられない。

(3) 本年(一九九〇)春の日本国宝展にも巻二二・二六が出陳された。

(4) 魏隠儒・王金雨　中国科学史話叢書　印刷史話(上海科学技術出版社　一九八八年)は、ごく小冊子であるが、群書治要巻一巻頭の挿図写真を掲げ、これをもって中日合印と称している。また、張秀民　中国印刷史(上海人民出版社　一九八九年)は「朝鮮・日本・中国三国

僧俗合作的成品」という。

(5) 福井氏はこの後漢書を、一九二四年に水戸の彰考館で実査された宋嘉定元年（一二〇八）建安蔡琪一経堂刊本と推定された(前掲書三四頁)。これは残本八八巻二四冊で、慶長一一年に円光寺で九万余の銅活字を鋳造したときにも利用されたから、文字は無数に切抜かれていて、字様にも共通点があるという。ただし、本光国師日記には、円光寺から取寄せたのは三七冊と、二度にわたってある。この本は第二次大戦の爆撃で焼失したが、同版本と元和本とが静嘉堂文庫にある（陸心源旧蔵）。

両本を直接較べてみると、字様は銅活字と木版とで感じが違うし、銅活字は縦横の筆画が同じ調子であるのに、後漢書は南宋中期建安刊本の特徴として、右上りで横画が細い。それに一字の大きさは、大字は後漢書の方が行格が八行一六字で、字間、行間を詰めているから、縦横とも二ミリほど大きい（ただ小字は後漢書が行二一字で、両者はほぼ等しい）。

しかし、後漢書の文が群書治要に抄録されて、両本が数行にわたって共通する部分を比較すると、前述の違和感がかなり失せて、多分に似て見える。そして、群書治要各巻首尾題の「羣」字が、後漢書には例が少ないが、やはりすべてこの字体であって、下半の「羊」の頭の部分がハであり、とりわけ後漢書巻一下第三三葉裏第二行のものは、上半の「君」の第二画が右へ抜け出しておらず、群書治要の題字と極似する。文字が、拡大されたならともかく、わずかな縮少は字母との関係でありうることである。

宋諱欠画も、この後漢書はとくに本文に厳格でなく、ほぼ「貞匡慎」に限られるのも、群書治要の活字と一致する。大きな相違といえば、「侯」字が群書治要では一体だけではないが、後漢書の通す「矦」はない。

福井説の通りであると思う。

(6) 河村秀穎は享保三年の生れ、秀根の兄で、尾張藩の書物奉行等を歴任し、天明三年に六六才で没した。名古屋市立鶴舞中央図書館には、河村文庫と称して自筆本多数を含め、秀根、益根ら一族の手沢本を収蔵している。

(7) 本文はほとんど同文であるが、河村秀穎の写本に五、六字の衍字がある。また、大日本史料の方は、福井氏と同じく文末の「寛永十八年辛巳冬十月日」の下に、「杏庵叟意

題」とある。後述するが、九条家には平安写本のほかに「大型上写本」があったというから、河村秀頴が対校のために閲覧できたのは、平安写本でなかったのかも知れない。同じ九条家ということで、それが平安写本に拠ったと考えるのも常識的であるが、もし江戸時代の写本であったとすれば、異本として金沢文庫本の転写本を取寄せたとの可能性も否定できない。

(8) 林家は貞享二年（一六八五）以来、中八重洲に邸宅を構え、同一一年に忍岡別邸が罹災すると、西牛籠にも邸地を得ていた（佐藤一斎 林氏第三世正献先生墓表 等 近代先哲碑文集四 夢硯堂校 一九八五年）。宝暦六年の災とは、一一月二三日暁に八重洲河岸から出て、尾張町から汐留方面に及んだという大火が、中八重洲の邸に類焼したものであろうか。辰年の火事というのもわからないが、林家では早く明暦ごろに失われていて、文庫、宝蔵御本というのは、昌平黌や聖堂の本を指すかとも思われる。五礼通攷の名が突然のように現れるのも、聖堂の罹災に伴う林家からの献納の意であろうか。なお五礼通考は二六二巻・首四巻、清秦蕙田撰。徐乾学の読礼通考一二〇巻を附した清の味経窩刊本が三部、内閣文庫に存し、佐伯侯毛利高標献納本、川越城主松平直恒献納本、そして享和王成昌平坂学問所収蔵本である。

(9) 反町茂雄　一古書肆の思い出2（平凡社 一九八六年）二一五頁。価格は七一円で、前後の令義解七冊（一五五円）、栄華物語一九冊（七六円）、狭衣物語五冊（一〇〇円）、論語二冊（五円）は「古写本」とあるから、群書治要は落札価からも近世以後の写本かと想像される。

(10) 橘井清五郎　紀州家旧蔵銅活字に就て（積翠先生華甲寿記念論纂 一九四二年 古版書誌論攷所収）にも所掲。氏の所論は、紀州家旧蔵の活字、すなわち大蔵一覧・群書治要を印行した元和の駿河版の活字は、孝経以下の慶長勅版や元和七年の皇宋事実類苑の活字とは別のものである、というところに論点がある。弘化版についても示唆に富む記述があって以下に利用するが、とくにこの版の刊行のことを述べようとしたものではない。

(11) 反町　前掲書二七七頁。このとき杉本梁江堂が三五二円で落札したといい、元和版は八九八円であった。

(12) なお、東京大学総合図書館にも、南葵文庫とともに寄贈された銅活字が、大字一一〇種をはじめ、同小字、そして弘化補と思われる木活字などごく一部が保管されている。

(13) この本は現在、大阪府立中之島図書館の朝日文庫の所蔵である。石浜(群書治要雑録)、福井(天明版群書治要校刊始末(下))両氏がともに一節を設けて詳述されたから、本文に取上げなかった。

薄鼠色布表紙(二七×二〇センチ)、一六冊。林信敬の校群正書治要序、細井徳民の刊群書治要考例はない。

双辺(二〇、六×一四、五センチ)。有界九行、眉上に高さ一、八センチの校語の欄のある印刷罫紙を用い、これに行一八字で本・注文を墨書する。この用紙は形式はもとより、大きさも尾張版とほとんど同じである。版心も上象鼻の「羣書治要」、その下の「巻之」の六字が刻されているが、これも刊本の字様とよく似ている。

さらに本文・注文、墨筆の句点が、天明尾張版とほぼ一致する。朱筆で本文に○印を附けて眉上にその校語を記したところがあるが、尾張版ではその通りに訂されている。ただし、眉上の欄の校語はまだほとんど記入されていない。

巻首に同じ罫紙一葉があって首題だけを記すが、その毎欄外に横に「岡・関・中」と、稀に「岡田中西」とあって、組合せは替るが、二ないし三名で、ときにはその下にも墨または朱筆で再校者が同じように署名している。とくに巻一首には「関岡丙午十月十六日總卒業関岡」とあって、天明六年一〇月一六日に岡田新川、関元洲、中西衛によって校合が完了したことを明らかにするものである。末に跋文三則があるが、後のものであるし、両氏が転記されているから略す。これらによって、この本は天明尾張版の定稿と考えられている。

本稿においても、東京東京国立博物館の平安写本、宮内庁書陵部の鎌倉写本をはじめ、多数の元和古活字本等について、格別のお取計いをもって閲覧調査を、また関西大学泊園文庫の林羅山輯補の二巻について、翻刻掲載のご許可を頂戴した。さらに本文中に特記しなかったものの、この本をめぐる江戸時代の諸問題について、ご教示を賜った方々が少くない。各位に深く感謝申しあげる。

註(3)補　三校中の現在、同館の常設陳列で巻三一の六韜(首一紙欠)と巻三七の孟子の部分が展観に供されている。